

第 38 回岩手県食の安全安心委員会 次第

日時：令和 8 年 6 月 10 日（水）14：00～

場所：盛岡地区合同庁舎 8 階 大会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 第 5 次岩手県食育推進計画（最終案）について（資料 1-1～1-3）

(2) 食の安全安心推進計画

ア 令和 3 年度から令和 7 年度における食の安全安心の確保のための施策評価について（資料 2-1、2-2）

イ 令和 7 年度における取組実績及び令和 8 年度取組計画について（資料 3-1、3-2）

(3) 食育推進計画

ア 令和 3 年度から令和 7 年度における食の安全安心の確保のための施策評価について（資料 4-1、4-2）

イ 令和 7 年度における取組実績及び令和 8 年度取組計画について（資料 5-1、5-2）

(4) その他

4 その他

5 閉会

【資料】

次第		資料名		
3	(1)	資料 1-1	第 5 次岩手県食育推進計画（素案）に係るパブリック・コメント等の実施状況及び今後のスケジュールについて	
		資料 1-2	第 5 次岩手県食育推進計画（最終案）概要	
		資料 1-3	第 5 次岩手県食育推進計画（最終案）本文	
	(2)	ア	資料 2-1	岩手県食の安全安心推進計画 令和 3 年度から令和 7 年度における食の安全安心確保のための施策評価について
			資料 2-2	岩手県食の安全安心推進計画 令和 8 年度から令和 12 年度における主要指標の評価及び参考指標に関すること
		イ	資料 3-1	岩手県食の安全安心推進計画 施策毎の具体的取組（令和 7 年度）
			資料 3-2	岩手県食の安全安心推進計画 県以外の主体の取組状況（令和 7 年度）
	(3)	ア	資料 4-1	岩手県食育推進計画 令和 3 年度から令和 7 年度における食の安全安心確保のための施策評価について
			資料 4-2	岩手県食育推進計画 令和 8 年度から令和 12 年度における主要指標の評価及び参考指標に関すること
		イ	資料 5-1	岩手県食育推進計画 施策毎の具体的取組（令和 7 年度）
			資料 5-2	岩手県食育推進計画 県以外の主体の取組状況（令和 7 年度）

第38回岩手県食の安全安心委員会 出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属	職	備考
消費者 を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	副会長	
	中村 靖子	岩手県消費者団体連絡協議会	常務理事	御欠席
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	副会長	
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	御欠席
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会	専務理事	
食品関連事業者 を代表する者	吉田 良平	一般社団法人岩手県調理師会	常務理事	御欠席
	田野 秀司	株式会社いわちく	専務取締役	
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会	会長	
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会	専務理事	
	岸 伸年	岩手県漁業協同組合連合会	指導部長	
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長	
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社	専務取締役	
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社	代表取締役	
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社	編集局報道センター報道部第二部長	
	佐藤 至	岩手大学獣医学部	教授	
	藤原 正俊	岩手大学獣医学部	准教授	
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部	講師	
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部	講師	

【関係室課等】

所属	職	氏名
復興防災部復興危機管理室		(※欠席)
復興防災部防災課	主査	山田 拓利
ふるさと振興部学事振興課	主任	千原 悟
環境生活部環境保全課	主任主査	昆野 智恵子
環境生活部資源循環推進課	主任主査	川又 康明
環境生活部若者女性協働推進室	主事	小林 広範
保健福祉部健康国保課	医務主幹	橋口 浩二
	主任	坂下 藤子
	主任主査	近藤 誠一
保健福祉部子ども子育て支援室	主任	佐賀 唯衣
商工労働観光部産業経済交流課	主査	佐々木 文永
農林水産部農林水産企画室	主事	佐藤 啓志
農林水産部流通課	主任主査	米澤 美穂
	主査	武田 純子
農林水産部農業振興課		(※欠席)
農林水産部農業普及技術課	主査	下川原 智
	上席農業普及員	内田 愛美
農林水産部畜産課	主任主査	福成 和博
農林水産部水産振興課	主任	滝澤 紳
農林水産部漁港漁村課	主任主査	阿部 裕治
教育委員会事務局保健体育課	担当課長	神久保 貴幸
	指導主事	菅原 史子
教育委員会事務局生涯学習文化財課	主任社会教育主事	熊谷 啓之
環境保健研究センター	首席専門研究員兼 保健科学部長	高橋 雅輝
	衛生科学部長	多田 敬子
県民生活センター	専門幹	大坊 真紀子

【事務局】

所属	職	氏名
環境生活部	理事兼副部長	竹澤 智
環境生活部県民くらしの安全課	総括課長	尾形 将敏
	食の安全安心課長	阿部 嘉智
	主任主査	菊地 賢
	主査	晴山 久美子
	主任	佐藤 悠
	主事	齋藤 楓
	技師	永岡 葵子

第38回岩手県食の安全安心委員会 配席図

佐藤 至 委員長

○

[]

佐々木 里美 委員 ○

菊地 セツ子 委員 ○

吉田 敏恵 委員 ○

田野 秀司 委員 ○

小野寺 真由美 委員 ○

佐藤 圭 委員 ○

岸 伸年 委員 ○

○ 信田 陽一 委員

○ 近谷 裕司 委員

○ 梁川 真一 委員

○ 菊池 拓朗 委員

○ 藤原 正俊 委員

○ 笹田 怜子 委員

○ 平澤 和樹 委員

傍聴席、報道席

○ 阿部 食の安全安心課長
 ○ 尾形 県民くらしの安全課
 ○ 総括課長
 ○ 竹澤 理事兼環境生活部副部長

関係室課、事務局

○ 防災課
 ○ 学事振興課
 ○ 環境保全課

○ 安全課
 ○ 県民くらしの

○ 資源循環推進課
 ○ 女性協働推進室

○ 健康国保課

○ 農林水産企画室
 ○ 産業経済交流課
 ○ 子ども子育て支援室

○ 流通課

○ 畜産課
 ○ 農業普及技術課

○ 漁港漁村課
 ○ 水産振興課

○ 保健体育課
 ○ 生涯学習文化財課

○ 環境保健研究センター
 ○ 県民生活センター

○ 事務局

出入口

第 5 次岩手県食育推進計画（素案）に係るパブリック・コメント等の実施状況及び今後のスケジュールについて

1 経緯

第 37 回岩手県食の安全安心委員会（令和 8 年 1 月 29 日開催）において答申をいただいた素案について、県議会 2 月定例会での報告、パブリック・コメントを行い、頂いた意見を踏まえ、今般、最終案としてとりまとめたため、報告するもの。

2 パブリック・コメント等の実施状況

- (1) **パブリック・コメント** 令和 8 年 3 月 19 日（木）～令和 8 年 4 月 18 日（土）
行政情報センター等への配架、県公式ホームページへの掲載による周知
郵送、FAX、電子メールにより受付
- (2) **意見人数** 2 人
- (3) **意見件数** 6 件
- (4) **意見の反映状況**

区 分	内 容	件数(件)
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	3 件
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	1 件
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	1 件
D(参考)	計画等の案は修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)	1 件
計		6 件

(5) パブリック・コメントによる意見等の反映状況

[A(全部反映)] 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの

No.	区 分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
1	第 2 章 食育を推進するための県の取組内容 第 1 節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	・グラフの出典の記載について グラフ【肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）】で掲載されている数値について、出典に基づき確認したが、同一の数値を確認することができない。当該数値の算出方法（加工の有無）について示してほしい。 また、国の統計データを加工して使用している場合には、総務省統計局ホームページの利用規約に基づき、出典表示の適切	グラフの出典の記載については、学校保健統計調査の小学校、中学校、高等学校の年齢区分の肥満傾向児の出現率の県内及び全国の平均値となっております。 この数値は、学校保健統計調査を基に県教育委員会で算出したものとなります。ご指摘のとおり、当該数値については国の調査の出典に当たらないことから、政府統計の利用規約に則り出典を表記することとし、	15

No.	区分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
		な修正が必要と考える。	『「学校保健統計調査」結果（文部科学省）を基に岩手県作成』と出典を修正いたします。	
2	第2章 食育を推進するための県の取組内容 第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	・従業員への食習慣の改善について 「3 生涯にわたる健全な食習慣の形成」において、県の取組として「健康経営の支援」が記載されているが、「皆さんに期待すること」の項目には、企業（事業者）への記載がない。 健康経営の推進には企業の主体的取組が不可欠であることから、企業に期待する具体的な取組内容を記載してはどうか。	御意見を踏まえ、「皆さんに期待すること」の項目に、「事業者」を加え「健康経営の取組を通じ、従業員の食生活改善等健康づくりを推進する。」を加えます。	17
3	第2章 食育を推進するための県の取組内容	・担当部の記載について 当該計画は、部局横断的な性質のものであるため、第2章の県の取組における各項目において、担当部名（又は課名）を併記し、実施責任部署を明記すべきではないか。	いただいたご意見を反映し、第2章の県の取組において担当部名を記載しました。	8～36

[B（一部反映）] 意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの

No.	区分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
4	第2章 食育を推進するための県の取組内容 第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	・肥満傾向児への専門的支援について 「2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成（肥満予防のための取組支援）」において、栄養教諭の記載がある。令和7年4月30日付けで文部科学省より「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」が発出され、栄養教諭（給食センター等に配置されている）が児童生徒や保護者への直接的な相談・支援を担い、校内で中心的役割を果たすことが一層求められている。以下のとおり国の通知を踏まえた記載に修正できないか。 「肥満予防のための取組支援 規則正しい生活習慣確立のため、担任や養護教諭、栄養教諭等による生徒・保護者への直接的な指導を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。」	御意見、御提言及び国の通知を踏まえ文章を下記のように修正いたしました。 肥満予防のための取組支援 規則正しい生活習慣の確立のため、担任や養護教諭、栄養教諭等による児童生徒や保護者への相談・指導等を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。	15

[C (趣旨同一)] 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの

No.	区分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
5	第2章 食育を推進するための県の取組内容 第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	県民生活習慣状況調査の「9 健診・保健指導」のアンケート結果では、「特に男性において肥満の指摘が多い」「保健指導の対象となっても、男女とも約半数が指導を受けていない」といった課題が示されている。 これらのアンケート結果を踏まえて、この課題を改善するよう県による企業へのさらなるアウトリーチによる「栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会」などを「健康経営」の支援のひとつとして、検討してみてもどうか。	企業への栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会については、生涯にわたる健全な食習慣の形成の観点からも重要であることから、計画本文 16 ページに「健康経営の支援等を通じて食生活改善の取組を働きかける」旨の記載を行い、いわて健康経営認定事業所への健康づくりに関する情報の提供や、事業所に対する出前講座の実施に取り組む等、引き続き、企業における従業員の食習慣改善を図るための施策の推進に取り組んでいきます。	16

[F (その他)] その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

- ・岩手県の食育推進計画（素案）に賛成する。国の方針に沿い、県としての方向性を丁寧に整理されている点を大変心強く受け止めている。食を取り巻く環境には多くの課題がある中、家庭や地域、学校、職場など、それぞれの場の状況に応じて、無理のない形で取り組みを進めておられる点を高く評価している。今後もそのようなあたたかい姿勢を大切にいただければ、より多くの県民が参加しやすい施策になると考えている。

3 今後の策定スケジュール

時期	内容
令和8年6月10日	食の安全安心委員会（報告）
6月	県議会6月定例会（この際報告）
7月	本計画の策定・公表

4 第5次岩手県食育推進計画（最終案）

概要版は資料1-2、本文は資料1-3のとおり。

第5次岩手県食育推進計画(最終案)の概要

■ 計画の期間

- ・ 第1次 H18～22
- ・ 第2次 H23～27
- ・ 第3次 H28～R2
- ・ 第4次 R3～R7
- ・ 第5次 R8～R12

■ 計画の位置づけ

- ・ 食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画
- ・ 「いわて県民計画(2019～2028)」における、「V 安全 29 食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」を具体化する実行計画
- ・ 岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育の推進を具体的に進めるための計画
- ・ 家庭、学校・幼稚園・保育所、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針

■ 概要

〈基本目標〉

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

〈基本理念〉

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

〈スローガン〉

「いきいき!健やか!岩手の食っ子!イーハトーヴの恵みを受けて」

施策の方向(4つの柱と具体的施策)

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進



「大人の食育」を取組項目として追加

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

- (1) 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援
- (2) 子育て相談の実施
- (3) 口腔の健康づくりの推進
- (4) 特定給食施設等への指導

- (5) 教育振興運動の展開
- (6) 口腔の健康づくりの推進
- (7) 特定給食施設への指導(再掲)

- (4) 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施
- (5) 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施
- (6) 地域の食生活習慣実態の調査の実施
- (7) 飲食店等の栄養成分表示等の促進
- (8) 口腔の健康づくりの推進
- (9) 特定給食施設への指導(再掲)

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

- (1) 学校における食育の推進
- (2) 肥満予防・改善のための取組支援
- (3) 地域との連携による推進
- (4) 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

- (1) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (2) 食事バランスガイドの普及
- (3) 食生活改善ツール等の活用及び普及

- 1 乳幼児に加え、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく支援のほか、口腔の健康づくりの推進 等
- 2 学校における「食習慣」「運動習慣」「生活習慣」形成による一体化した取組の支援や「食育だより」等を通じた情報提供 等
- 3 大人が食生活改善に取り組むための情報発信等による「大人の食育」の推進

II 食の安全安心を支える食育の推進



次期岩手県食の安全安心計画の内容を反映

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

- (1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施
- (2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施
- (3) 食品の安全性等に関する情報の発信
- (4) 災害発生に対応した食の安全安心の確保
- (5) 学校における食育の推進(再掲)

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

- (1) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及
- (2) 食品表示に関する店舗への指導
- (3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実
- (4) 食品の適正表示を推進する者の養成
- (5) 食品表示に関する相談の実施
- (6) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供

- 1 食の安全安心に関する出前講座や相互理解を進めるリスクコミュニケーションの実施、SNS等を使った情報の発信 等
- 2 食品表示に関する適正な店舗指導、自主回収報告制度の確実な実施と県民へのSNS等による情報提供 等

III 食料供給県としての特性を活かした食育の推進



1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進【新】

- (1) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援
- (2) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進
- (3) 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保【新】
- (4) 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持【新】

3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進【新】

- (1) 学校等における農林漁業体験学習の支援
- (2) 都市と農山漁村の交流人口の拡大【新】

4 食文化や食生活の継承

- (1) 食の匠の活動支援
- (2) 食生活改善推進員等の活動支援
- (3) 学校給食への郷土料理の活用
- (4) 学校における食育の推進(再掲)
- (5) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(再掲)

・食料供給県として安定的・持続可能な生産を支えるため、項目1を設定。
・環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深めるため、項目2を設定
・農林漁業体験等で生産者と消費者との結び付きを深めるため、項目3を設定

- 1 地産地消運動等を通じた県産農林水産物の利用促進、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織の育成や活動支援 等
- 2 環境保全型農業の理解醸成のためのセミナー等の開催、食品ロス削減に向けた普及啓発 等
- 3 農林漁業体験学習への体験インストラクターの派遣、グリーンツーリズムによる拡大に向けた各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援 等
- 4 「食の匠」の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催の促進、食生活改善推進員の活動支援 等

IV 地域に根ざした食育の推進



岩手県食育ネットワーク会議を計画に位置づけ、関係主体との連携強化を図ることを明記

1 食育推進県民運動の展開

- (1) 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化
- (2) 食育月間等における食育の普及
- (3) 食育推進貢献者等の表彰の実施

- (4) 食育に関する広報活動の推進
- (5) 企業における食育活動の推進
- 2 市町村や地域における食育の推進
 - (1) 市町村等における食育推進の支援

1 岩手県食育推進ネットワーク会議など関係主体との連携の強化

食育月間や食育に関連する行事における普及啓発活動 等

- 2 市町村食育業務担当者研修会の開催、優良事例の共有、子ども食堂等の居場所づくりの取組の支援と食育への配慮 等

●計画の推進・進捗管理

- 市町村との連携及び県民との協働により推進
- 達成状況をPDCAサイクルによって評価するために指標を設定。
- 毎年度、岩手県食の安全安心委員会による評価を受け、内容を公表。必要に応じて、計画の見直しを行う。

◆現行計画の施策

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- 1 乳幼児等の健全な食習慣の形成
- 2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
- 3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

II 食の安全安心を支える食育の推進

- 1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
- 2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

- 1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進
- 2 食文化や食生活の継承

IV 地域に根ざした食育の推進

- 1 食育推進運動の展開
- 2 市町村や地域における食育の推進

【食を取り巻く社会環境の変化】

- ・ 個食、孤食の増加、共食の割合の減少
- ・ 食に関する経済性志向、簡便化志向
- ・ 食の外部化の進展・子どもの朝食の欠食率の増加
- ・ 家庭環境の変化に伴う食の乱れや健康影響
- ・ 野菜摂取量の減少・食に関する情報の氾濫
- ・ 生産者と消費者との関係の希薄化
- ・ 少子高齢化・食料自給率:38%
- ・ 食品ロス:464万トン

【国の食育推進基本計画の重点事項】

- (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

【国の重点事項の方向を踏まえた取組】

- (1) 学校における食育の推進(1-2-(1))、肥満予防・改善のための取組支援(1-2-(2))、「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ(1-2-(4))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1)) 等
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進(1-3-(1))等
- (3) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援(3-1-(1))、「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(3-1-(2))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1))、都市と農山漁村の交流人口の拡大(3-3-(2)) 等

◆現行計画の取組状況と課題

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- ・ 朝食を毎日食べる子どもの割合は、小中高校生ともに年々減少。学年が上がるにつれて、その割合は低下。
- ・ 肥満傾向のある割合は、高校2年生では改善傾向だが、小学5年生・中学2年生では悪化している。

【課題】

- ・ 子どもの朝食の欠食率と肥満率は、やや悪化しており、改善に向けた継続した取組が必要。
- ・ 本県が全国ワーストである脳卒中死亡率等、大人の食生活の改善も課題であり、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要。

II 食の安全安心を支える食育の推進

- ・ 産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生。
- ・ 購入する食品の安全性・信頼性に不安を感じる人の割合は、低下しているものの依然として高く推移 (R1:49.3%→R6:44.5%)。

【課題】

- ・ 県民が食に関する正しい情報を適切に選択し、安全な食品を自ら判断できる力を養えるように、情報発信やリスクコミュニケーションなどの継続的な取組が必要。

III 食料供給県としての特性を活かした食育の推進

- ・ 農林漁業体験学習のインストラクター派遣等は新型コロナ感染症の流行に伴い減少したが、回復傾向にある (R1:25,304人→R3:8,568人→R6:19,796人)。

- ・ 学校給食における県産食材の利用割合(金額ベース)は、増加傾向、国産食材の利用割合(金額ベース)は、横ばい傾向。
- ・ 希望郷いわてモニターアンケートでは、「今後、行いたい食育の取組」で最も多かったのは「食品廃棄物の削減」(R6:66.1%)であり、環境負荷の低減について県民が関心を寄せている。

【課題】

- ・ 食料供給県として、安定的・持続可能な生産を支える取組の推進が必要。
- ・ 環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深める、食品ロスの削減等に取り組む必要がある。
- ・ 農林漁業体験や域内での農林水産物の消費などを通じた、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結び付きを深める取組が継続的に必要。

IV 地域に根ざした食育の推進

- ・ 食育推進運動を県民運動として全県的に展開するため、設立された「岩手県食育推進ネットワーク会議」を軸とし、20年にわたり食育月間の取組や食育普及啓発キャラバン等の取組を実施。
- ・ 市町村の食育推進計画の策定率は100%(R6)であり、食育に関する取組が行われている。

【課題】

- ・ 食育の推進を図るため、県民運動として更なる深化と広がりが必要。
- ・ 事例の共有等を通じた市町村の取組の支援。

■【参考】意識調査の結果 (令和6年度希望郷いわてモニターアンケート調査結果)

- ・ 食育に関心がある・どちらかと言えばある人の割合 R6:89.8%
- ・ 食育の取組を行っている・できるだけ取り組むようにしている人の割合 R6:53.6%
- ・ 食育の取組を取り組みたいと思っているが実際に取り組んでいない人の割合 R6:38.6%

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方	
I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成					
	2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	1 児童・生徒の朝食欠食率	小学校4年生	4.4%	0%に近づける※1	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。
			中学校3年生	12.0%		
			高校3年生	18.0%		
	2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	2 肥満傾向のある割合	小学校5年生	15.5%	13.5%	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
			中学校2年生	13.0%	11.7%	
			高校2年生	12.0%	10.2%	
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	3 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	89.8%	90%以上	・大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。	
	II 食の安全安心を支える食育の推進	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	4 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96%	96%	・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。
		2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	5 食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数	38,400回	40,000回	・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。

○参考指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	
I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	1 3歳児のむし歯のある者の割合	9.9%	
		2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	2 体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回
			3 12歳児の(永久歯)むし歯のある者の割合	22.3%
	4 食に関する指導の全体計画作成校の割合		小学校	小:100% 中:98.6% 高:42.1%
		中学校		
		高校		
	5 肥満予防・改善取組実施校の割合	小学校	小:96.2% 中:94.0% 高:88.2%	
		中学校		
		高校		
	6 教育振興運動における食育活動数	173件		
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	7 主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合(20歳以上)	57.5% (R4)	
8 食生活改善に関する出前講座等の実施回数		107回		
9 60歳代における咀嚼良好者の割合		82.9% (R4)		
10 食塩摂取量の平均値(20歳以上)		10.1g (R4)		
11 毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合(20歳以上)		57.9% (R4)		
II 食の安全安心を支える食育の推進	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	12 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	
		2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	13 食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,311人

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方	
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	6 学校給食における	県産食材の利用割合 (金額ベース)	61.0%	71.8%	・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。
			国産食材の利用割合 (金額ベース)	90.4%	90.7%	
	2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	7 食品ロス発生量	47,438トン (家庭系21,851トン、事業系25,587トン)	4.3万トン	・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（第一次）」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。	
	3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	8 農林漁家民泊等利用者数※4	61,895 (人回)	75,000 (人回)	・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12農泊地域の宿泊者数:1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とし、毎年750人ずつ増やします。	
	4 食文化や食生活の継承	9 食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404回	17,500回	・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。	
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	10 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合(再掲)	89.8%	90%以上	・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。	
	2 市町村や地域における食育の推進	11 市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	100%を維持する	・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。	

○参考指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	14 食育担当者、栄養教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回
		15 給食施設※2での県産食材利用率(重量ベース)	59.9% (R4)
		16 県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%
		17 農山漁村発イノベーション※3による商品化件数(累計)	72件
	2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	18 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74%
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	19 農林漁業体験インストラクター等の実施支援	実施件数	124件
		参加人数	19,796人
4 食文化や食生活の継承	20 食の匠認定数(累計) 食の匠伝承活動回数		306 人・団体
			38回
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	21 食育普及啓発キャラバン実施回数	5回
		22 市町村食育推進担当者会議の開催	年1回
	2 市町村や地域における食育の推進	23 食育の取組を行っている市町村の割合	100%
		24 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	30市町村

※1 当該指標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

※2 県内の給食施設(県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等(認可保育園、認定こども園)、社会福祉施設等、病院(県立・公立)及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食)において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※3 農山漁村発イノベーション:6次産業化を進展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

※4 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

※5 黄色のセルは、第5次食育推進計画において新たに設定した指標である。

第5次岩手県食育推進計画 (最終案)

令和8年5月

岩 手 県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 SDGsへの貢献	
4 計画の期間	
第2節 計画策定の背景	4
1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題	
第3節 計画の基本目標等	6
1 計画の基本目標と基本理念	
2 計画の施策体系	
第2章 食育を推進するための県の取組内容	8
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	8
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	
第2節 食の安全安心を支える食育の推進	18
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	23
1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	
2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	
4 食文化や食生活の継承	
第4節 地域に根ざした食育の推進	29
1 食育推進県民運動の展開	
2 市町村や地域における食育の推進	
第3章 計画の推進・進捗管理	34
第1節 計画の推進体制	
第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	41
1 食育に関するアンケート調査結果	
2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年7月に施行された食育基本法¹を踏まえ、平成18年2月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）」を策定するとともに、同年7月に岩手県食育推進ネットワーク会議²を設立し、本県の食育推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、令和3年3月に国が「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として「第4次食育推進基本計画」を策定したことを踏まえ、同年3月に「岩手県食育推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、本県の食育を総合的に推進してきました。

この間、市町村で策定している食育推進計画に基づき、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域と行政が連携した取組を進める中で、食生活改善推進員³などボランティアの活発な活動や歯科保健活動の取組などにより、子どものむし歯有病者率が減少するなど一定の成果が表れましたが、働き盛りの世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が増加していることに加え、子どもの肥満割合が、全国平均より高い状況にあることなど、改善が必要な課題も明らかになっています。

また、ライフスタイルや世帯構造の変化による孤食⁴等の問題や生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承機会の減少、食品ロス⁵の増大、災害発生に対応した食の安全安心の確保など、食に関する新たな課題が発生しています。

さらに、家庭や地域での健全な食生活の実践が困難な場面が増え、食の在り方の変化等に伴う大人の食生活の乱れ、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、生産者と消費者の関係が希薄化するなどの課題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するため、新たに「岩手県食育推進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）」を策定し、岩手県の食育の推進に引き続き取り組むこととします。

¹ 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

² 岩手県食育推進ネットワーク会議：食育に関係する機関・団体等の連携を促進し、全県的な食育を推進することを目的として平成18年に設立。令和7年4月現在の構成団体は44団体。構成員間の情報共有、食育推進県民運動の総合的企画、食育の普及啓発等の取組を行っている。

³ 食生活改善推進員：昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体で、岩手県では約4,000人が活動している。

⁴ 孤食：家族が異なる時間にそれぞれ食事をとること。

⁵ 食品ロス：食べられるのに廃棄される食品。

2 計画の位置づけ

(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」の施策を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」⁶の政策分野「安全」に掲げる「災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で、安心を実感することができる岩手」の実現に向けた食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

(2) 総合的な取組の協働指針

この計画は、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針となるものです。

(3) 国の食育推進基本計画を基本とした計画

この計画は、食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画です。

(都道府県推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更した時は、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(4) 岩手県食の安全安心推進条例を具体的に進めるための計画

この計画は、岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

(食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発)

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

⁶ いわて県民計画（2019～2028）：県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、2019年度から2028年度までの10年間で計画期間として策定した県の総合計画。

3 SDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、2016年から2030年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17の目標から構成されます。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDGsの目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。



4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2節 計画策定の背景

1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題

令和3年3月に策定した岩手県食育推進計画では、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」を目標として、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、食の安全安心を支える食育の推進、食料供給県としての特性を生かした食育の推進及び地域に根ざした食育の推進の4つを取組の柱としてきました。

(1) 旧計画に基づく取組の成果と課題

① 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

むし菌のあるものの割合は、乳児、学童児とも毎年着実に減少し改善しています。

一方、児童生徒の朝食欠食率は、小学校、中学校、高等学校ともに年々少しずつ増える傾向が続いており、学年が上がるにつれて欠食率が高まる傾向が見られます。

また、肥満傾向のある子どもの割合は、令和2年度と比較し減少していますが、多くの年齢で全国を上回る状況にあります。

さらに、大人についても働き盛りの世代を中心に、栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が高く、改善が進んでいない状況です。

今後は、全国的にも課題となっている朝食の欠食率の低減や、全国的にも高い肥満率、岩手県がワーストである脳卒中死亡率の改善等に向けて、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要となっています。

② 食の安全安心を支える食育の推進

県民を対象とした食の安全安心に関する出前講座やリスクコミュニケーションの着実な実施に取り組んだ結果、購入する食品の安全性又は信頼性に不安を感じる人の割合は49.3%（令和元年度）から44.5%（令和6年度）に改善しているものの、依然として4割を超える県民が不安感を抱いています。

食に関する情報が氾濫する中、県民には食に関する正しい情報を適切に選択し活用することが求められることから、県民への食品の安全性に関する学習機会の提供や知識の普及により、安全な食品を選択する力を養う必要があります。

③ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

県内では、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進に向け、小中学校等への農林漁業体験学習のインストラクター派遣や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組が行われています。また、学校給食における県産食材の利用割合（金額ベース）は増加傾向、国産食材の利用割合（金額ベース）は横ばい傾向にあり、利用割合の更なる向上に向けた取組が求められています。

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、世界に誇る文化となっています。一方で、国民のライフスタイル、価値観等、ニーズが多様化する中、日本の食文化の特徴である地域の特色ある食文化が失われつつあります。これまで、食の匠の認定や伝承活動を着実に進めており、今後も食文化を地域や家庭で受け継いでいくことが重要です。

また、県民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠で

あり、食を支える環境の持続に資する「環境負荷を低減する環境保全型農業の推進」や「食品ロスの削減」などの取組が求められています。

さらに、地産地消促進計画は全市町村において策定されましたが、今後も地元で育てた県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを更に強化するなどの取組への支援が求められています。

④ 地域に根ざした食育の推進

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、県民一人ひとりが食育推進運動を進めていく必要があります。

県内各市町村で策定された食育推進計画に基づき食育の取組が進められていますが、今後も一層多様な関係者が協力して食育関連施策の実効性を高めていくためには、市町村や関係機関、民間団体との連携による食を通じた人づくり・地域づくりを可能とする更なる食育推進の展開が求められています。

(2) 食を取り巻く社会の変化

ア 家庭環境の変化に伴う食の多様化の進展と食生活の変化

近年の家庭環境の変化やライフスタイルの変化を背景とした「孤食」や「個食⁷」、また、「外食」や「中食⁸」などの、いわゆる「食の外部化」の進展による食の多様化が進んでいるほか、食に関する経済性志向や簡便化志向の高まりも見られています。特に、若い世代の食事の欠食率が高い状況に加え、脂質や塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足など大人においても栄養の偏りや食習慣の乱れが見られ、これらを一因とする肥満や生活習慣病が増加しています。

イ 食の安全安心に対する消費者の関心の高まり

産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生しています。国の調査では、国民への食品安全に係る知識の普及については、継続的に取り組んでいるものの、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」は、近年伸び悩んでいます。

ウ 食を支える生産者と消費者との結びつきの重要性の高まり

改正食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日施行）第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされたところであり、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも食育の推進が重要となってきています。

全国的には農林漁業体験の参加者数が減少しており、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結びつきを深める取組が継続的に必要となっています。

⁷ 個食：複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること。（家族で団欒を囲む中で、それぞれ違うものを食べているということ。）

⁸ 中食：本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存すること。食品産業において、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食（なかしょく）」を提供するようになっている。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標と基本理念

《基本目標》

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

《基本理念》

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

《スローガン》

『いきいき！健やか！岩手の食っ子！イーハトーヴの恵みを受けて』

なお、大人の皆さんには、基本的には、子どもの食育に積極的に関わることにより、自らの食生活を振り返り、改善していくことを期待します。

※ 「岩手の食っ子」とは、

食べることの大切さを理解し、安全安心な食べ物を選択する力を備えた、健康で元気な岩手の子どもを称したもので、そのように育ててほしいという願いを込めているものです。



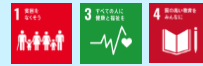
いわての食育シンボルマーク

「毎月19日は食育の日」

2 計画の施策体系

基本目標を実現するため、①望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、②食の安全安心を支える食育の推進、③食料供給県としての特性を生かした食育の推進、④地域に根ざした食育の推進の4つの柱で取り組みます。

1 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進



- (1) 乳幼児等の健全な食習慣の形成
 - ・妊産婦や乳幼児の食事指導への支援など
- (2) 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
 - ・学校における食育の推進など
- (3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成
 - ・健全な食生活実践に向けた「大人の食育」の推進など

2 食の安全安心を支える食育の推進



- (1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
 - ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進など
- (2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進
 - ・食品表示に関する店舗への指導など

3 食料供給県としての特性を生かした食育の推進



- (1) 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進
 - ・生産者と消費者の結びつきを深める地産地消の取組の支援など
- (2) 環境に配慮した食料生産・消費の推進
 - ・環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進など
- (3) 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進
 - ・学校等における農林漁業体験学習の支援など
- (4) 食文化や食生活の継承
 - ・食の匠の活動支援など

4 地域に根ざした食育の推進



- (1) 食育推進県民運動の展開
 - ・食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化など
- (2) 市町村や地域における食育の推進
 - ・市町村等における食育推進の支援

第2章 食育を推進するための県の取組内容

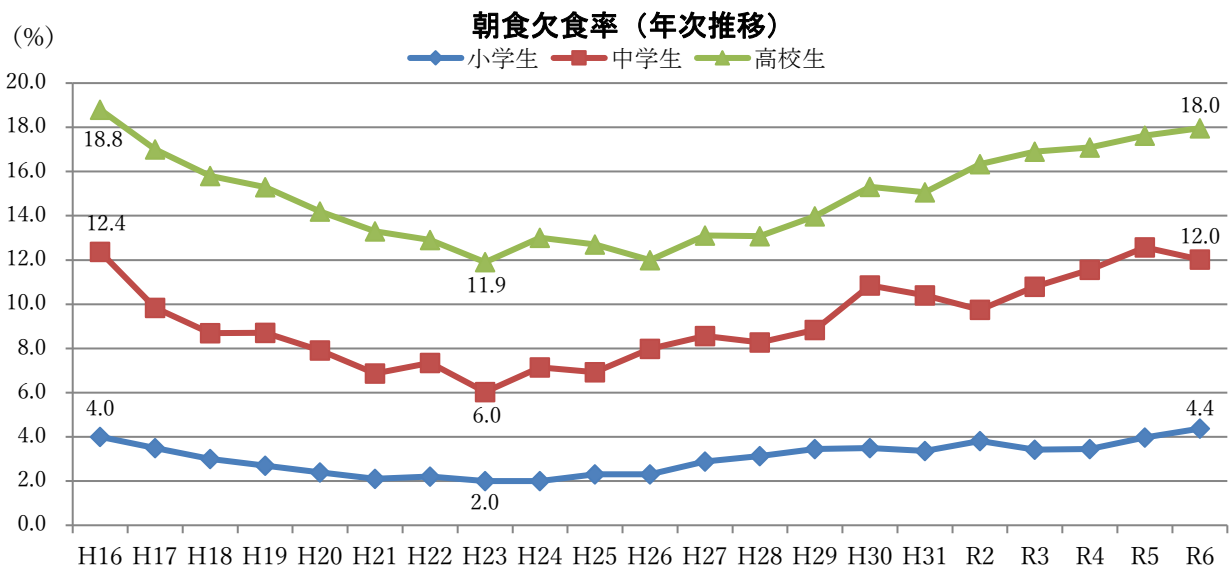
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

めざす姿

家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域等の多様な関係者がともに連携しながら、食育の取組が行われており、望ましい食習慣や知識の習得、健全な食生活の実践を通して、生涯にわたる健康な心と身体の保持増進と豊かな人間性を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる、食事づくりや食の選択など、「食を営む力⁹」を養うことが重要です。
- ◆ 朝食を欠食する子どもの割合は、近年増加の傾向がみられます。欠食の理由としては「食欲がない」「家族が朝食を食べる習慣がない」「朝食を食べる時間が取れない」が多く¹⁰、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣の乱れ等が影響していることが考えられます。
また、親世代となる働き盛り世代を中心に、主食・主菜・副菜をそろえるなど栄養バランスに配慮した食事をする者や、家族・友人などと一緒に食事をしている者の割合が減少しており、親世代のライフスタイルが子どもを含めた家庭全体に影響していることが考えられます。
こうした背景から、県民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食品関連事業者による取組や、従業員の健康や食に影響を与える職場での取組が求められています。

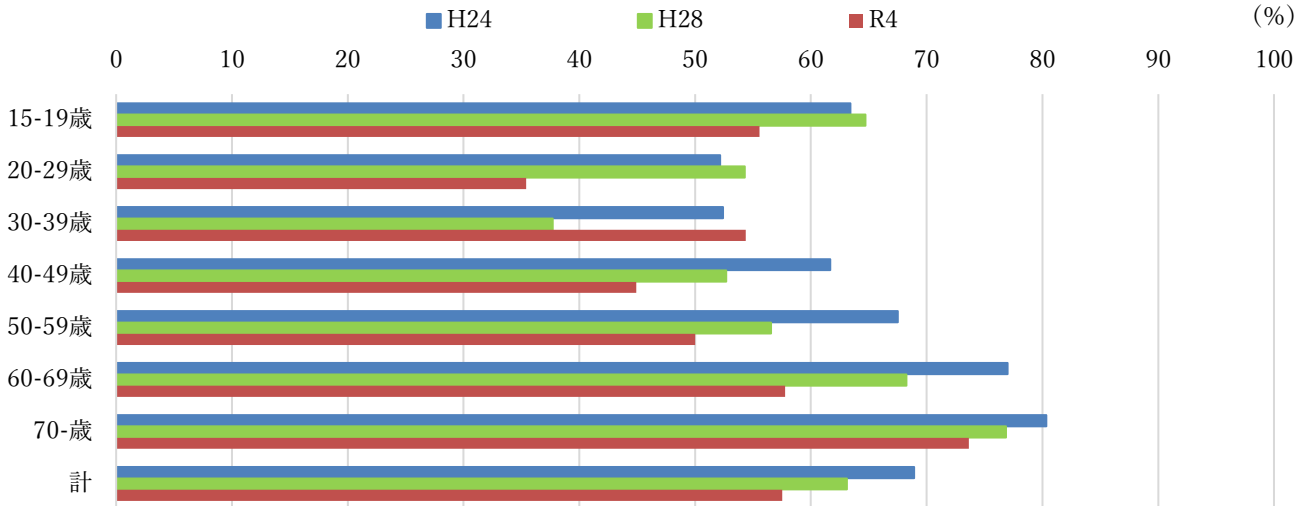


＜出典：いわて健康データウェアハウス（岩手県）＞

⁹ 食を営む力：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力。保育所保育指針(平成29年3月厚生労働省)において、食育の目標として「食を営む力」の育成を掲げている。

¹⁰ 出典：「令和5年度子ども若者★いけんぷらす事業」（子ども家庭庁）

主食・主菜・副菜を揃えた食事が1日2回以上



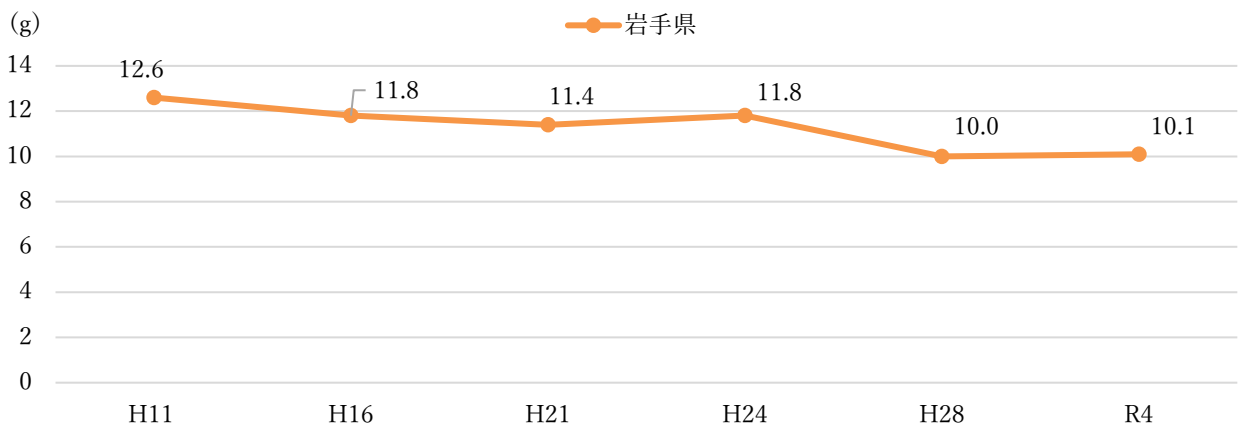
< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

毎日最低1食以上、家族や友人などと一緒に食事をしている者



< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

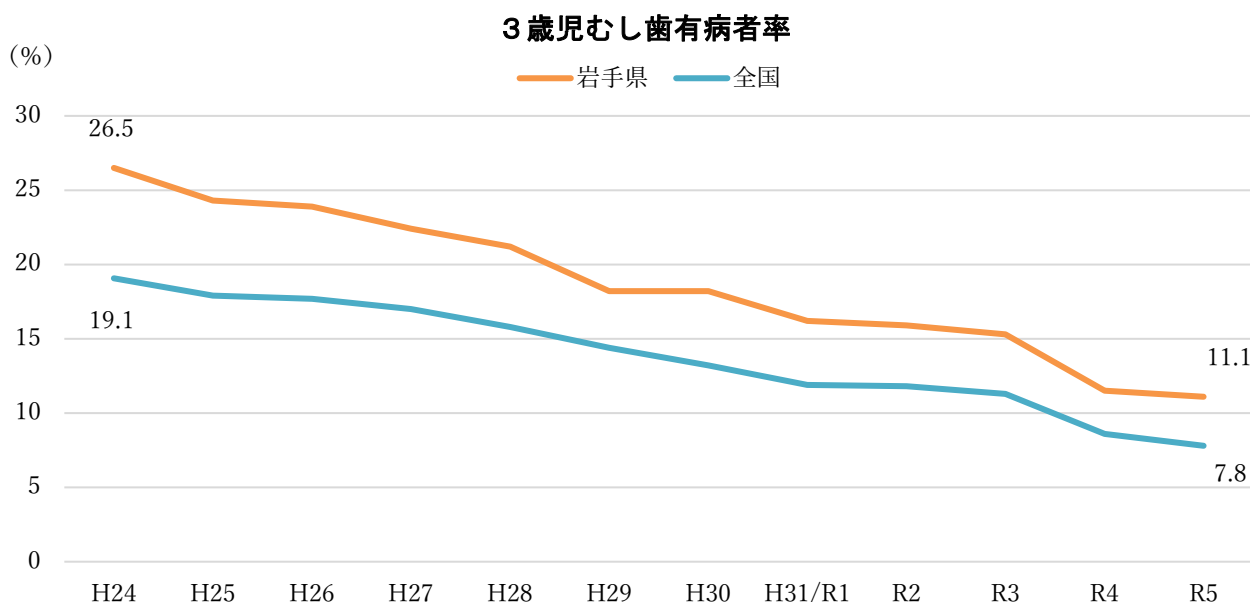
1人1日当たり食塩摂取量(20歳以上)



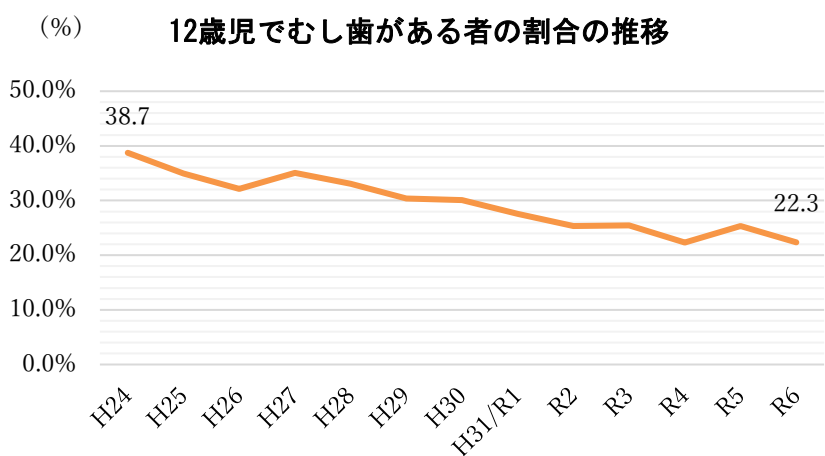
< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

◆ 子どものむし歯有病者率は、毎年着実に減少していますが、3歳児のむし歯有病者率は全国平均と比較して高くなっています。

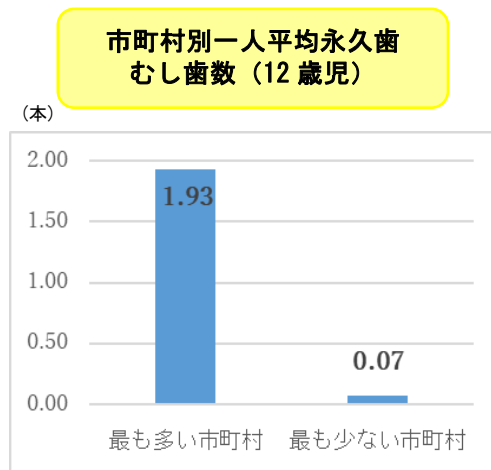
また、12歳児のむし歯有病者率は減少傾向にあるものの、一人平均永久歯むし歯数については、最も多い市町村が1.93本に対し、最も少ない市町村では0.07本と、その差は1.86本となっており、市町村格差が課題となっています。このため、今後も子どものむし歯を予防し、健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進める必要があります。



<出典：地域保健・健康増進事業報告（3歳児歯科健康診査結果集計）（厚生労働省）を基に岩手県作成>



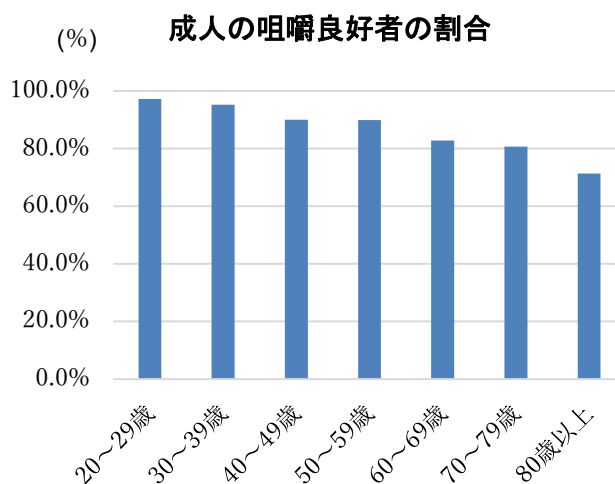
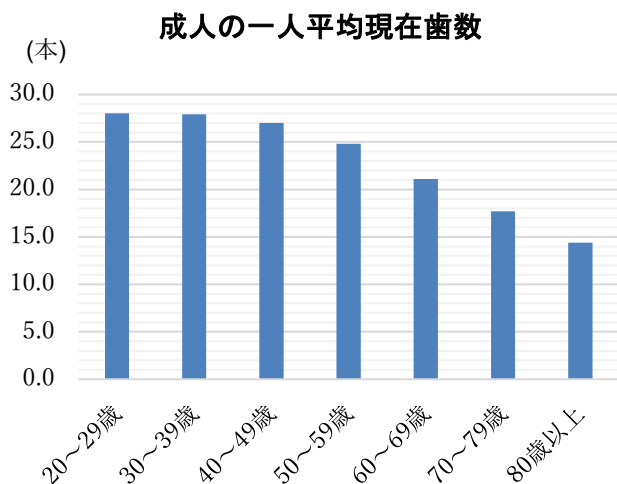
<出典：公立学校定期健康診断結果集計（岩手県）>



<出典：令和6年度公立学校定期健康診断結果集計(岩手県)>

- ◆ 成人の一人平均現在歯数¹¹は年齢とともに減少しており、これと比例するように何でも食べられる咀嚼良好者の割合も減少しています。歯の喪失の主な原因は、むし歯と歯周病であることから、生涯にわたり何でも食べられるように、むし歯と歯周病の予防や重症化の防止を推進する必要があります。

また、高齢者は口腔機能¹²の低下により摂食・嚥下に困難をきたす場合が多いことから、口腔機能の維持・向上¹³を進めることが必要です。



<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>

<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>

- ◆ 県内の各小学校・中学校・高等学校において、肥満予防・改善の取組を進めているところですが、肥満傾向児の出現率は、全国平均よりも高い状況が続いています。

また、学校における食育については、ほぼ全ての公立小・中学校において、「食に関する指導¹⁴の全体計画」¹⁵に基づき、学校教育活動全体の中で取り込まれていますが、公立高等学校では計画の策定割合が約4割にとどまっていることから、高校生を対象とした計画的かつ継続的な取組の支援が必要です。

¹¹ 一人平均現在歯数：現在歯（現在、口の中に残っている歯）の一人当たりの平均本数。対象者にみられた現在歯数の総本数を対象人数で割った値。

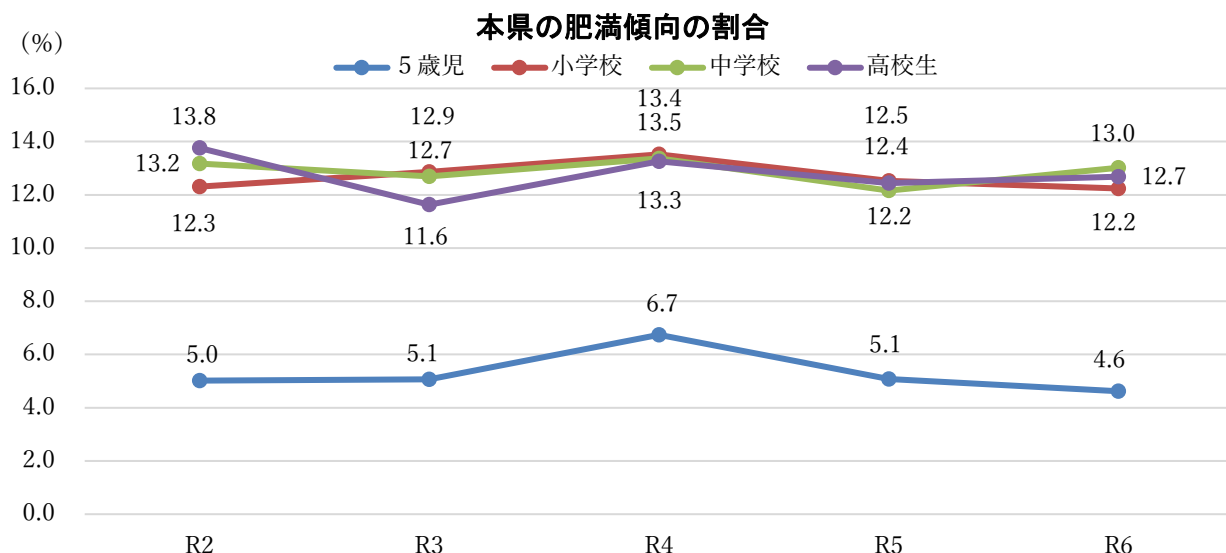
¹² 口腔機能：嚙む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

¹³ 口腔機能の維持・向上：口の持っている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。

¹⁴ 食に関する指導：学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を育成することを目指すもの。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

（知識・技能）食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。（思考力・判断力・表現力等）食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。（学びに向かう力・人間性等）主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

¹⁵ 食に関する指導の全体計画：学校教育活動全体の中で、体系的な食に関する指導が計画的、組織的に行えるよう、学校が作成する計画。



＜出典：学校保健統計調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

【肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）】

	小学生		中学生		高校生	
	R2年度	R6年度	R2年度	R6年度	R2年度	R6年度
全国	9.8%	8.7%	10.3%	10.1%	9.6%	9.4%
岩手県	12.3%	12.2%	13.2%	13.0%	13.8%	12.7%

＜出典：学校保健統計調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

- ◆ 生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、生活習慣病の予防や重症化予防の取組も必要です。

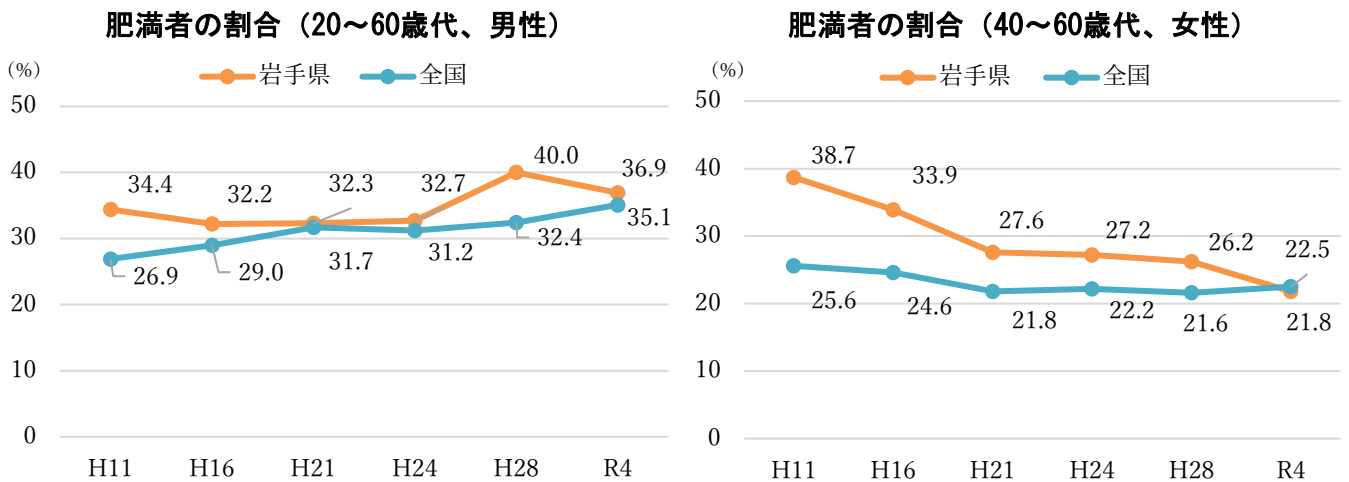
肥満者の割合の推移を見ると、40歳代から60歳代までの女性の肥満者の割合は減少していますが、20歳代から60歳代までの男性は、増加傾向にあります。

また、本県の脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率¹⁶は全国ワーストクラスであり、若年世代から健全な食生活を営むことができるよう、地域や企業における継続した生活習慣病予防の普及啓発や食環境整備を進める必要があります。

さらに、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることから、特に若年層の食に対する意識の改善を図る必要があります。

¹⁶ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（平成27年モデル人口）にあてはめて算出した値

【肥満者の割合の推移】



<出典：国民健康・栄養調査（厚生労働省）、県民生活習慣実態調査（岩手県）を基に岩手県作成>

【脳血管疾患・心疾患の男女別年齢調整死亡率（人口 10 万対）の全国と岩手県との比較】

疾患別	性別	全国	岩手県
脳血管疾患	男性	93.8	147.2
	女性	56.4	84.3
心疾患	男性	190.1	213.0
	女性	109.2	121.6

<出典：人口動態統計特殊報告（令和2年都道府県別年齢調整死亡率（H27モデル人口））（厚生労働省）>

取組の方向性

望ましい食習慣の形成のためには、実践期間の長い大人の生涯にわたる健全な食習慣の形成が重要となりますが、その基本的な習慣を身に付けるには、味覚や食への関心等を育む時期である乳幼児期の健全な食習慣の形成と、様々な学習や体験活動を通じて自らの心身の健康の基礎となる習慣を身に付ける小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成が重要となります。各ライフステージに応じた食育を通じ、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

そのため、具体的には次の3項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 乳幼児期からの正しい食習慣の普及啓発などを通じ、乳幼児期の健全な食習慣の形成を推進します。
- (2) 家庭への食育の重要性の普及啓発を図るとともに、家庭、学校等における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の取組を支援し、小学生・中学生・高校生の望ましい食習慣の形成を推進します。
- (3) 健康づくりボランティアを通じた食育の重要性への普及啓発のほか、若者から高齢者までの大人の世代における食生活の改善を支援する「大人の食育」の推進など、生涯にわたる健全な食生活の形成を推進します。

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援（保健福祉部）

プレコンセプションケアの観点から、やせによる貧血や骨密度・筋力の低下、月経不順、不妊、低出生体重児の出生を予防する等、将来のライフデザイン形成も連動した、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく食事指導を支援します。

妊娠中のバランスのとれた食生活の実践と出産・子育てに必要な体力づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド（平成18年2月厚生労働省）」に基づき、妊産婦に対する食事指導を支援します。

また、母乳育児や乳幼児の発達段階に応じた離乳などの適切な支援のあり方について基本的事項が示された「授乳・離乳の支援ガイド（平成31年3月厚生労働省）」に基づき、乳幼児期からの正しい食生活について普及啓発を行います。

○ 子育て相談の実施（保健福祉部）

子育て家庭を支援するため、基本的な生活習慣や食生活をはじめとする様々な子育ての不安や悩みに関する電話相談やメール相談に対応し、適切な助言等を行います。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、保育所及び幼稚園等でのフッ化物応用法¹⁷の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する保育園や幼稚園等において、園医等の歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）

給食を通じて健康の維持増進に必要な適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

¹⁷ フッ化物応用法：フッ化物を使用することにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。全身応用法と局所応用法があり、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 肥満予防のための取組支援（教育委員会事務局）

規則正しい生活習慣の確立のため、担任や養護教諭、栄養教諭等による児童生徒や保護者への相談・指導等を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。

また、児童生徒一人一人のより良い生活の確立を目指し、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」形成に係る担当者が連携した一体的な取組を支援するとともに、軽度肥満児童生徒とその保護者を対象とした個別相談指導資料、食習慣啓発資料、中高生向けの指導資料を積極的に活用するなど肥満予防・改善の取組を推進します。

○ 地域との連携による食育の推進（教育委員会事務局）

生産者や関係機関と連携した食育の取組について、研修会等を通じて広く県内の学校に周知し、地域との連携による食育を推進します。

○ 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ（教育委員会事務局）

食育の取組において学校と家庭との連携が図られるよう、「食育だより」などを通じて、学校における食育の取組状況や食に関する情報を提供します。

○ 教育振興運動の展開（教育委員会事務局）

基本的な生活習慣の形成や食生活の改善の取組など、地域の教育課題を自主的に解決するため、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が連携して取り組む教育振興運動を展開します。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、学校での歯科健康教育・実技指導の実施や、フッ化物応用法の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、小・中・高等学校において、学校医等の歯科医師及び歯科衛生士が、むし歯や歯肉炎、口腔外傷等をテーマとした健康教育や歯科保健指導を実施するとともに、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する小中学校等において、歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）（再掲 14 ページ）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

県の取組

○ 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進（保健福祉部）

生涯にわたり健やかに生きるための基礎を培い、減塩をはじめとした望ましい食習慣を形成するのに重要な時期である子どもに対する取組の着実な実施を図るとともに、大人が食生活改善に取り組めるよう情報発信等に取り組めます。

従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」の支援等を通じて、食生活改善の取組を働きかけるとともに、飲食店での栄養成分表示や健康的な食事の開発や販売に取り組む事業者の拡大を進め、自然に健康になれる食環境づくりに取り組めます。

○ 食事バランスガイドの普及（保健福祉部）

望ましい食習慣の定着を図るため、食生活指針¹⁸（平成28年6月改定）を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せや、おおよその量をわかりやすくイラストで示した食事バランスガイド¹⁹の普及を推進します。

○ 食生活改善ツール等の活用及び普及（保健福祉部）

子どもや大人が楽しみながら食生活の改善に取り組めるよう、岩手県オリジナル教材の開発や、その活用拡大に努めます。

○ 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施（保健福祉部）

食生活改善推進員や保健推進員、運動普及推進員など、地域で健康づくり活動を行うボランティアが積極的な活動を進めることができるよう、活動支援や育成のための研修会を開催します。

○ 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施（保健福祉部）

栄養・健康づくり指導者の資質向上を図るため、市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活や運動指導関係者の研修会を開催します。

○ 地域の食生活習慣実態の調査の実施（保健福祉部）

幼児や児童生徒、成人などライフステージ別の食生活習慣に関する情報を継続的に収集し、現状や課題を分かりやすく県民に提供します。

○ 飲食店等の栄養成分表示等の促進（保健福祉部）

バランスのとれた食生活を実践しやすい環境を整備するため、料理の栄養成分を表示する飲食店の登録を促進します。

○ 口腔の健康づくりの推進（保健福祉部）

生涯自分の歯で何でも食べられるようにするため、乳幼児や児童生徒、成人等のライフステージに応じて、むし歯や歯周病、口腔機能の低下等に対する歯科保健活動を実施し、「8020

¹⁸ 食生活指針：以下10項目から構成される食生活に関する基本的な指針で、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

①食事を楽しみましょう。②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。④主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを。⑤ごはんなどの穀類をしっかりと。⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

¹⁹ 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

(ハチマルニイマル) 運動」²⁰を推進します。

○ 特定給食施設等への指導（保健福祉部）（再掲 14 ページ）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝食を食べる（準備する）習慣を身に付ける。 ・「早寝早起き朝ごはん」を実践する。 ・家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる（準備する）よう心がける。 ・自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。
幼稚園・保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食への興味や意欲を喚起するとともに、望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・家庭の食生活を含めた子育てに関する相談への助言を実施する。 ・家庭や地域に給食に対する情報の提供を行う。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝早起き朝ごはん」の習慣形成に取り組む。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・家庭に対する啓発活動を実施するとともに、食育に関する様々な情報を提供する。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝早起き朝ごはん」の指導を実施する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・近隣住民等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営の取組を通じ、従業員の食生活改善等健康づくりを推進する。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店における栄養成分表示を積極的に進める。 ・県民が健康的な食選択ができるよう、健康的な食品の開発や販売の支援、情報発信に取り組む。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実させる。 ・子育て世代（20～40歳代）が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・食生活改善推進員を養成する。 ・歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・家庭や学校、地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

²⁰ 8020（ハチマルニイマル）運動：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者対象の調査で、歯が20本以上あれば食品の硬さや調理方法に関係なく、ほとんどの食品が食べられることが明らかにされたことに加え、また運動が始まった平成元年当時の平均寿命が約80歳であったことからこの目標が掲げられた。

第2節 食の安全安心を支える食育の推進

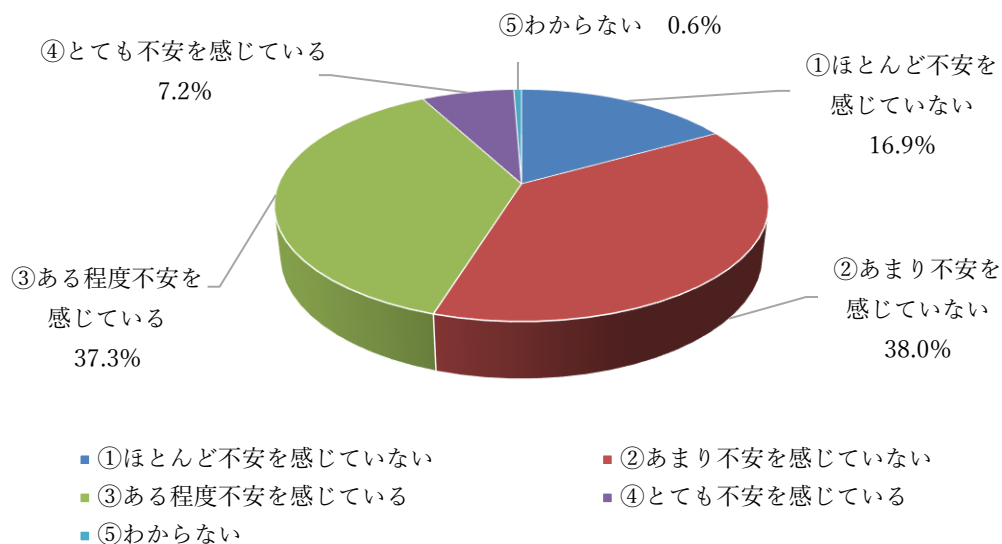
めざす姿

食品の安全性に関する情報提供や食品表示の適正化の推進を通じて、県民が食について自ら考え、安全な食品を自らの判断で正しく選択する力を養っています。

現状と課題

- ◆ 食の安全を揺るがす食中毒や食品の偽装は、依然として発生しています。
- ◆ 令和6年度に実施した希望郷いわてモニターアンケートによると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は、令和元年度の49.3%から令和6年度には44.5%に減少しました。
しかし、依然として約半数の県民が不安を抱えている状況のため、今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。
- ◆ 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図る必要があります。そのため、消費者、事業者、行政など関係者間で意見交換等を行うリスクコミュニケーション²¹の開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を正しく選択できるよう、また、食品表示やHACCPに沿った衛生管理などの制度について県民の理解が深まるよう、食の安全安心に関する出前講座等の学習の機会を提供していく必要があります。

食品の購入にあたって不安を感じますか



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

²¹ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

- ◆ 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択における重要な情報の一つであり、食品表示法に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。令和2年の食品表示法完全施行後も加工食品に対する原料原産地の表示や遺伝子組換え食品など表示方法の改正が続いていることも踏まえて、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- ◆ 本県を会場とする様々な大規模イベント等が開催されることにより、全国各地から来県する方々に、安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の推進を図る必要があります。
- ◆ 食品の安全に関する情報が氾濫する中、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく「食の自己管理能力」が必要になっています。
- ◆ 食品情報の提供と食品表示の適正化を推進するため、牛肉及び米のトレーサビリティ制度は引き続き普及・定着を図る必要があります。
- ◆ 近年、豪雨等による自然災害が各地で発生しており、避難所における炊き出しなど食料の提供が行われる場合があります。県では、このような状況に備え、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを策定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備しています。災害発生時は同マニュアルに基づき、避難所の状況に応じた食中毒予防について速やかに徹底する必要があります。
また、岩手県災害備蓄指針では、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めていますが、岩手県地域防災計画では、3日分程度の食料の備蓄を県民の役割としており、県や市町村に限らず、家庭や事業所においても食料の備蓄を行う必要があります。

取組の方向性

食の安全安心を支える食育の推進には、健全な食生活を実践するために、食品の安全性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自らの判断で食品を選択する力をつけていく必要があります。

このため、県民への食品の安全性に関する情報や学習機会の提供などにより、食の安全性に関する知識の普及と理解の増進を図ります。

そのため、具体的には次の2項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 食に関する幅広い情報をSNS等の多様な手段で発信するほか、リスクコミュニケーションや出前講座等の充実等により、食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進を図ります。
- (2) 自主回収等の情報のSNSによる情報提供や食品表示に関する適正化な店舗指導などを通じ、食品情報の提供と食品表示の適正化を推進します。

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

県の取組

○ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進（環境生活部）

県民と食品関連事業者との相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

○ 食の安全安心に関する出前講座等の実施（環境生活部）

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、HACCPに沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

○ 食品の安全性等に関する情報の発信（環境生活部）

家庭、学校、地域の各場面で食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、食品の安全性等に関する食品関連事業者や県の取組のほか、他県で発生した事案等に関する情報を、ホームページやSNSなどの広報媒体を通じて発信します。

○ 災害発生に対応した食の安全安心の確保（復興防災部、環境生活部、保健福祉部）

災害が発生した場合は、食中毒の防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）（再掲 15 ページ）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

県の取組

- **食品表示に関する店舗への指導（環境生活部）**
食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。
- **食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実（環境生活部）**
食品表示の適正化を図るため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー²²として委嘱するとともに、研修会の開催等により食品表示制度の理解向上と、モニタリング活動の充実を図ります。
- **食品の適正表示を推進する者の養成（環境生活部）**
食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。
- **食品表示に関する相談の実施（環境生活部）**
食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番²³の設置や食品表示専門員の配置により、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づき、制度改正等を踏まえて店舗点検などの監視・指導を実施します。
- **自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供（環境生活部）**
食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を指導するとともに、緊急性を要するものや重篤なものについては、他の都道府県で実施されたものも含め、自主回収情報を SNS などの広報媒体により速やかに県民に提供します。
- **食品に関するトレーサビリティ制度の普及（農林水産部）**
本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより、情報を開示します。
また、米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品事業者等を対象として、必要に応じて指導を行います。

²² 食品表示ウォッチャー：県が消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度。

²³ 食品表示 110 番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル。

皆さんに期待すること

<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について知識と理解を深める。 ・食品表示を有効活用する。 ・牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を商品選択の参考とする。 ・災害に備え、各家庭において、家族の3日分の食料を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うように努める。
<p>学校・幼稚園・保育所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品の生産、製造・加工、流通・販売について学ぶ。 ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。
<p>食品関連事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・食品に関する情報提供を推進する。 ・食品表示を適正に行う。 ・関係法令の遵守及びトレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施）を行う。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。

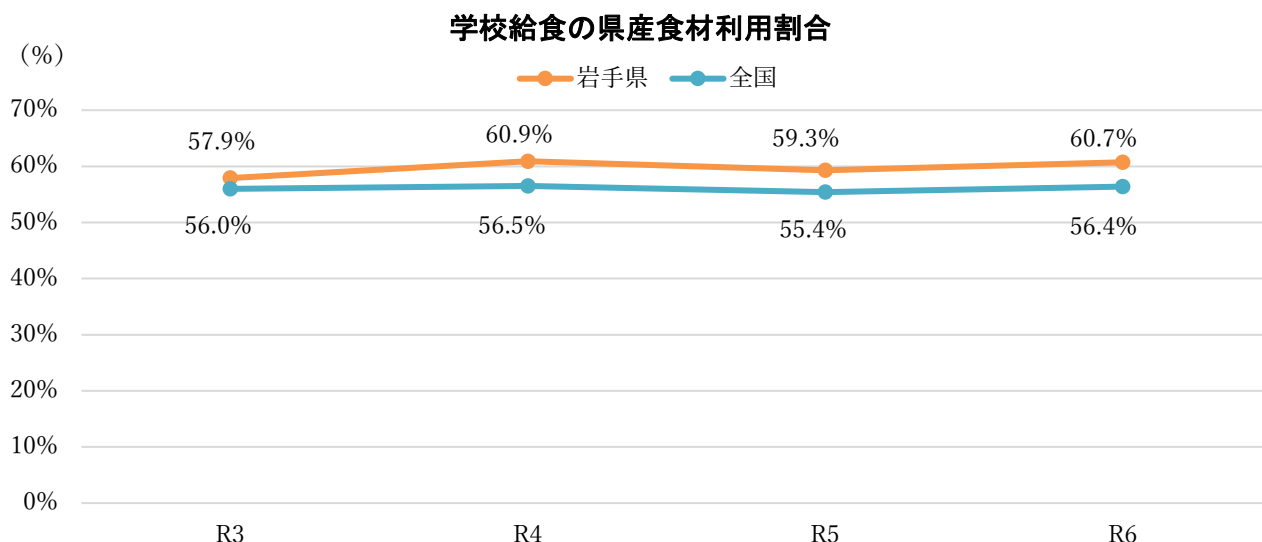
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

めざす姿

県内各地の伝統や風土に培われた、多彩な食文化の継承や食品ロスの削減について理解を深めるとともに、生産者と消費者との交流や農林漁業体験等を通して、食に対する感謝と岩手への愛着を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 食料の生産から消費に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが重要です。生産者と消費者との交流や都市と農山漁村の共生・対流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築することで「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図るほか、食を支える農山漁村コミュニティの維持・活性化を進めていく必要があります。
- ◆ 県民運動として展開してきた「地産地消²⁴」の推進は、「いわて食財の日²⁵」や学校給食、食品産業関係者による一体的な取組に加え、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開されています。また、地産地消促進計画を策定した市町村が増加しました。今後も、県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者との結び付きを更に強化するなど、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- ◆ 学校給食における県産食材使用割合（金額ベース）については、令和6年度は60.7%と全国平均（56.4%）を上回っています。引き続き、安全で信頼できる県産食材を使用した学校給食を通じた食育を推進していく必要があります。



＜出典：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省）を基に岩手県作成＞

²⁴ 地産地消：「地場生産－地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組み事例が増加している。

²⁵ いわて食財の日：毎月1回第4土曜日を中心とする3日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供して頂き、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定した。

- ◆ 食品ロスは、日本全国で約464万トン（令和5年度農林水産省及び環境省推計）と推計されており、食料の約6割を海外に依存する一方で、大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は処理に高額な経費を要する上、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図るとともに、家計負担の軽減や生産性の向上につなげる必要があります。
- ◆ 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣等が実施されています。今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- ◆ 教育旅行者等の増加に伴い、農山漁村地域の交流人口が拡大してきていることから、より一層の交流人口の拡大に向けて、受入体制を強化する必要があります。
- ◆ 地域における郷土料理などに関する知識や技術を有した人材である「岩手県食の匠」²⁶が中心となり、各地で岩手の食文化の伝承活動を行っています。今後も、継続的に後継者を育成し、次代を担う若い世代に本県の多彩で豊かな食文化や食生活を継承していく必要があります。

取組の方向性

食料供給県としての特性を生かした食育の推進には、食を生み出す場としての農山漁村の維持・活性化と農林水産物の生産基盤となる環境の保全が必要となります。また、これらの取組を更に推進するためには、消費者の農林漁業に関する理解の増進や、環境に配慮した消費の拡大が必要です。加えて、地域の食材を生かした地域の食文化や食生活が継承されることで、地域の農林漁業の維持・活性化につながることから、食文化の継承も重要です。

そのため、具体的には次の4項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 地産地消の取組を引き続き推進するほか、地域で食育を進めていく上で、食に関する体験機会を提供する貴重な場となる生産現場を支える農山漁村の維持・活性化を図り、安定した生産と消費に向けた取組を推進します。
- (2) 農林水産業・食品産業の活動が自然資本や環境に立脚していることから、その持続可能性を高めるよう、環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組を推進します。
- (3) 食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立つことについての理解を深めるとともに、生産者と消費者との結びつきを強くするため、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進を図ります。
- (4) 食の多様化が進む中で、食育活動を通じて伝統的な食文化に対する県民の理解を深め、家庭や地域に受け継がれてきた食文化や食生活について次代を担う若い世代へ継承します。

²⁶ 食の匠：永年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として、県が認定した者。

1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進

県の取組

○ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援（農林水産部）

地域経済の好循環を創出するため、産地直売所等による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給に加え、県内スーパー等と連携した地産地消運動などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組みます。

消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」や県内外の民間企業と連携した取組等を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等における県産食材の利用拡大を進めます。

また、県産農林水産物で製造する加工食品の優良事例を収集し、県内に広く情報発信することなどにより、県産農林水産物の利用促進に取り組みます。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（農林水産部）

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さの啓発活動などに取り組みます。

○ 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保（農林水産部）

食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した地域資源活用価値創出の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーンの構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。

○ 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持（農林水産部）

農山漁村の地域資源を活用した多様なビジネスや地域の環境保全活動、生活支援活動、防災活動など、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織（農村RMO）等の育成や活動支援に取り組みます。

2 環境に配慮した食料生産・消費の推進

県の取組

- 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進（環境生活部、農林水産部）

消費者を対象とした有機農業に係るセミナーの開催等により、環境保全型農業への理解醸成に取り組みます。

また、持続可能な食の実現に向け、各種セミナーや出前講座の開催のほか、広報誌やメディアなどの各種媒体を活用した情報提供等により、人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）²⁷の普及啓発に取り組みます。

- 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進（環境生活部）

家庭及び事業所等から排出される食品ロスの削減に向けて、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知等の食品ロス削減に資する普及啓発を推進するほか、環境教育事業などを通じ、3R²⁸の普及啓発を推進します。

また、豊かな食料供給県岩手を支える、豊かで美しい自然環境の保全のため、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、使い捨てプラスチックの使用抑制についても普及啓発を進めます。

3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進

県の取組

- 学校等における農林漁業体験学習の支援（農林水産部）

農林水産業への理解を促進するため、小中学校等において取り組んでいる農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介や、関係施設の見学等の受入れなどの支援を行います。

- 都市と農山漁村の交流人口の拡大（農林水産部）

グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、人材の確保・育成を図るとともに、各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援や、広域連携による教育旅行等の受入体制の整備に取り組みます。

また、水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る「海業」の取組を促進します。

²⁷ エシカル消費（倫理的消費）：地域の活性化や雇用なども含む、人・社会・地域・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動のこと。例えば、人への配慮として、障がい者支援につながる商品の購入（選択）、社会への配慮として、フェアトレード商品の購入（選択）、環境への配慮として、エコ商品・リサイクル製品の購入（選択）、地域への配慮として、地産地消や被災地産品の購入（選択）などがある。

²⁸ 3R（スリーアール）：Reduce リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった循環型社会の形成へ向けた取り組みの総称。

4 食文化や食生活の継承

県の取組

○ 食の匠の活動支援（農林水産部）

地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。

また、食の匠の技を次世代に継承するため、後継者育成を行っていきます。

○ 食生活改善推進員等の活動支援（保健福祉部）

食生活改善推進員による郷土料理の普及啓発活動を支援します。

また、郷土食を普及することができる若い世代の育成を支援します。

○ 学校給食への郷土料理の活用（教育委員会事務局）

栄養教諭等を対象とした研修会等において、学校給食に郷土料理を取り入れることの意義を周知し、その活用推進を図ります。

○ 学校における食育の推進（ふるさと振興部、教育委員会事務局）（再掲 15 ページ）

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（農林水産部）（再掲 25 ページ）

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さを啓発活動などに取り組みます。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で採れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。 ・マイボトルやマイ箸を活用するなど、使い捨てプラスチックの使用をできるだけ控える。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
幼稚園・ 保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動や、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べ、「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し、地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。
食品関連 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承関係者間の連携や、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

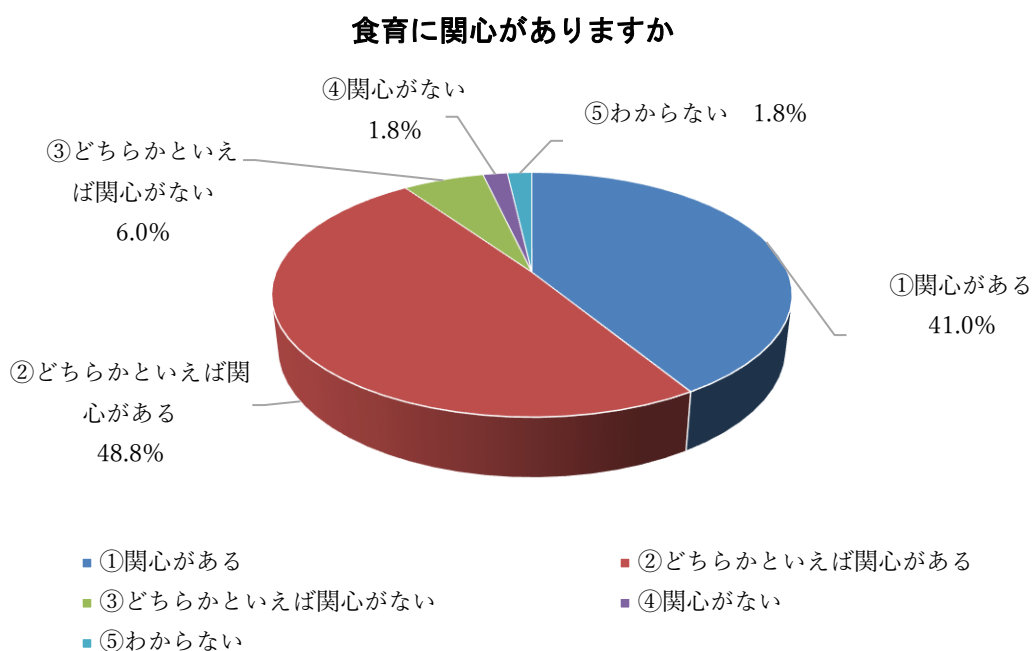
第4節 地域に根ざした食育の推進

めざす姿

県民一人ひとりが、食育の重要性を認識し、自らの意思で日常的に食育に取り組み、地域に根ざした食育推進が展開され、次世代につながっています。

現状と課題

- ◆ 全県的な食育推進運動組織「岩手県食育推進ネットワーク会議」（令和7年度 44 団体）を平成18年に設立し、20年間にわたり各種団体等と連携した普及啓発等に取り組んできました。希望郷いわてモニターアンケート結果によると、食育を実践している県民の割合は、令和元年度は66.6%、令和6年度は53.8%と減少傾向が見られますが、その一方で、県民の食育の関心度については、令和6年度調査では89.8%となり、令和元年度の84.1%から微増しています。引き続き、県内の食育関係団体との協力しながら、県民一人ひとりが自ら食育を実践するよう様々な取組を行う必要があります。
- ◆ 令和6年度末現在、市町村食育推進計画は全市町村において策定されていますが、計画策定率100%が維持されるよう、引き続き計画の見直しが適切に行われるよう支援を行っていく必要があります。
- ◆ ライフスタイルの変化や家族形態の多様化に応じた地域等における食育を進める必要があります。
また、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

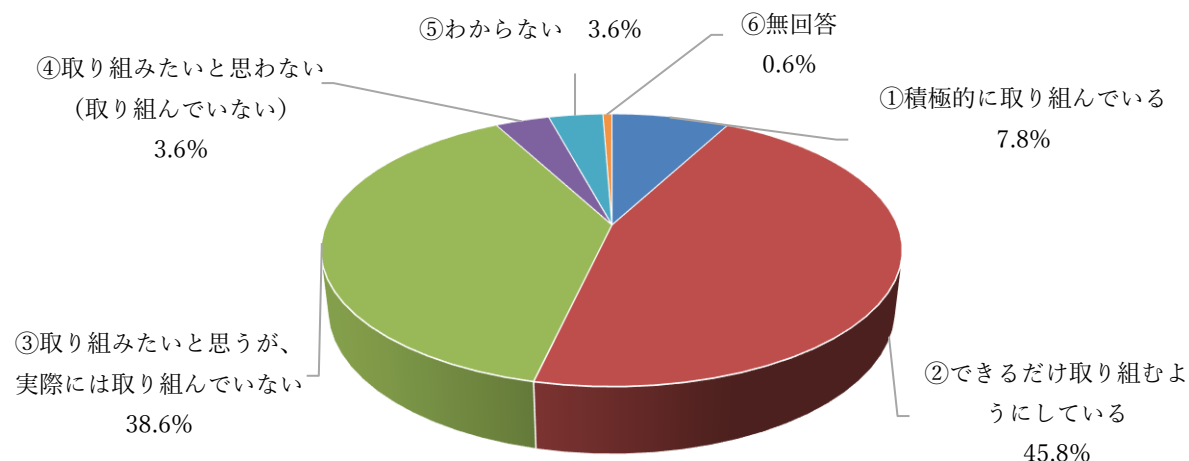
【希望郷いわてモニターアンケート（食育への関心）】

	R2	R3	R4	R5	R6
関心がある	87.6	81.6	86.3	83.6	89.8
関心がない	11.9	12.9	10.3	13.2	7.8

※関心がある（関心がある＋どちらかといえば関心がある）、関心がない（関心がない＋どちらかといえば関心がない）

<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

食育の取組を行っていますか



- ①積極的に取り組んでいる
- ②できるだけ取り組むようにしている
- ③取り組みたいと思うが、実際には取り組んでいない
- ④取り組みたいと思わない（取り組んでいない）
- ⑤わからない
- ⑥無回答

<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

【希望郷いわてモニターアンケート（食育の取組の実践）】

	R2	R3	R4	R5	R6
行っている	53.7	56.4	54.3	51.6	53.6
行っていない	42.4	41.1	40.0	43.4	42.2

※行っている（取り組んでいる＋取り組むようにしている）、行っていない（取り組んでいない＋取り組みたいと思っていない）

<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

【都道府県及び市町村の食育推進計画作成割合】

令和7年3月末現在

	市区町村数	食育推進計画作成市区町村数（割合）
全国	1,741	1,587 (91.2%)
岩手県	33	33 (100.0%)

<出典：農林水産省ホームページ (<https://www.maff.go.jp/syokuiku/shichoson/index.html>) >

取組の方向性

地域に根ざした食育を推進するためには、食育が全ての県民の生涯にわたる重要なものであり、県民一人ひとりが食育を自らの問題としてその重要性を認識し、できるだけ多くの県民が自らの意思で取り組む食育推進県民運動を進めていく必要があります。また、地域の文化を守り特性を生かした市町村や地域における食育の推進が重要です。

そのため、具体的には次の2項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体間の連携強化等を図るほか、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、岩手県食育推進ネットワーク会議等、多様な関係者と一体となった食育の取組を推進し、食育推進県民運動を展開します。
- (2) 市町村との連携を深め、全ての市町村が計画的に食育を推進できるよう支援するとともに、市町村食育業務担当者研修会の開催などによる情報共有などを通じ、市町村や地域における食育の支援を行います。

1 食育推進県民運動の展開

県の取組

○ 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化（環境生活部）

第一次岩手県食育推進計画の策定にあたり、食育推進の全県的な展開を図るため、食育推進県民運動を展開し、その運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議を設立しました。

設立から 20 年を経過し、食育推進県民大会等の取組により食育への関心のある県民の割合が高まるなど、県民運動の着実な成果が見られるところですが、今後も継続してより効果的な運動を推進する必要があります。

そのため、岩手県食育推進ネットワーク会議の各構成団体で実践している各種食育の取組をネットワーク会議内で共有し、このうちよりよい取り組みを新たな県民運動として展開を図れるよう、各構成団体間の横のつながりを強化していきます。

○ 食育月間等における食育の普及（環境生活部、保健福祉部、農林水産部）

食育推進運動を重点的かつ効果的に展開するため、毎年 6 月の「食育月間²⁹」及び毎月 19 日の「食育の日」のほか、「いわて減塩・適塩の日³⁰」や「いわて家庭の日³¹」、「いわて食財の日」などの食育に関連する行事も活用しながら、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体と連携し、食育の普及啓発活動を実施します。

食育普及啓発キャラバンでは、訪問先での直接的な普及啓発のほか、朝食の重要性についての理解を促進する啓発資料のほか、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体等が作成した資料の配布を行うなど、内容の充実を図ります。

また、食育推進県民大会を継続的に開催するとともに、内容の工夫や見直しを行い、より多くの県民が参加することにより、県民運動の機運の一層の醸成を図ります。

さらに、県民が食育に具体的に取り組む上で参考となる資料や、各団体の食育の取組をまとめた食育取組事例集等を活用し、食育の一層の普及を図ります。

○ 食育推進貢献者等の表彰の実施（環境生活部）

地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体を表彰するとともに、その優れた活動を広く周知します。

○ 食育に関する広報活動の推進（環境生活部）

食育の重要性について県民理解の浸透を図るため、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体と連携し、食育に関するコンクールなどにより、広報活動を実施します。

また、大学生等の若い世代が食の大切さへの理解を深めるための取組を強化するため、デジタル化に対応した研修会やホームページなどの各種広報媒体を通じて、市町村や岩手県食育ネットワーク会議の構成団体などによる食育の取組に関する情報を県民に発信します。

²⁹ 食育月間・食育の日：国の食育推進基本計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年 6 月を食育月間、毎月 19 日を食育の日と定められている。

³⁰ いわて減塩・適塩の日：脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月 28 日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

³¹ いわて家庭の日：青少年の健やかな成長のため、毎月第 3 日曜日を「いわて家庭の日」として定めている。（公社）岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

○ 企業における食育活動の推進（環境生活部）

企業における食育活動を推進するため、「いわて食育応援団³²」と連携した食育活動に取り組み、様々な立場で多角的な食育の活動が推進されるよう取り組みます。

2 市町村や地域における食育の推進

県の取組

○ 市町村等における食育推進の支援（環境生活部、保健福祉部）

地域に根ざした食育を推進するため、市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、食育に関する情報の共有や、先進的な事例の紹介などを行い、各市町村の食育推進計画の策定に関する支援や食育推進体制の整備に向けた協力・助言を通じて、地域の特性に応じた食育が展開されるよう支援します。

また、子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への拡大を図るとともに、食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮します。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none">・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。・学校や保育所等、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。
学校・幼稚園・保育所等	<ul style="list-style-type: none">・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、講習会や、親子料理教室などの実施に努める。・幅広い世代における食育関連のリーダー育成に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">・食育に関する理解を深め、各事業者の事業活動などの特色に応じた食育活動を進める。
市町村	<ul style="list-style-type: none">・食育を推進するための適切な組織を形成するとともに、市町村食育推進計画を策定する。・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所等、地域などと連携し、計画的に食育の施策を展開する。・ホームページ、広報等を通じた食育に関する情報提供を行う。

³² いわて食育応援団：食育活動に積極的に取り組んでいる企業・団体を「いわて食育応援団」として、岩手県食育推進ネットワーク会議が認証している。

第3章 計画の推進・進捗管理

第1節 計画の推進体制

1 市町村との連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町村が、地域の多様な関係者と連携・協力しながら地域の特性を生かして主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、県は、市町村と連携・協力しながら、食育の取組を推進します。

2 県民との協働

県は、岩手県食育推進ネットワーク会議との情報共有や、事業の連携を進めるとともに、教育関係者や生産者、事業者、ボランティアなどの関係者と連携・協力するなど、県民との協働により食育の取組を推進します。

第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCA³³サイクルによって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」の指標等を踏まえ設定している指標については、令和9年度（2027年度）以降は、第3期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

³³ PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階の頭文字。

主要指標項目一覧

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	児童・生徒の朝食欠食率 小学校4年生 中学校3年生 高校3年生	4.4% 12.0% 18.0%	令和 6年度	0%に 近づけ る ※	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。
2	肥満傾向のある割合 小学校5年生 中学校2年生 高校2年生	15.5% 13.0% 12.0%	令和 6年度	13.5% 11.7% 10.2%	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
3	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	90%	令和 6年度	90% 以上	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。

※ 当該目標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

<出典>

- 「いわて健康データウェアハウス」県健康国保課調べ
- 「定期健康診断」県教育委員会、「学校保健統計調査」文部科学省調べ
- 「希望郷いわてモニターアンケート」県民くらしの安全課調べ

II 食の安全安心を支える食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96%	令和6年度	96%	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。
2	食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数※	38,400回	令和6年度	40,000回	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。

※ 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値(3,200回)から算出したもの。

<出典>

- 1 県民くらしの安全課調べ
- 2 県民くらしの安全課調べ

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	学校給食における 県産食材の利用割合 (金額ベース) 国産食材の利用割合 (金額ベース)	60.7% 90.2%	令和 6年度	71.8% 90.7%	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。
2	食品ロス発生量※1	47,438 トン (家庭系 21,851 トン、 事業系 25,587 トン)	令和 6年度	4.3万 トン	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針(第一次)」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。
3	農林漁家民泊等利用者 数※2	61,895 (人 回)	令和 6年度	75,000 (人 回)	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12農泊地域の宿泊者数:1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とし、毎年750人ずつ増やします。
4	食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404 回	令和 6年度	17,500 回	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。

※1 食品ロス発生量は、当該年度に明らかとなる家庭系食品ロス発生量と事業系食品ロス発生量から推計値により算出するもの。

※2 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

<出典>

- 1 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(金額ベース)³⁴ 文部科学省調べ
- 2 県資源循環推進課調べ
- 3 県農業振興課調べ
- 4 県農業普及技術課調べ

³⁴ 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査：県内7施設を抽出し、年2回実施する調査

IV 地域に根ざした食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合（再掲）	90%	令和6年度	90%以上	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。
2	市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	令和6年度	100%を維持する	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。

<出典>

- 1 「希望郷いわてモニターアンケート」県県民くらしの安全課調べ
- 2 県県民くらしの安全課調べ

参考指標項目一覧

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
1	3歳児のむし歯のある者の割合	11.5%	令和4年度	第2章第1節-1
2	体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回	令和6年度	第2章第1節-2
3	12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	22.3%	令和6年度	第2章第1節-2
4	食に関する指導の全体計画作成校の割合	100%	令和6年度	第2章第1節-2
	小学校	98.6%	令和6年度	
	中学校	42.1%	令和6年度	
	高校			
5	肥満予防・改善取組実施校の割合	96.2%	令和6年度	第2章第1節-2
	小学校	94.0%	令和6年度	
	中学校	88.2%	令和6年度	
	高校			
6	教育振興運動における食育活動数	173件	令和6年度	第2章第1節-2
7	主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合（20歳以上）	57.5%	令和4年度	第2章第1節-3
8	食生活改善に関する出前講座等の受講者数	107回	令和6年度	第2章第1節-3
9	60歳代における咀嚼良好者の割合	82.9%	令和4年度	第2章第1節-3
10	食塩摂取量の平均値（20歳以上）	10.1g	令和4年度	第2章第1節-3
11	毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）	57.9%	令和4年度	第2章第1節-3
12	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	令和6年度	第2章第2節-1
13	食の安全安心に関する出前講座等の受講者数	3,311人	令和6年度	第2章第2節-2
14	食育担当者、栄養教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	令和6年度	第2章第3節-1
15	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※1	59.9%	令和4年度	第2章第3節-1
16	県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	令和6年度	第2章第3節-1
17	農山漁村発イノベーション※2による商品化件数（累計）	72件	令和6年度	第2章第3節-1
18	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74%	令和6年度	第2章第3節-2

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
19	農林漁業体験インストラクター等の実施支援 実施件数 参加人数	124 件 19,796 人	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節- 3
20	食の匠認定数（累計） 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	306 人・団体 38 回	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節- 4
21	食育普及啓発キャラバン実施回数	5 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 1
22	市町村食育推進担当者会議の開催	年 1 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2
23	食育の取組を行っている市町村の割合	100%	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2
24	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り 組む市町村数	30 市町村	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2

※ 1 県内の給食施設（県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等（認可保育園、認定こども園）、社会福祉施設等、病院（県立・公立）及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食）において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

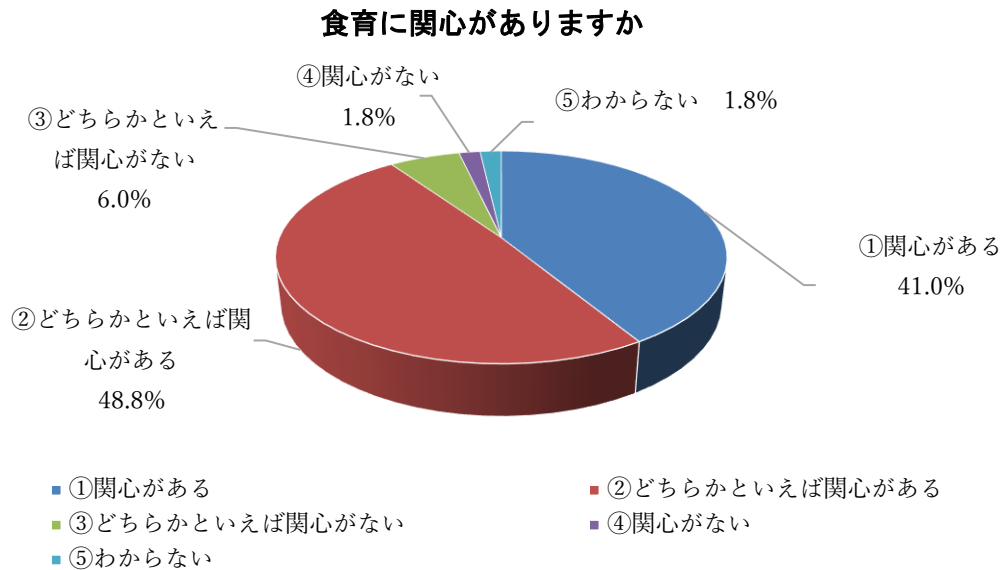
※ 2 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

1 食育に関するアンケート調査結果

食育に関する県民の意識を把握するため、令和7年2月に食育に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 166 名）

ア 食育の関心について

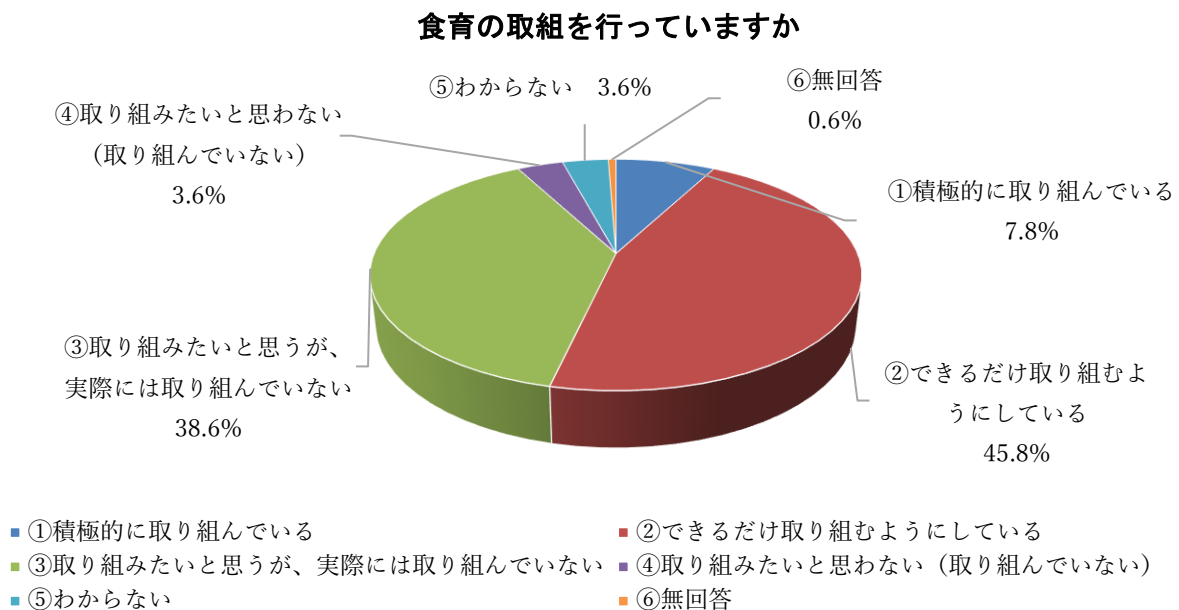
食育に関心がある人は全体の8割以上（89.8%）であり、ほとんどの人が食育に関心を持っている結果となっています。



< 出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県） >

イ 食育の取組について

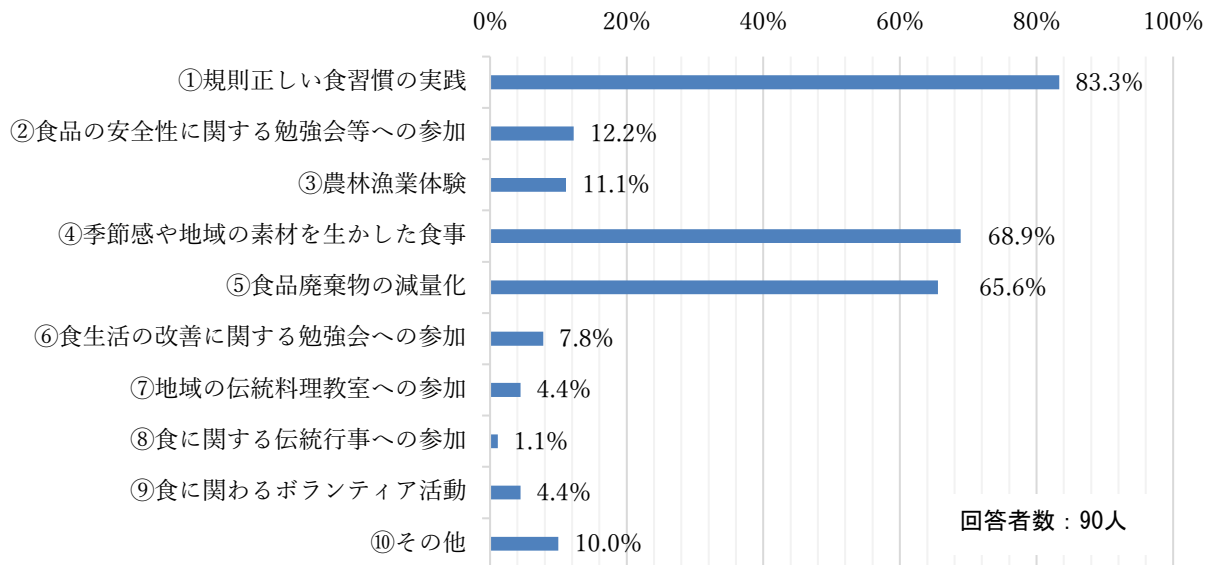
食育の取組を行っている人の割合は、53.6%であり、取り組みたいと思っているが実際には取り組んでいない人が3割以上（38.6%）であり、引き続き、食育の重要性について周知し、取組を促すことにより、食育の取組の更なる拡大が期待できます。



< 出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県） >

ウ 食育の取組内容について

食育の取組として多く取り組まれているものは、①規則正しい食生活の実践 83.3%、④季節感や地域の食材を生かした食事 68.9%、⑤食品廃棄物の減量化 65.6%という結果になりました。

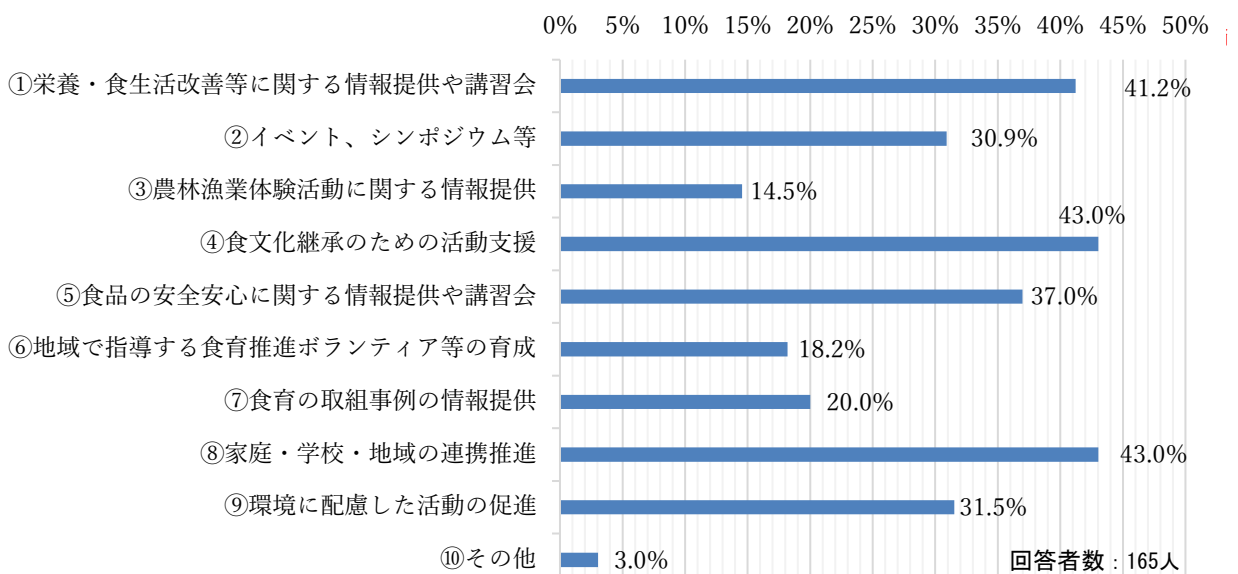


<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

※ 「その他」の主なもの：食育に関する情報収集・情報発信、仕事上での食育事業の取組、祖母や母から引き継いだ味や地域の伝統料理を子供たちに食べてもらう、食育に関するテレビ番組の視聴、食農体験への協力や議員要請、政策提言、SNSなどでの政策現場の情報や声の発信 等

エ 食育を進めるための県の取組について

県に期待する食育の取組としては、「④食文化継承のための活動支援」「⑧家庭・学校・地域の連携推進」が最も多く、次いで「①栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会」、「⑤食品の安全安心に関する情報提供や講習会」が続く結果となりました。



<出典：希望郷いわてモニターアンケート（令和7年2月）（岩手県）>

2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿

ア 任期が令和5年11月1日から令和7年10月30日までの委員

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	小山田 緑	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	井口 一三	一般社団法人岩手県調理師会 会長
	田野 秀司	株式会社いわちく 社長付
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	佐藤 浩文	岩手県漁業協同組合連合会 参事
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

イ 任期が令和7年11月1日から令和9年10月30日までの委員

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	中村 靖子	岩手県消費者団体連絡協議会 常務理事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	吉田 良平	一般社団法人岩手県調理師会 常務理事
	田野 秀司	株式会社いわちく 専務取締役
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	岸 伸年	岩手県漁業協同組合連合会 指導部長
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	藤原 正俊	岩手大学獣医学部 准教授
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

岩手県食の安全安心推進計画 主要指標の評価及び参考指標に関すること

1 主要指標の達成状況

ほぼ全ての項目、期間全体の達成度は「達成」となった。令和7年度においては、主要指標14項目のうち、12項目で「達成」となった。

期間全体の達成度が未達成となった、主要指標Ⅱ-4については、新型コロナウイルス感染症の流行により、開催が困難となり、令和3年度および4年度の達成度が未達成となった。令和5年度以降は、実施回数自体は目標まで届いていないが、受講人数は令和元年度ペースまで回復してきている。

期間全体の達成度

【単年度指標】

年度ごとの評価のうち、最頻出の達成度。「違反なし」は「達成」として計上

【累計指標】

最終年度の達成度に同じ

年度ごとの達成度
達成 : 目標値達成
概ね達成 : 目標値の8割以上
未達成 : 目標値の8割未満

2 主要指標の評価に関すること

Ⅰ 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3	R4	R5	R6	R7	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
				実績									
				達成度									
1 県産農産物における食品衛生法違反（残留農薬基準超過）及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（※1）	- (100%) ※2	100%	農薬取締法に基づき、適切かつ迅速に対応します。	100%	-	100%	100%	100%	達成	県内の農薬残留基準超過事案はなかった。	継続	・引き続き農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成など、事故の未然防止に取り組む。 ・万が一事故が発生した場合には、関係機関・団体と連携し、適切かつ迅速に対応する。	農業普及技術課
2 HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数（累計）	1,592人 ※3	9,000人	過去実績を上回ることを目指します。	4,928人	8,889人	13,141人	17,197人	20,422人	達成	HACCPに沿った衛生管理の義務化に対応し、重点的に講習を行ったことから、目標（9,000人）を達成する結果となった。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	岩手県食品衛生協会等と連携しHACCPに沿った衛生管理の定着のため、「衛生管理計画作成ワークショップ」等を開催するなど、HACCPに関する講習会を継続的に実施する。 →新計画では「営業許可事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入率（衛生管理計画の作成率）の割合」に入替	県民くらしの安全課
3 食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	5,017施設	5,000施設	自主的な衛生管理の取組を進めるため、食品安全サポーターを委嘱・育成し、営業者への現場指導を行います。	4,099施設	4,102施設	5,031施設	5,712施設	6,083施設	達成	HACCPの普及及び定着のため、各保健所と協働して巡回指導を行うなど積極的に施設立入を行ったことから、目標を達成した。	継続	HACCPに沿った衛生管理の実践について指導するため、各保健所と食品安全サポーター等が協働し、現場指導立入を実施する。	県民くらしの安全課
4 環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	3回	3回	環境保全に関する技術分野別に開催します。	1回	3回	5回	5回	5回	達成	農薬適正販売・使用研修会（1回）、環境保全型農業セミナー（1回）、適正施肥研修会（3回）実施。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	引き続き環境保全に関する技術分野別の研修会の開催を通じて、環境負荷の少ない農業の促進に取り組む。 →新計画では「環境負荷の少ない農業を促進する研修会における受講者数」に入替	農業普及技術課

※1 事件発生都度の、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※2 令和元年度は事案の発生がなかったもの。事案があった平成29年度においては100%であるもの。

※3 過去5年間の平均値（令和元年度はHACCPに沿った衛生管理施行直前で一時的に増加しているため除く）

Ⅱ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3	R4	R5	R6	R7	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
				実績									
				目標									
				達成度									
1 食品表示法違反による改善命令等件数	0件	0件		0件	0件	2件	0件	1件	達成	不適正な表示事案が発生したことから、東北農政局より県内事業者に対して指示・公表があった。	継続	食品表示に関する店舗への指導や食品表示制度の普及に努める。	県民くらしの安全課
				0件	0件	0件	0件	0件					
				達成	達成	未達成	達成	未達成					
2 食の安全安心に関する講座型リスクコミュニケーションの延べ受講者数	80人	100人	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	72人	132人	155人	132人	103人	達成	リスクコミュニケーション講師養成講座、食品安全、食中毒、食品添加物をテーマに4回実施した。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ、劇場型も含め3回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ（上位3つ）】 食中毒、食育、食品表示制度 →新計画では「食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度」に入替	県民くらしの安全課
				100人	100人	100人	100人	100人					
				未達成	達成	達成	達成	達成					
3 県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（再掲）※4	- (100%) ※5	100%		100%	-	100%	100%	100%	達成	県内の農薬残留基準超過事案はなかった。	入替 (主要指標Ⅲ-14として継続)	・引き続き農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成など、事故の未然防止に取り組む。 ・万が一事故が発生した場合は、関係機関・団体と連携し、適切かつ迅速に対応する。	農業普及技術課
				100%	100%	100%	100%	100%					
				達成	達成	達成	達成	達成					
4 食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	152回	160回	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	79回	64回	129回	122回	105回	未達成	出前講座について、ホームページやチラシ、通知等を通じて、市町村、関係団体等へ積極的に周知に努めたが、目標を達成できなかった。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	広く県民に周知を行い、食品の安全性確保に関する理解の促進等のため、出前講座の実施に取り組む。 →新計画では「食の安全安心に関する出前講座等における受講者数」に入替	県民くらしの安全課
				160回	160回	160回	160回	160回					
				未達成	未達成	概ね達成	未達成	未達成					

※4 事件発生都度の、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※5 令和元年度は事案の発生がなかったもの。事案があった平成29年度においては100%であるもの。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3	R4	R5	R6	R7	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
				実績									
				目標									
				達成度									
1 本県産の貝毒食中毒発生件数	0件	0件		0件	0件	0件	0件	0件	達成	本県産の貝毒食中毒の発生は0件であり、目標を達成した。	継続	県の貝毒管理措置要綱等に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。	水産振興課
				0件	0件	0件	0件	0件					
				達成	達成	達成	達成	達成					
2 流通食品検査等の基準適合率	99.2% ※6	99.2%	過去5年間と同等以上の適合率を維持します	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	達成	1074件の検査のうち基準違反は1件（基準適合率99.9%）であり、目標を達成した。 ※収去検査で大腸菌群を検出（牛乳）	継続	収去検査を計画的に実施することにより、県内流通食品の安全性を確認し食の安全安心を図る。（788検体を予定）	県民くらしの安全課
				99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%					
				達成	達成	達成	達成	達成					

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3	R4	R5	R6	R7	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
				実績									
				目標									
				達成度									
3 輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	0件	0件		0件	0件	0件	0件	0件	達成	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反は53件中0件であり、目標を達成した。	継続	各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導及び除去検査を計画的に実施し、食品衛生法違反件数0件の維持を図る。	県民くらしの安全課
				0件	0件	0件	0件	0件					
				達成	達成	達成	達成	達成					
4 食中毒対策緊急連絡訓練実施回数	2回	2回	食中毒事件に適切に対応するため、実施回数を維持します。	2件	2件	2件	2件	2件	達成	食中毒対策緊急連絡訓練を2回実施し目標を達成した。	入替 (参考指標として継続)	年間2回の訓練を実施する。	県民くらしの安全課
				2件	2件	2件	2件	2件					
				達成	達成	達成	達成	達成					
5 残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施回数(累計)	1回	5回	国が実施する分析法開発に関する研究等に毎年度参加するなど、最新知見と技術の習得に努めます。	1回	2回	3回	4回	5回	達成	消費者庁が残留農薬等の試験法を開発するために実施する事業に1回参加し、多成分を一斉に分析する試験法の妥当性評価を実施した。	継続	残留農薬等の分析法に係る知見取得のため、今年度も消費者庁委託事業(厚生労働省から事務移譲)を受託し、当該分析法の妥当性を評価するとともに、新たな農薬や動物用医薬品が出現していることも含めて、引き続き知見取得のため当該分析法の妥当性の評価に取り組んでいく。	環境保健研究センター
				1回	2回	2回	4回	5回					
				達成	達成	達成	達成	達成					
6 食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	7人	7人	令和元年度の実績と同等以上の受講者数を維持します。	10人	7人	11人	12人	13人	達成	国及び関係機関主催の研修へ13人を派遣し(オンライン参加を含む)、目標を達成した。	継続	国及び関係機関主催の研修へ12人派遣する(オンライン参加を含む)。	県民くらしの安全課
				7人	7人	7人	7人	7人					
				達成	達成	達成	達成	達成					

※6 平成27年度から令和元年度の平均値

3 参考指標の実績に関すること

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画 における指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
1 生乳検査における体細胞数50万/ml未満の農家割合※7	95%			95.6%	95.6%	95.5%	96.1%	96.1%		生乳サンプル12,647件の検査を実施した結果、基準値を1.1ポイント上回る結果となった。	継続	引き続きR7と同程度の生乳サンプル検査を実施する。また、体細胞数50万/ml未満の農家割合を増加させるため、長期季節予報等を参考に注意喚起・飼養管理指導等を実施する。	畜産課
2 衛生管理計画の不備による行政処分の件数	0件			0件	0件	0件	0件	0件		衛生管理計画の不備による行政処分0件であり、目標を達成した。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	HACCPに沿った衛生管理の実施を継続指導し、事業者の自主衛生管理の向上を図る。 →新計画では「HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数」に入替	県民くらしの安全課
3 違反・不良流通食品に対する処理率	100%			100%	100%	100%	100%	100%		牛乳の成分規格違反事例や他県における回収命令への対応を適切に行った。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	違反食品等の流通が認められた場合には、各保健所の食品衛生監視員により適切な監視指導を実施し、被害拡大を防止する。 →新計画では参考指標 I-2～I-4にて内容を確認	県民くらしの安全課
4 営業施設を原因とする食中毒の発生件数	4件			7件	6件	4件	3件	9件		9件発生した。 (内訳) ノロウイルス4件、アニサキス2件、ふく毒1件、カンピロバクター1件、黄色ブドウ球菌1件	継続	各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施するとともに、(一社)岩手県食品衛生協会と連携しながら、営業者に対する食中毒発生防止のための正しい知識の普及及び適切な衛生管理の指導を強化する。	県民くらしの安全課
5 食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	107.8%			135.0%	120.4%	128.3%	137.5%	130.3%		各保健所による計画的な監視の実施により、100%を上回る結果となった。	継続	各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施することにより、食の安全安心の確保に取り組む。	県民くらしの安全課

※7 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。指定生乳生産団体が定める乳質格差制度において規制を受けない50万/ml未満の農家割合を指標としたもの。

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全 体の達 成度	R7実績の評価	次期計画 における指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
1 健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100% (0件)			100% (0件)	100% (0件)	100% (0件)	100% (0件)	100% (0件)		違反が疑われる事例1件について指導、改善確認済	継続	各保健所において、違反事例の把握及び指導を実施する。	健康国保課
2 食の安全安心に関する大規模なリスクコミュニケーション開催回数	2回			2回	-	1回	1回	1回		ノロウイルスに関する講習会を実施した(115名参加)。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ、1回開催する。 →新計画では「食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数」に入替	県民くらしの安全課
3 牛肉、米トレーサビリティ法の違反事例	0件			0件	0件	0件	0件	1件		牛トレーサビリティ法の違反事例が1件確認され、国による行政指導が行われた。	継続	ホームページ等で引き続き周知を図るとともに、国と連携し、外食事業者、食品加工事業者等を対象に、制度に関する資料を配布し普及・定着を図る。	流通課

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期 間 全 体 の 達 成 度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
4 地産地消促進計画を策定している市町村の数	29市町村			32市町村	33市町村	33市町村	33市町村	31市町村		県内2市町村において未策定。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	県内一部市町村において、未策定であることから、計画策定の支援をしていく。 →新計画では「給食施設での県産食材利用率（重量ベース）」に統合	流通課
5 給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※8	61% ※9			-	59.9%	-	60.0%	-		隔年で実施している調査について、令和6年度分調査を実施（調査結果公表R7.12）。	継続	ホームページで県産食材の情報発信を行うとともに、栄養職員等を対象とした研修会等を開催し、利用促進を図る。	流通課
6 学校給食における													
県産食材の利用割合（金額ベース）※10	県産 58.2%			県産 57.9%	県産 60.9%	県産 59.3%	県産 61.0%	集計中		集計中	継続	研修会等を通じて、引き続き県産食材及び国産食材を取り入れた食に関する指導の推進に取り組む。	保健体育課
国産食材の利用割合（金額ベース）※11	国産 90.2%			国産 89.4%	国産 93.0%	国産 89.1%	国産 90.4%	集計中					

※8 県内の給食施設において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※9 隔年調査のため、平成30年度の値。

※10 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

※11 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期 間 全 体 の 達 成 度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
1 水産物の高度衛生品質管理地域認定数	5地域			8地域	10地域	10地域	10地域	10地域		水産物の安全性を確保するため、高度衛生品質管理地域づくりに取り組む市町村の地域計画の実行支援や、衛生管理研修会の開催により、各段階でのIF r HACCPの導入の促進を図った。	継続	引き続き、市町村の地域計画の実行を支援するとともに、各段階でのIF r HACCPの導入を促進する。	水産振興課
2 生食用カキのノロウイルス検査実施割合	100%			100%	100%	100%	100%	100%		・県の対策指針に基づき、業界の自主検査が定期的実施され、ノロウイルスが検出された場合には出荷の自主規制を行った。 ・感染性胃腸炎の流行状況を注視し、いつでも検査体制の強化ができるよう監視した。	継続	県と業界の対応指針に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。	水産振興課
3 各月間における監視指導※12の実施割合	107.8%			135.0%	120.4%	128.3%	137.5%	130.3%		各保健所による計画的な監視の実施により、100%を上回った。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	監視指導計画に基づき計画的に実施する。 →新計画では「食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合」に入替	県民くらしの安全課
4 監視指導計画に対する収去検査実施割合	110.9%			103.0%	110.5%	105.3%	101.1%	100.7%		1,000検体を計画し、1,074検体の収去検査を実施した（うち基準違反：1件牛乳）	継続	収去検査を計画的に実施する。（788検体を予定）	県民くらしの安全課

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期 間 全 体 の 達 成 度	R7実績の評価	次期計画に おける指標 の扱い	今後の対応	担当課 等
5 いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数	0件			0件	0件	0件	0件	0件		監視指導や県民への注意喚起の実施により、いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数は0件であった。	継続	引き続き、食品・業務合同監視指導を実施するとともに、県民への健康食品に関する普及啓発を行う。	健康国保課
6 残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え食品による食品衛生法違反件数	0件			1件	0件	0件	0件	0件		県内で残留農薬の基準超過等の違反はなかった。	継続	収去検査を計画的に実施するとともに、農林水産部と連携し、農薬の適正使用等に関する指導の強化を図る。	県民くらしの安全課
7 と畜場及び食鳥処理場における外部検証検査適合率	100%			-	-	100.0%	100.0%	100.0%		全ての施設において、評価基準の逸脱は認められなかった。	継続	前年度の一般細菌数の検査結果から基準値を設定し、引き続き基準を逸脱しないように助言、検証を行っていく。	県民くらしの安全課
8 食の安全安心に関する調査研究の実施回数	1回			1回	1回	1回	1回	1回		・ホタテガイの麻痹性貝毒について、貝毒の成分ごとのモニタリングに加えて、ホタテの部位別の毒量を測定し、毒の代謝経路の推定や減衰予測等のための基礎的データを収集した。	継続	貝毒の代謝経路の推定や減衰予測等、毒化傾向を把握するために、引き続き成分ごと、部位ごとにモニタリング測定に取り組む。	環境保健研究センター
9 食の安全安心に関する情報発信回数	-			0回	3回	1回	2回	2回		・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしていたが、該当する2件について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。	入替 (主要指標Ⅱ-7として継続)	該当事案が発生した際には速やかに情報発信する。	県民くらしの安全課
10 流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		収去検査の結果、基準値超過はなかった。	継続	収去検査を計画的に実施するとともに、農林水産部と連携し、出荷制限等の食品が流通しないよう関係団体へ要請する。	県民くらしの安全課

※12 食品衛生月間などの各重点期間における監視指導

岩手県食の安全安心推進計画 主要指標の評価及び参考指標に関すること

1 主要指標の評価に関すること

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
1 県産農産物における食品衛生法違反（残留農薬基準超過）及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（※1）	100% （※2）	100%	農薬取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。	継続	100%	【資料2-1から再掲】 ・引き続き農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成など、事故の未然防止に取り組む。 ・万が一事故が発生した場合には、関係機関・団体と連携し、適切かつ迅速に対応する。	農業普及技術課
2 営業許可事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入率（衛生管理計画の作成率）の割合（※3）	55%	100%	HACCPに沿った衛生管理が必須であり、100%に近づくようHACCPの導入率向上を目指します。	新規 （同様の趣旨の項目に 入替）	60%	岩手県食品衛生協会等と連携しHACCPに沿った衛生管理の定着のため、「衛生管理計画作成ワークショップ」等のHACCPに関する講習会の継続的な開催や、新たに営業を始める事業者へのHACCP指導及びワークショップ受講の案内等を実施する。	県民くらしの安全課
3 食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	4,736 施設 （※4）	5,000 施設	自主的な衛生管理の取組を進めるため、食品安全サポーターを委嘱・育成し、営業者への現場指導を行います。	継続	5,000 施設	【資料2-1から再掲】 HACCPに沿った衛生管理の実践について指導するため、各保健所と食品安全サポーター等が協働し、現場指導立入を実施する。	県民くらしの安全課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
4 環境負荷の少ない農業を促進する研修会における受講者数	619人	600人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。	新規 (同様の趣旨の項目に 入替)	600人	引き続き環境保全に関する技術分野別の研修会の開催を通じて、環境負荷の少ない農業の促進に取り組む。	農業普及技術課

※1 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※2 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。

※3 保健所における衛生管理計画の内容を確認した件数から算出するもの。

※4 令和3年度から令和6年度までの平均立入施設数

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
5 食品表示法違反による改善命令等件数	0件	0件		継続	0件	【資料2-1から再掲】 食品表示に関する店舗への指導や食品表示制度の普及に努める。	県民くらしの安全課
6 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96% (※5)	96%	令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。	新規 (同様の趣旨の項目に 入替)	96%	アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ、3回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ(上位3つ)】 食中毒、食育、食品表示制度	県民くらしの安全課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
7 食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数	38,400回 (年間) (※6)	40,000回 (年間)	食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を食育とも連携して幅広く発信します。	新規	40,000回 (年間)	自主回収で健康への危険性の程度の高い事案が発生した際には速やかに情報発信するほか、時期に応じた食の安全安心に関する情報を定期的に発信する。	県民くらしの安全課
8 食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,900人 (※7)	4,000人	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	新規 (同様の趣旨の項目に代替)	4,000人	広く県民に周知を行い、食品の安全性確保に関する理解の促進等のため、出前講座の実施に取り組む。	県民くらしの安全課

※5 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおけるアンケートの理解度の平均値

※6 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値(3,200回)から算出したもの。

※7 令和元年度における食の安全安心に関する出前講座の受講者数

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
9 本県産の貝毒食中毒発生件数	0件	0件		継続	0件	【資料2-1から再掲】 県の貝毒管理措置要綱等に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。	水産振興課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
10 流通食品検査等の基準適合率	99.9% (※8)	99.9%	過去5年間と同等以上の適合率を維持します	継続	99.9%	【資料2-1から再掲】 収去検査を計画的に実施することにより、県内流通食品の安全性を確認し食の安全安心を図る。(788検体を予定)	県民くらしの安全課
11 輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	0件	0件		継続	0件	【資料2-1から再掲】 各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導及び収去検査を計画的に実施し、食品衛生法違反件数0件の維持を図る。	県民くらしの安全課
12 食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	12人	12人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。	継続	12人	【資料2-1から再掲】 国及び関係機関主催の研修へ12人派遣する(オンライン参加を含む)。	県民くらしの安全課
13 残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施件数	1件	1件	国が実施する分析法開発に関する研究等に毎年度参加するなど、最新知見と技術の習得に努めます。	継続	1件	【資料2-1から再掲】 残留農薬等の分析法に係る知見取得のため、今年度も消費者庁委託事業(厚生労働省から事務移譲)を受託し、当該分析法の妥当性を評価するとともに、新たな農薬や動物用医薬品が出現していることも含めて、引き続き知見取得のため当該分析法の妥当性の評価に取り組んでいく。	環境保健研究センター

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
14 県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合(再掲)※9	100% (※10)	100%	農薬取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。	新規 (再掲)	100%	【再掲 主要指標 施策1-1】	農業普及技術課

※8 令和2年度から令和6年度の平均値

※9 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※10 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。

2 参考指標の実績に関すること

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
1 生乳検査における体細胞数 50万/ml未満の農家割合 ※11	96%			継続		【資料2-1から再掲】 引き続きR7と同程度の生乳サンプル検査 を実施する。また、体細胞数50万/ml未 満の農家割合を増加させるため、長期季 節予報等を参考に注意喚起・飼養管理指 導等を実施する。	畜産課
2 HACCPに沿った衛生管理 に関する講習会の受講者数	4,056人			新規 (同様の 趣旨の項 目に入替)		岩手県食品衛生協会等と連携しHACCPに 沿った衛生管理の定着のため、「衛生管 理計画作成ワークショップ」等を開催す るなど、HACCPに関する講習会を継続的 に実施する。	県民く らしの 安全課
3 営業施設を原因とする食中 毒の発生件数	3件			継続		【資料2-1から再掲】 各保健所の食品衛生監視員が食品関係営 業施設の監視指導を計画的に実施すると ともに、(一社)岩手県食品衛生協会と 連携しながら、営業者に対する食中毒発 生防止のための正しい知識の普及及び適 切な衛生管理の指導を強化する。	県民く らしの 安全課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
4 食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	137.5%			継続		【資料2-1から再掲】 各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施することにより、食の安全安心の確保に取り組む。	県民くらしの安全課
5 食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	1回			新規		食品衛生推進員（食品安全サポーター）の委嘱に併せて講習会を開催する	県民くらしの安全課
6 環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	5回			新規 (主要指標から入れ替え)		農薬適正販売・使用研修会（1回）、環境保全型農業セミナー（1回）、適正施肥研修会（2回）実施。	農業普及技術課

※11 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。
指定生乳生産団体が定める乳質格差制度において規制を受けない50万/ml未満の農家割合を指標としたもの。

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
7 健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100% (0件)			継続		【資料2-1から再掲】 各保健所において、違反事例の把握及び指導を実施する。	健康国保課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
8 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人 (※ 12)				新規 (同様の 趣旨の項 目に入替)	アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ、3回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ(上位3つ)】 食中毒、食育、食品表示制度	県民く らしの 安全課
9 牛肉、米トレーサビリティ法の違反事例	0件				継続	【資料2-1から再掲】 ホームページ等で引き続き周知を図るとともに、国と連携し、外食事業者、食品加工事業者等を対象に、制度に関する資料を配布し普及・定着を図る。	流通課
10 給食施設での県産食材利用率(重量ベース) ※13	59.9% (※ 14)				継続	【資料2-1から再掲】 ホームページで県産食材の情報発信を行うとともに、栄養職員等を対象とした研修会等を開催し、利用促進を図る。	流通課
11 学校給食における 県産食材の利用割合(金額ベース) ※15 国産食材の利用割合(金額ベース) ※16	県産 60.7% 国産 90.2%				継続	【資料2-1から再掲】 研修会等を通じて、引き続き県産食材及び国産食材を取り入れた食に関する指導の推進に取り組む。	保健体 育課

※12 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおける受講者数の延べ人数

※13 県内の給食施設において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※14 隔年調査のため、令和4年度の値。

※15 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

※16 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
12 水産物の高度衛生品質管理 地域認定数	10地域			継続		【資料2-1から再掲】 引き続き、市町村の地域計画の実行を支援するとともに、各段階でのIF r HACCPの導入を促進する。	水産振 興課
13 生食用カキのノロウイルス 検査実施割合	100%			継続		【資料2-1から再掲】 県と業界の対応指針に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。	水産振 興課
14 食品関係施設に対する監視 指導件数延べ割合（再掲）	137.5%			新規 (再掲)		【再掲 参考指標 施策2-4】	県民く らしの 安全課
15 監視指導計画に対する収去 検査実施割合	101.1%			継続		【資料2-1から再掲】 収去検査を計画的に実施する。（788検体を予定）	県民く らしの 安全課
16 いわゆる「健康食品」による 健康被害に対する関係法令に 基づく処分又は告発件数	0件			継続		【資料2-1から再掲】 引き続き、食品・薬務合同監視指導を実施するとともに、県民への健康食品に関する普及啓発を行う。	健康国 保課
17 残留農薬の基準超過や遺伝 子組み換え食品による食品衛生 法違反件数	0件			継続		【資料2-1から再掲】 収去検査を計画的に実施するとともに、農林水産部と連携し、農薬の適正使用等に関する指導の強化を図る。	県民く らしの 安全課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	R8 目標	今後の対応	担当課 等
18 と畜場及び食鳥処理場における外部検証検査適合率	100%			継続		【資料2-1から再掲】 前年度の一般細菌数の検査結果から基準値を設定し、引き続き基準を逸脱しないように助言、検証を行っていく。	県民くらしの安全課
19 監視指導計画に対する収去検査実施割合 (再掲)	1回			継続 (再掲)		【再掲 参考指標 施策9-15】	県民くらしの安全課
20 食中毒対策緊急連絡訓練実施回数	2回			新規 (主要指標から入れ替え)		年間2回の訓練を実施する。	県民くらしの安全課
21 食の安全安心に関する調査研究の実施件数	1件			継続		【資料2-1から再掲】 貝毒の代謝経路の推定や減衰予測等、毒化傾向を把握するために、引き続き成分ごと、部位ごとにモニタリング測定に取り組む。	環境保健研究センター
10 流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%			継続		【資料2-1から再掲】 収去検査を計画的に実施するとともに、農林水産部と連携し、出荷制限等の食品が流通しないように関係団体へ要請する。	県民くらしの安全課

※12 食品衛生月間などの各重点期間における監視指導

岩手県食の安全安心推進計画 施策毎の具体的取組の実績に関すること

青色：新計画(R8～R12)で変更があった取組項目、取組内容

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
1 生産段階における食品の安全性の確保への支援	(1) 安全・安心な産地づくりに向けた継続的なGAPの取組・活用の推進	1	農産物の生産段階におけるGAPの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者を対象としたOJT研修会を開催した(7～11月に6回)。 ・JGAP指導員を養成した(10名)。 ・農業者や指導者を対象とした研修会を開催した(11/26、12/12、1/21)。 ・JAと連携し、農業者による自己点検等を支援した。 ・認証取得・維持を目指す農業者からの指導要請に対応した。 ・農業高校における認証継続を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者を対象とした研修会等の開催。 ・農業者及び指導者を対象とした研修会の開催(3回)。 ・JAと連携した、生産部会等、団体での取組推進。 ・認証取得意向の農業者からの指導要請への対応。 ・農業高校における認証継続のための支援。 	農業普及技術課
		2	畜産物の生産段階におけるGAPの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産GAP指導体制の整備のため、指導員養成研修に職員を派遣し、指導員3名、内部監査員3名を養成。 ・認証取得意向のある農場からの指導要請への対応。 ・畜産GAPの理解を深めるため、生産者や農業高校等を対象とした取組事例研修会を1回開催し、23名が参加。 <p>【R8.3月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のJGAP認証農場数は、牛(乳用・肉用)3、豚5、採卵鶏3の計11農場 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得意向のある農場からの指導要請への対応 ・畜産GAPの重要項目である「アニマルウェルフェア」をテーマとした研修会の開催(2回) 	畜産課
	(2) 家畜及び生産物の衛生的管理技術の支援	3	農場HACCPの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「農場HACCP認証農場」の取得を目指す1農場(養豚農場)において、農場HACCP認証の取得を支援。 ・農場HACCP導入を希望する農場に対し、推進農場指定の取得に向けた準備を支援。 <p>【R8.3月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の農場HACCP認証農場数は、牛(乳用・肉用)2、豚5、鶏5(採卵3、肉用鶏2)の計12農場。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「農場HACCP認証農場」の取得を目指す1農場(養豚農場)において、農場HACCP認証の取得を支援する。 ・農場HACCP導入を希望する農場に対し、推進農場指定の取得に向けた準備を支援する。 	畜産課
		4	高品質生乳出荷の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生乳サンプル12,647件の検査を実施(全戸1～2回/月、約528戸)。 →体細胞数50万/ml未満の農家割合は96.1%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R7と同程度の生乳サンプル検査を実施し、体細胞数の推移を監視する。 	畜産課
		5	安全な鶏卵出荷の推進	<p>【R8.3月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採卵農場41戸の衛生管理の実施状況、自主検査成績等を把握・分析。 ・分析結果を踏まえ、サルモネラ検査は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採卵農場43戸の衛生管理の実施状況、自主検査成績等を把握・分析する。 ・分析結果を踏まえ、課題のある農場や検査要望のある農場について検査・指導を実施する 	畜産課
2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	(1) HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援	6	食品安全サポーターによる巡回・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全サポーター(85名)による、事業者に対する食品衛生法改正の周知や、HACCPに沿った衛生管理への移行等現場指導立入施設数 <p>(R7年度立入施設数)</p> <p>計画：5,000施設、結果：6,083施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全サポーターによる、事業者に対する食品衛生法改正の周知や、HACCPに沿った衛生管理への移行等現場指導立入施設数：5,000施設 (引き続き積極的に施設への立入を行う) 	県民くらしの安全課
		7	HACCPに関する研修会等の開催、HACCP取得への指導助言	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所において、衛生管理計画作成ワークショップを開催した。 ・許可営業者の他、届出営業者に対するワークショップを全県的に開催した。 <p>(一社)岩手県食品衛生協会に委託)。</p> <p>123回、1,520人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理計画作成のためのワークショップを、「届出営業者」にも拡大して実施し、HACCPに沿った衛生管理の実践と定着を指導する。 	県民くらしの安全課
3 食の安全安心に関わる人材の育成	(1) 農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成	8	農薬管理使用アドバイザー養成研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理使用アドバイザー養成研修を2回開催。(1月14日、21日、花巻市他、158名) ・産直、卸売市場、集落営農組織の役員、無人航空機のオペレーター等関係者を対象に受講を誘導した。(7～12月) ・特に、産直組織へのアドバイザー配置を進めるため、普及センター等と連携して受講を誘導したり、無人マルチローター(ドローン)の販売店を対象に、新規オペレーターの受講を誘導するなどの取組を行った。 <p>※ 農薬管理使用アドバイザー認定目標(1,300名維持)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理使用アドバイザー養成研修開催(2回) ・農薬管理使用アドバイザー認定事務等(委員会開催:2回) ・産直、卸売市場、集落営農組織の役員、無人航空機のオペレーター等関係者への受講誘導(7月～12月) ・農薬管理使用アドバイザーが全産直組織に配置されるよう、普及センター等と連携した受講を誘導。 <p>※農薬管理使用アドバイザー認定目標1,300名維持</p>	農業普及技術課
		9	農薬管理使用アドバイザーへの研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理使用アドバイザー更新研修を開催した。 <p>(10月29日、11月7日、14日、18日、12月16日、北上市他、353名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬管理使用アドバイザー更新研修開催(4回) 	農業普及技術課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
3 食の安全安心に関わる人材の育成	(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成	10	食品衛生推進員（食品安全サポーター）の委嘱	・委嘱者85名の巡回指導等により営業者の自主衛生管理を推進した。 (R7年度立入施設数) 計画：5,000施設、結果：6,083施設	・R8からR10.3.31までの委嘱期間で85名に委嘱し、各店舗への巡回指導等により営業者の自主衛生管理を推進する。	県民くらしの安全課
		11	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	・食品衛生推進員（食品安全サポーター）の講習会を、食品衛生指導員の研修と併せて6月にアイーナにて実施した（参加者数：100人程度）。	・食品衛生協会と調整のうえ実施する。（6月の実施を想定）	県民くらしの安全課
	(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成	12	食品衛生責任者養成講習会の実施（食品衛生管理者も対象を含む）	・食品衛生責任者養成講習会を実施。 20回開催、1102名を養成。	・食品衛生責任者養成講習会受講者人数600名以上を目標に講習会を実施	県民くらしの安全課
	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成	13	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣	・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援（1回）	・食品表示に係る講習会については引き続き実施予定	県民くらしの安全課
4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大	14	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	・環境保全型農業セミナーを開催した（12月10日、北上市、361名）。 ・適正施肥研修会を開催した（10月31日、11月13日、19日、北上市他、205名）。 ・農業適正販売・使用研修会を開催した（7月10日、盛岡市、193名）。 ・適正施肥実証圃を設置した（県内3ヶ所）。	・環境保全型農業セミナーの開催（1回） ・適正施肥研修会の開催（2回） ・農業適正販売・使用研修会の開催（1回） ・引き続き、適正施肥の必要性を周知	農業普及技術課
		新	【新計画】 有機農産物等アドバイザーによる現地指導		・有機農業志向経営体向け現地指導の実施（20回）	農業普及技術課

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
5 食品の適正表示の推進	(1) 食品表示に関する店舗への指導	15	食品表示に関する店舗への指導	・県内の事業者店舗について、表示点検を実施。	・県内の事業者店舗について、表示点検を実施する。 ・アレルギーを含む食品に関する表示の見直し等、新たな制度に基づいた表示について適切に指導する。	県民くらしの安全課
		16	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	・監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。	・監視時において適正な食品表示制度の普及を図る。	県民くらしの安全課
	(2) 食品表示に関する相談の実施	17	食品表示110番の設置と県民から相談等の対応、指導の実施	・食品表示110番の設置 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：12件 (※法令違反該当なし)。	・食品表示110番の設置 ・引き続き専門員を配置し、適切な対応や指導に努める。	県民くらしの安全課
	(3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実	18	食品表示ウォッチャーの委嘱	・令和7年5月13日から令和8年3月31日までの委嘱期間で25名に委嘱。 ・報告件数：204件（全4回報告。） →不適正表示は20件であり（原産地又は原料原産地の表示の欠落、アレルギー表示方法の誤り等）、保健所が調査、指導を行い、改善を確認した。	・令和8年5月12日から令和9年3月31日までの委嘱期間で20名に委嘱の上、引き続き、食品表示の適正化を図るべく、モニタリングを継続する。	県民くらしの安全課
19		食品表示ウォッチャー研修会の実施	食品表示ウォッチャーの資質の向上を図るため、2回開催した。 ・第1回：令和7年5月13日開催 ・第2回：令和7年9月29日開催 【研修内容】食品表示基準、食品表示の実例等について（生鮮食品（農産物、畜産物、水産物、米）及び加工食品の表示等）	・第1回：令和8年5月12日に開催。 ・第2回：年度後半に開催予定。	県民くらしの安全課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
5 食品の適正表示の推進	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成 (再掲)	20	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣	(再掲 施策3(4)13) ・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援 (1回)	(再掲 施策3(4)13) ・食品表示に係る講習会については引き続き実施予定	県民くらしの安全課
	(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導	21	事業者への指導等	・「食」関係指導事案なし。	・指導等が必要な事案が発生した際には、適宜対応する。	県民生活センター
		22	景品表示法に関する消費者教育 (出前講座等)	・出前講座 (随時、講師派遣の要請があった都度実施) 等において景品表示法のチラシを配布し、周知を図った。 出前講座実績: 24回 (参加者: 1,840人)	・出前講座 (随時、講師派遣の要望があった都度実施) 等において景品表示法の周知を行う。	県民生活センター
	(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導	23	食品の虚偽又は誇大広告に関する重点監視の実施	・痩身・強壯用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施した (8品目)。 ・薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施した。	・薬事監視員と食品衛生監視員が連携し監視指導を実施する。 ・痩身・強壯用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施する (10品目程度)。	健康国保課、 県民くらしの安全課
24		健康被害に関する県民への注意喚起	・紅麹を含む健康食品による健康被害に関する情報をHP等に掲載し、県民に対し注意喚起を図った (※発生事案なし)。	・「健康食品」による健康被害 (又は疑い) が発生した場合は、県民に対する注意喚起を実施する。	健康国保課、 県民くらしの安全課	
6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	(1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施	25	リスクコミュニケーションの実施	①劇場型リスクコミュニケーション ・ノロウイルス (1/21、115人) ②講座型リスクコミュニケーション (計94人) ・リスクミ講師養成講座 (9/29、14人) ※理解度: 92.3% ・食品の安全 (9/29、18人) ※理解度: 94.1% ・食中毒 (11/5、27人) ※理解度: 100% ・食品添加物 (11/5、35人) ※理解度: 72.7%	・アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ3回開催する。 【R7アンケート結果: 今後取り上げてほしいテーマ (上位3つ)】 ①劇場型リスクコミュニケーション: 食育、アレルギー、食中毒 ②講座型リスクコミュニケーション: 食中毒、食育、食品表示制度	県民くらしの安全課
	(2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施	26	出前講座の開催や講師派遣の実施	・105回実施、延3,398名受講。 (テーマ: 食中毒、食品表示、HACCP等)	・広く周知を行い、随時依頼に応じて実施する。テーマは、主催側の依頼に応じるほか、県民に特に周知の必要な話題を積極的に取り上げる。	県民くらしの安全課
	【新計画】 (3) 食品ロス削減のための普及啓発の実施	新	3R推進キャラクターエコロルの活用など普及啓発の実施		・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・食育キャラバンによるエコロルの保育園等訪問事業やホームページ・SNS等による啓発を通じて3Rや食品ロス削減等の普及啓発を実施 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定 (R8.3改訂) した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施	資源循環推進課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	(4) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及	27	・ 県広報媒体による周知活動 ・ 広報等を活用した普及啓発 【新計画で変更あり】	・ 制度について、ホームページ等で引き続き周知を図った。		流通課
	(4) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及	新 新	【新計画】 ・ 県独自の牛肉トレーサビリティシステムの運用による情報の開示 ・ 米トレーサビリティ法に基づき、国と連携した事業者への指導		・ 制度について、ホームページ等で引き続き周知活動を実施。 ・ 国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を実施。	流通課
	(5) フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の推進	28	FCP参加企業の募集とセミナー開催による普及啓発	・ F C P 岩手 brunch の加入促進 （ホームページ、メーリングリスト等での周知） 【R8.3月末時点】 会員数 124社 ・ 交流会開催等 令和8年度FCP岩手 brunch 交流会（R8/1/29）を開催。講習会及び懇談会に約100人が参加。 FCPの考え方を学びながら知識を得て、会員及び県内食産業者や関係機関との交流を介し、事業者間連携を促進した。	・ 食品事業者の消費者に向けた事業活動の「見える化」への支援などを交流会、セミナー等により継続して実施。県全域のほか各広域振興局での開催により、本庁と広域振興局による協働の取組を強化する。 ・ 引き続きFCP岩手 brunch の加入促進に努めるとともに、セミナーの開催や「見える化」シートを活用し、事業者間連携等を図る。	産業経済交流課
7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供	(1) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供	29	本県事業者の自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収と自主回収情報の県民への提供	施策7に関連する条項を削除（R3.6.1～）したため、施策13に取組項目を統合		県民くらしの安全課
	(2) 食品の適正表示を推進する者の養成（再掲）	30	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣			県民くらしの安全課
8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	31	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施（再掲）	(再掲 施策6(1)25) ①劇場型リスクコミュニケーション ・ ノロウイルス（1/21、115人） ②講座型リスクコミュニケーション（計94人） ・ リスコミ講師養成講座（9/29、14人）※理解度：92.3% ・ 食品の安全（9/29、18人）※理解度：94.1% ・ 食中毒（11/5、27人）※理解度：100% ・ 食品添加物（11/5、35人）※理解度：72.7%	(再掲 施策6(1)25) ・ アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ3回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ（上位3つ）】 ①劇場型リスクコミュニケーション：食育、アレルギー、食中毒 ②講座型リスクコミュニケーション：食中毒、食育、食品表示制度	県民くらしの安全課
		32	食の安全安心に関する出前講座等の実施（再掲）	(再掲 施策6(2)26) ・ 105回実施、延3,398名受講。 (テーマ：食中毒、食品表示、HACCP等)	(再掲 施策6(2)26) ・ 広く周知を行い、随時依頼に応じて実施する。テーマは、主催側の依頼に応じるほか、県民に特に周知の必要な話題を積極的に取り上げる。	県民くらしの安全課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	新	食品ロス削減のための普及啓発の実施（再掲）		<p>（再掲 施策6(3)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・食育キャラバンによるエコロルの保育園等訪問事業やホームページ・SNS等による啓発を通じて3Rや食品ロス削減等の普及啓発を実施 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定（R8.3改訂）した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施 	資源循環推進課
		33	食品の安全性等に関する情報の提供 【新計画で変更あり】	<ul style="list-style-type: none"> ・県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を発信。 ・放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行。 		復興危機管理室
				<ul style="list-style-type: none"> ・県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発を実施。 ・空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等（水道水、原乳、野菜類、穀類及び貝類）について放射性物質の測定を行い結果を公表。 		環境保全課
				<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心DVD等による情報発信。 ・県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしていたが、該当する2件（洋菓子及び油菓子（いずれも硬質異物混入のおそれ））について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。 		県民くらしの安全課
		新	【新計画】 食品の安全性等に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を適時に発信 ・令和8年8月に放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行 ・引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向けて、関係室課、市町村その他関係団体と連携して取り組む。 		復興危機管理室
				<ul style="list-style-type: none"> ・県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発 ・空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等（水道水、原乳、野菜類、穀類、海藻及び貝類）について放射性物質の測定結果を公表 		環境保全課
				<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示基準等について県民等の研修会を保健所等で実施予定。 ・県公式ツイッターによる情報発信（食品自主回収） ・食中毒防止についてリーフレットにより周知 		県民くらしの安全課
		34	食育担当者等を対象とした研修会の開催（学校における食育の推進）	<p>（食育推進計画に同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会（10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ） 	<p>（食育推進計画に同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援する。 ・食育推進等研修会の開催（10月8日予定） 	保健体育課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	35	学校における食育教材の活用促進 (学校における食育の推進)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者:101名 キオクシアアイーナ)	(食育推進計画に同じ) ・各研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図る。 ・食育推進等研修会の開催(10月予定)	保健体育課
		36	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置 (学校における食育の推進)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者:101名 キオクシアアイーナ)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。 ・食育推進等研修会の開催(10月予定)	保健体育課
	(2) 食育などを通じた農林水産業に対する理解の増進	37	学校等における農林漁業体験学習の支援	・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。 【R7実績】 実施件数:128件、参加人数:15,383人	・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。 (計画件数:約120件、計画人数:約12,000人)	農林水産企画室
		38	酪農体験等の学習支援	・「酪農出前教室」未実施の小学校で、牛乳及び酪農の知識普及の活動を22の小学校で実施。		流通課
	39	生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援	・食のプロフェッショナルアドバイザーの派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者との連携を支援した。 ・地産地消に関するセミナーや産直研修会等への参加を呼びかけるなど、各市町村の計画の実行を支援した。 ・「いわて地産地消給食実施事業所(87事業所)」及び「いわて地産地消弁当(10件)」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し地産地消情報を発信した。 ・学校栄養教諭と関係機関等との意見交換会を開催した(1回)。 ・国の地産地消コーディネーター事業を活用し、県内の学校給食関係者を対象に、学校給食における地産産物の供給体制構築に向けて研修会を開催した。	・食のプロフェッショナルアドバイザーの派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者との連携を支援 ・各市町村の地産地消促進計画の実行支援 ・「いわて地産地消給食実施事業所」及び「いわて地産地消弁当」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し、地産地消情報を発信 ・学校栄養教諭等に対する研修を実施(1回程度) ・地場産物等活用に向けた供給体制構築の支援(1市町村)	流通課	

III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
9 生産段階における監視・指導	(1) 農薬使用者、販売者に対する農薬適正使用の指導	40	農薬適正使用研修会の開催	・(※再掲)農薬適正販売・使用研修会を開催した。(7月10日、盛岡市、193名)。 ・農薬危害防止運動を実施した。(6~8月) ・産直組織、卸売市場等への農薬適正使用重点指導を実施した。(6~12月) ・冬期間の施設栽培葉菜類における農薬適正使用の重点指導を関係指導機関・団体や産地直売所に対して通知(10/14)。	・農薬適正販売・使用研修会の開催(1回) ・農薬危害防止運動の実施(6~8月) ・産直組織、卸売市場等への農薬適正使用重点指導(6~12月) ・冬期間の施設栽培葉菜類における農薬適正使用の重点指導(9~12月)	農業普及技術課
	(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導	41	飼料の安全性試験の実施	・13事業場13点の飼料について肉骨粉の混入について鑑定を実施し、混入のないことを確認(※違反事例なし)。	・15事業場15点の飼料について肉骨粉の混入について鑑定を実施する(年間計画による)。	畜産課
	(3) 家畜伝染性疾患の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査・監視	42	動物用医薬品使用実態調査の実施	【R8.3月末時点(調査実績)】 ・32農場に対して動物用医薬品の使用実態調査を実施(※違反事例なし)。	・前年度と異なる32農場(年間計画による)に対して動物用医薬品の使用実態調査を実施する。	畜産課
		43	サーベイランスの実施	・サーベイランスを実施し、伝染性疾患の発生状況を監視。 【R8.3月末時点(サーベイランス対象疾病及び検査実績)】 ①結核:0件、②ブルセラ症:627件、③BSE:371件、④HPAI:500件(※全例陰性を確認)	・サーベイランスを実施し、伝染性疾患の発生状況を監視する。 ・サーベイランス対象疾病及び検査件数 ①結核 72件、②ブルセラ症 86件、③BSE 500件、④HPAI 500件 (①、②は検査対象頭数見込み、③は死亡牛発生頭数見込み、④は年間計画による)	畜産課
44	農場への監視・指導	・飼養衛生管理基準の改正を農場へ周知 ・サーベイランス検査にあわせ、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じて改善指導を実施。 【R8.3月末時点(確認実績)】 牛:716戸、豚:91戸、肉用鶏:396戸、採卵鶏:90戸	・飼養衛生管理基準の改正を農場へ周知する。 ・引き続き、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じて改善指導を実施する。			

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
9 生産段階における監視・指導	(4) 水産物の衛生管理に係る指導	45	衛生管理研修会講習会の開催、衛生管理の現場指導	・水産物の安全性を確保するため、高度衛生品質管理地域づくりに取り組む市町村の地域計画の実行支援や、HACCP講習会(11/11～11/13)及びSCP&SSOP講習会(11/14)の開催等により、IFrHACCPの導入を促進。	・水産物の安全性を確保するため、高度衛生品質管理地域づくりに取り組む市町村の地域計画の実行を支援するとともに、各段階でのIFrHACCPの導入を促進する。	水産振興課
	(5) 貝毒の監視等に係る指導	46	貝毒の監視等（貝毒検査、出荷規制等）に係る指導	・県の貝毒管理措置要綱等に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、漁協に対して監視等の徹底を指導。（貝毒原因プランクトンの監視、業界による自主検査、規制値を超えた場合の出荷規制等）	・県の貝毒管理措置要綱等に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。（貝毒原因プランクトンの監視、業界による自主検査、規制値を超えた場合の出荷規制等）	水産振興課
	(6) ノロウイルスの監視等に係る指導	47	ノロウイルスの監視等（出荷前検査）に係る指導	・県と業界の対応指針に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、漁協に対して監視等の徹底を指導。（業界による自主検査、ノロウイルスが検出された場合の出荷自粛等）	・県と業界の対応指針に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、引き続き漁協に対して監視等の徹底を指導する。（業界による自主検査、ノロウイルスが検出された場合の出荷自粛等）	水産振興課
10 製造・加工、流通段階における監視・指導	(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導	48	食品衛生監視員による施設監視	・各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施。監視指導率：130.3%	・各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施し、食品関係施設に対する監視指導を継続的に行う	県民くらしの安全課
		49	食品衛生監視員による事業者への講習会の実施	・各保健所の食品衛生監視員が計画的に、事業者に対し衛生講習会を開催。199回、4,023人	・各保健所の食品衛生監視員が計画的に、事業者に対し衛生講習会を開催する。	県民くらしの安全課
	(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施	50	流通食品の収去検査の実施	・各保健所等の食品衛生監視員が収去検査を計画的に実施。1074検体（※基準値違反なし）	・各保健所等の食品衛生監視員が広域流通食品等を中心に、県内で生産・製造・加工等された食品等について、施設の衛生管理や自主検査の状況等を踏まえながら違反の可能性が高い食品等及び項目に重点を置いて、収去検査を計画的に実施する。	県民くらしの安全課
		51	残留農薬や遺伝子組換え食品に係る収去検査	・残留農薬101検体、遺伝子組換え食品6検体、収去検査を実施（※基準値違反なし）	・残留農薬については100検体、遺伝子組換え食品については6検体収去検査を実施予定。	県民くらしの安全課
	(3) 食品表示に関する店舗への指導（再掲）	52	食品表示に関する店舗への指導	(再掲 施策5(1)15) ・県内の事業者店舗について、表示点検を実施。	(再掲 施策5(1)15) ・県内の事業者店舗について、表示点検を実施する。 ・アレルギーを含む食品に関する表示の見直し等、新たな制度に基づいた表示について適切に指導する。	県民くらしの安全課
		53	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	(再掲 施策5(1)16) ・監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。	(再掲 施策5(1)16) ・監視時において適正な食品表示制度の普及を図る。	県民くらしの安全課
	(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等	54	食品・薬務合同監視指導等	・各保健所の薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施。 ・痩身・強壮用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施した。（8品目）	・各保健所の薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施する。 ・痩身・強壮用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施する（10品目程度）。	健康国保課、 県民くらしの安全課
		55	県民への健康食品に関する普及啓発	・各保健所にリーフレットを配架するなど、県民への普及啓発を図った。	・各保健所にリーフレットを配架するなど、県民への普及啓発を図る。	健康国保課、 県民くらしの安全課
	(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導	56	と畜場及び食鳥処理場への監視指導	・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施。 と畜場：784件、食鳥処理場：54件	・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施する。	県民くらしの安全課
		57	と畜場及び食鳥処理場の作業従事者への衛生講習会の実施	・作業従事者に対して計画的に衛生講習会を開催。 ・と畜場：27回、322人 ・食鳥処理場：1回、50人 → 令和7年度食鳥肉安全性確保研修会（R7.9.30）	・作業従事者に対して計画的に衛生講習会を開催する。	県民くらしの安全課
(6) 大規模イベントに向けた監視指導等の強化	58	次期大規模イベントに向けた飲食店関係施設への立入指導	※令和7年度大規模イベントの開催なし。	・大規模イベントが開催される際は、食品関連事業者における食品事故発生防止に努める。	県民くらしの安全課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
10 製造・加工、流通段階における監視・指導	(7) 野生鳥獣肉に係る衛生管理の監視・指導	59	野生鳥獣肉の処理を行う施設への立入指導	・野生鳥獣肉の処理を行う施設2施設(釜石・花巻)に対し、立入指導を実施。	・野生鳥獣肉の処理を行う施設に対し、立入指導を行う。	県民くらしの安全課
11 輸入食品に対する監視・指導	(1) 輸入食品に対する取去検査と監視・指導	60	輸入食品の取去検査	・輸入食品について、53検体の取去検査を実施(※違反事例なし)。	・輸入食品について42検体取去検査を実施する。	県民くらしの安全課
		61	輸入業者事務所等への立入指導	・輸入事業者に対し、立入指導を実施(※違反事例なし)。	・輸入事業者に対し、必要に応じ立入指導を行う。	県民くらしの安全課
		62	(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供	・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき県が実施した、輸入食品等に関する取去検査結果をホームページにて公表。 53検体の取去検査を実施(※違反事例なし)。	・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき県が行った、輸入食品等に関する取去検査結果をホームページにて公表する。	県民くらしの安全課
12 危機管理体制の充実	(1) 食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施	63	危機管理訓練等の実施	・訓練等の支援及び関係機関との情報共有の実施		防災課
				・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫作業支援班員の研修会を7回開催(うち1回は書面開催) ※受講人数:636人。		県民くらしの安全課
				・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫支援班長を対象に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱に関する現地統括訓練を開催(1回)。		畜産課
	64	危機管理に関するマニュアル等の整備	・危機管理マニュアル整備等の支援を実施		防災課	
			・高病原性鳥インフルエンザや豚熱発生時の家畜防疫作業及び支援班設置に係る所管部局を見直し、より実践的な危機管理体制を構築。	・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫作業支援班設置要領に基づく班長21名及び班員630名体制を整備。また、本部及び地方支部における危機警戒連絡網を整備。	県民くらしの安全課、畜産課	
			・食中毒対策緊急連絡訓練の実施	・食中毒対策緊急連絡訓練を2回実施した。	・食中毒対策緊急連絡訓練を2回実施する。	県民くらしの安全課
(2) 食中毒等発生時における被害の拡大防止	66	食中毒等発生時における被害の拡大防止	・国及び関係機関主催研修:13人(集合研修の他、誌上発表、オンライン研修参加を含む) ・新任食品衛生監視員研修:16人	・国及び関係機関主催研修 12人 ・新任食品衛生監視員研修 27人(4月16日、5月12日実施)	県民くらしの安全課	
			・関係機関と情報共有及び連携を保ち、発生時における迅速な対応を図るとともに、リーフレット配付等により飲食店及び消費者への注意喚起を実施。 食中毒発生件数:8件 ※盛岡市を除く (ノロウイルス:4件、アニサキス:2件、カンピロバクター:1件、黄色ブドウ球菌:1件)	・関係機関と情報共有及び連携を保ち、発生時における迅速な対応を図るとともに、リーフレット配付等により飲食店及び消費者への注意喚起に努める。		
(3) 災害発生時の食の安全安心の確保	67	災害発生時の食の安全安心の確保	・岩手県災害備蓄指針に基づく計画的な備蓄実施 → 備蓄物資については、アレルギー対応食品(アルファ米、ライスクッキー)への置き換えを推進。 ・県民や事業所へ備蓄を進めるための広報(ホームページなど)の実施	・岩手県災害備蓄指針に基づく計画的な備蓄の実施 ・県民や事業所へ備蓄を進めるための広報(ホームページなど)の実施	防災課	
			68	災害発生時食品衛生マニュアル等の整備		・災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組む。
13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	(1) 残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化	69	試験法開発事業への参加による最新知見と技術の習得	・消費者庁が残留農薬等の試験法を開発するために実施する事業に参加し、畜水産物10品目(牛の筋肉、鶏の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、鶏卵、牛乳、はちみつ、うなぎ、さけ、しじみ)を対象に試験を行うとともに、それぞれ25項目の残留農薬を分析し妥当性を評価した。	・消費者庁が試験法の開発のために実施する事業に参加し、新たな残留農薬等の分析手法を開発しながら、併せて妥当性を評価する。	環境保健研究センター
	(2) 食の安全安心に関する試験研究の実施	70	食の安全安心を支えるために必要な試験検査に関する研究の実施	・ホタテガイの麻痺性貝毒について、貝毒の成分ごとのモニタリングに加えて、ホタテの部位別の毒量を測定し、毒の代謝経路の推定や減衰予測等のための基礎的データを収集した。	・ホタテガイの麻痺性貝毒について、貝毒の成分別、ホタテの部位別毒量を測定し、代謝経路の推定や減衰予測等毒化傾向について解析を進める。	環境保健研究センター

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等	
14 情報の提供と 相談体制の充実	(1) 食品の安全安心に関する情報の発信	71	情報発信 【新計画で変更あり】	(再掲 施策8(1)33) ・ 県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を発信。 ・ 放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行。		復興危機管理室	
				(再掲 施策8(1)33) ・ 県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発を実施。 ・ 空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等（水道水、原乳、野菜類、穀類及び貝類）について放射性物質の測定を行い結果を公表。		環境保全課	
				・ 食品に関する信頼の向上と魅力ある岩手の食を提供する調理師の資質向上等を図るため、「食のおもてなし 調理師のつどい」を開催した。（11/12 参加者：87名） (再掲 施策8(1)33) ・ 食品表示に係る研修会を、保健所において計76回開催し、のべ1,830人が参加。 ・ 県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 ・ 健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する2件（洋菓子及び油菓子（いずれも硬質異物混入のおそれ））について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。		県民くらしの安全課	
				【新計画】 食品の安全性等に関する情報発信	(再掲 施策8(1)33) ・ 県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を適時に発信 ・ 令和8年8月に放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行 ・ 引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向けて、関係室課、市町村その他関係団体と連携して取り組む。		復興危機管理室
			(再掲 施策8(1)33) ・ 県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発 ・ 空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等（水道水、原乳、野菜類、穀類、海藻及び貝類）について放射性物質の測定結果を公表			環境保全課	
			・ 優良調理師知事表彰式の実施 ・ 著名料理人による講演会の実施 (再掲 施策8(1)33) ・ 食品表示基準等について県民等の研修会を保健所等で実施予定。 ・ 県公式ツイッターによる情報発信（食品自主回収） ・ 食中毒防止についてリーフレットにより周知			県民くらしの安全課	
			(再掲8(1)33) ・ 食品ロスの削減に向け、R3.12に策定（R8.3改訂）した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携した普及啓発活動や各種ガイドラインの周知を実施			資源循環推進課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7実績・課題	R8計画	担当課等
14 情報の提供と 相談体制の充実	(2) 食品に関する 相談の実施	72	食品表示110番の設置 と県民から相談等の対 応、指導の実施	(再掲 施策5(2)17) ・食品表示110番の設置 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：12件 (※法令違反該当なし)。	(再掲 施策5(2)17) ・食品表示110番の設置 ・引き続き専門員を配置し、適切な対応や指導に努める。	県民くらしの 安全課
	(3) 食品衛生監視 員の資質向上	73	研修計画に基づく研修 の実施	施策11(危機管理体制の構築)に取組内容を組替え		県民くらしの 安全課
	(4) 県産食材等の 放射性物質検査及び 検査結果の公表	74	放射性物質検査及び検査 結果の公表	・県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」 で情報を発信。	・県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」 で適時に情報を発信 ・引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向け取り組む	復興危機管理 室
				【農林水産企画室等】 ・県産農林水産物について、四半期毎に作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計 画」に基づき、放射性物質濃度の検査を実施。 (R8.3月末現在) 検査件数：9,857件 うち基準値超過件数：0件 ・検査計画は、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき策 定。	【農林水産企画室等】 ・県産農林水産物について、四半期毎に作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計 画」に基づき、放射性物質濃度の検査を実施する。 ・国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、検査計画を策 定	農林水産企画 室
				・流通食品について、岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、収去検査を計画的に実施し、食品 中の放射性物質濃度の測定を実施した。 検査件数：200件、うち基準値超過件数：0件	・流通食品について、岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、収去検査を計画的に実施し、食 品中の放射性物質濃度を測定する。 ・流通食品に関する検査の継続	県民くらしの 安全課
	(5) 自主回収報告 制度の確実な実施及 び県民への迅速な情 報提供 【新計画で組替え】	新 74	本県事業者の自主回収 報告制度による迅速かつ 適切な回収と自主回 収情報の県民への提供	・報告件数36件(野菜の自主検査による残留農薬の基準超過、ラベルの貼り間違いによるアレ ルゲンの欠落、消費期限等の誤設定等)について、管轄保健所において適切な指導を行ったほ か、速やかに国の食品衛生申請等システムに登録し、広く閲覧可能な状態にした。 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、 SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する2件(洋菓子及び油菓子 (いずれも硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を 行った。	・本格運用が開始した国の食品衛生申請等システムにより県内及び、他の自治体における自主 回収情報が閲覧できるようになった。 ・県内で自主回収案件が発生した際には、管轄保健所における適切な指導のほか、国の食品衛 生申請等システムへの登録、県ホームページにおけるシステムへの案内掲載、SNSの活用によ り、県民への速やかな情報提供に努める。	県民くらしの 安全課
	(6) 食品の適正表 示を推進する者の養 成(再掲) 【新計画で組替え】	新 75	食品適正表示推進者養 成講習会への講師派遣	(再掲 施策3(4)13) ・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援(1回)	(再掲 施策3(4)13) ・食品表示に係る講習会については引き続き実施予定	

◆岩手県食の安全安心推進計画 県以外の主体の取組状況（令和7年度）

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

●施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物の生産者は、岩手県版GAPに取り組み、農産物の安全性の確保に努めます。 ○ 畜産経営体は、衛生的管理の実施に努めるとともに、農場HACCPなど、より高度な衛生的管理技術の導入に努めます。 ○ 酪農経営体は、生産した生乳の乳質・搾乳手技のチェックと、チェック内容の記録による衛生的管理の確認、改善を行い、より一層の乳質の向上に努めます。 ○ 養鶏経営体は、自主検査の実施等により、食中毒起因菌の汚染防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県版GAPチェックシートなどを活用して、病原性微生物等の付着防止や異物の混入防止対策を実践。 ・飼養衛生管理基準の遵守のため、チェック表を用いて自己点検をするとともに、家畜保健衛生所の立入に対応し、指摘された項目について改善に努めている。また、養豚農場1農場が農場HACCP認証に向けて取組を実施中。 ・生産者団体(農協等)が主体となり、搾乳手技等のチェックのための農場巡回を実施。 ・食中毒起因菌であるサルモネラの自主検査を実施。また、家畜保健衛生所の立入に対応し、指摘があった際には改善に努めている。 	

●施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<p>○ 食品や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、HACCPに沿った衛生管理の実践に努めます。</p>	<p>・法改正により導入されたHACCPに沿った衛生管理を実践するため、衛生管理計画作成ワークショップなどを受講</p>	<p>「岩手県食品衛生協会」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品衛生指導員ブロック研修会」を平泉町、一戸町、岩泉町の3会場で開催し、巡回指導でのHACCP指導の際に必要な4つの確認ポイントについてグループ演習を行い、指導技術の研鑽に努めた。(令和7年度食品衛生指導員数:682名) ・県および日本食品衛生協会から講師を招き「食品衛生指導員研修会」を開催し、食品衛生の現状と課題についての最新情報とHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に関する指導技術の習得に務めた。また、日食協が推進する「食の安心・安全・五つ星」について理解を深めた。 ・「食品衛生責任者実務講習会(フォローアップ研修会)」を計107回開催し、1,481名の食品衛生責任者に対して食品衛生に関する新しい知識と知見についての再講習を行った。 ・各保健所との共催により、前記講習会の受講者を対象として「衛生管理計画作成ワークショップ」を開催し、厚生労働省監修の手引書に基づき、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の「衛生管理計画」の作成支援を行った。 ・令和8年度からの日食協が推進する「食の安心・安全・五つ星事業」への参加を目指し、その試行事業に取り組んだ。 <p>「株式会社いわちく」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛処理加工施設、加工品製造施設において、HACCPを含む食品安全管理体制の国際規格「ISO22000」に沿った衛生管理を実施。 ・豚処理加工施設においては、上位国際規格の

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
		「FSSC22000」に沿った衛生管理を実施。 ※2026年1月に牛処理加工施設にて FSSC22000認証取得

●施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
○ 農薬管理使用アドバイザーの指導・助言等により、農薬の適正使用に努めます。 ○ 食品衛生上の危害の発生防止のため、食品衛生責任者を設置して衛生管理の徹底を図り、安全な食品の提供に努めます。 ○ 適正な食品表示を推進するため、講習会等への参加などにより、食品表示に関する知識の習得と適正表示の実践に努めます。	・農薬の適正使用に関する講習会へ参加。 ・食品表示に関する講習会へ参加。	「岩手県食品衛生協会」として ・食品衛生責任者養成講習会を計23回開催し、新たに1,695名の食品衛生責任者を養成した。(eラーニング受講者405名を含む) ・「食品衛生責任者実務講習会(フォローアップ研修会)」を計107回開催し、1,481名の食品衛生責任者に対して食品衛生に関する新しい知識と知見について再講習を行った。

●施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
○ 農産物の生産者は、豊富な有機物を利用した土づくりや、適切な化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業に取り組みます。	・生産者が、化学肥料・化学合成農薬5割以上低減等の取組を、環境保全型農業直接支払制度(国事業)を活用して実践。	

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

●施策5 食品の適正表示の推進

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
○ 食品の表示に関する関係法令を遵守するとともに、消費者に対して、誤解を与えるような表示及び過大な景品類の提供や、虚偽又は誇大な広告をしないように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の実施する事業者に対する衛生教育講習会へ参加 ・食品表示に関する講習会を受講 	<p>「岩手県食品衛生協会」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者養成講習会(1,695名/23回、eラーニング受講者405名を含む)及び食品衛生責任者実務講習会(1,481名/107回)を開催した。

●施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品関連事業者自らがリスクコミュニケーションを開催し、食品の安全の確保に関する取組などの情報を県民に提供するように努めるとともに、食品衛生に関する講習会への参加等により食品の衛生的な取扱等に関する知識を習得し、安全な食品の提供に努めます。 ○ 関係法令を遵守し、トレーサビリティに必要な取組(牛肉・米穀等の取扱情報の記録・保存及び産地情報の伝達)や活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の実施する事業者に対する衛生教育講習会へ参加 	

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
の“見える化”により、消費者の信頼向上や企業業績の向上に努めます。		

●施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<p>○ 事業者は、適切に食品等の自主回収及び報告を行うとともに、当該自主回収情報を自ら積極的に公表することにより、当該食品の迅速な回収に努めます。</p> <p>○ 自らの店舗等において他業者が自主回収すべき食品が発生した場合には、当該事業者及び最寄りの保健所への通報等により、当該食品の迅速な自主回収に努めます。</p>	<p>・保健所の指導のもと、自主回収対象食品の迅速な回収に努めている。</p>	<p>「岩手県食品衛生協会」として</p> <p>・施策5に同じ</p>

●施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<p>○ 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民への分かりやすく、適切な提供に努めます。</p>		<p>「株式会社いわちく」として</p> <p>・河南中学校での食育授業 実施日:7/18 概要:JA全農いわて、盛岡市学校給食センター、岩手県学校給食会の協力のもと、4年生を対象に「いのちをいただく」をテーマに、食肉が学校給食として提供されるまでの過程や携わる人たちを授業として実施。</p> <p>・ジョブキッズいわてへの参画 実施日:7/23・7/30・8/5 概要:テレビ岩手主催の”ジョブキッズいわて2026”</p>

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業体験の機会の提供に努めます。 ○ 県産食材の円滑な供給や利用拡大に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等を対象とした農作業体験、生産現場や施設の見学等を通じた生産、製造等への理解促進。 	<p>へ参画し、小学1年生～6年生と保護者を対象に”生ウイナーづくり”を通じて、岩手の畜産業と食肉流通事業、製造段階における食の安全安心に関する理解を深めた。</p>

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

●施策9 生産段階における監視・指導

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物の生産者は、指導会等に参加し、生産活動の中で農薬の適正かつ安全な使用に努めます。 ○ 家畜飼料や動物用医薬品を取り扱う業者は、飼料及び動物用医薬品の定められた基準の遵守に努めます。 ○ 畜産関係団体は、畜産経営体に対し、飼養衛生管理技術に関する情報提供、指導を行うとともに、疾病発生時には、畜産経営体及び県が実施するまん延防止対策に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県建設業協会は、畜産経営体や県と連携して埋却訓練を実施するなど、疾病発生時に備えた準備を実施。 	

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 畜産経営体は、飼養衛生管理基準、飼料及び動物用医薬品に求められた基準の遵守に努めます。 ○ 衛生管理講習会への参加や専門家による現場指導を通じて、衛生管理に関する知識を習得し、自主衛生管理の向上を図ります。 ○ 二枚貝等の出荷責任者は、安全性を確保するため、継続的な貝毒検査の徹底に努めます。 ○ 岩手県漁業協同組合連合会等は、生食用カキの安全性を確保するため、ノロウイルスの出荷前自主検査の徹底に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営体は、飼養衛生管理基準の自己点検を定期的実施。 ・畜産経営体は、家畜保健衛生所の協力の下、衛生管理の向上のため、飼養衛生管理者の勉強会を開催。 ・岩手県漁業協同組合連合会等は、水産技術センターから提供された貝毒プランクトン情報を収集するとともに、貝毒に係る出荷前自主検査を実施(R7.4～R8.3:ホタテガイの麻痺性貝毒542検体、下痢性貝毒109検体)。毒量が規制値を超えた場合は、出荷を自主規制。令和7年度は、県内の全海域(12海域)で出荷自主規制措置を実施。 ・岩手県漁業協同組合連合会等は、生食用カキのノロウイルスについて、出荷前自主検査を実施(R7.4～R8.3:488検体)。令和7年度は、県内44海域のうち6海域で出荷自粛措置を実施。 	

●施策 10 製造・加工、流通段階における監視・指導

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生監視員による監視・指導及び各種講習会等における食品の衛生管理や食品表示に関する知識の習得により、自主衛生管理の向上や食品表示の適正化に努めます。 ○ 健康食品に係る食品衛生法や医薬品医療機器等法の内容を理解するとともに、違反事例などを認識し、健康被害の未然防止に努めます。 ○ 県内の出荷制限が指示されている地域で捕獲された野生鳥獣肉は、出荷制限指示が解除されるまで使用しないととも、出荷制限指示が解除された場合や他県で捕獲された野生鳥獣肉を使用する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に従い衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止します。 ○ 狩猟者は、県内の出荷制限が指示されている地域で捕獲した野生鳥獣肉を出荷しないととも、出荷制限指示が解除された場合や他県で野生鳥獣を捕獲する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」による狩猟方法の遵守や異常確認等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する講習会へ参加。 	

●施策11 輸入食品に対する監視・指導

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
○ 食品衛生監視員による監視・指導や講習会の受講等により食品や衛生管理に関する知識を習得し、輸入食品の自主衛生管理の推進や安全性の向上を図ります。		

●施策12 危機管理体制の整備

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<p>○ 危機事案発生における行政への協力等の役割について理解するとともに、危機事案発生時には、適切な対応を講ずることにより被害の拡大防止に努めます。</p> <p>○ 食中毒等が発生した場合には、迅速に保健所に相談し、保健所の調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に対応します。</p>	<p>・食中毒発生時は、速やかに保健所に届け出し、調査に協力するとともに食中毒の衛生講習を受講するなど再発防止に努めている。</p> <p>・危機事案発生時の即報及び情報共有に努めている。</p>	<p>「岩手県食品衛生協会」として ・施策5に同じ</p>

●施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
○ 農産物の生産者は、農薬の適正使用などにより農産物の安全性の確保に努めます。		

●施策14 情報の提供と相談体制の整備

食品関連事業者の役割	取組状況	補足(委員)
<p>○ 食品衛生監視員からの指導や県ホームページ等の情報など、HACCPに沿った衛生管理などの適切な衛生管理や食品表示に関する知識の収集に努めます。</p> <p>○ 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民への分かりやすく積極的な発信に努めます。</p>		<p>「岩手県食品衛生協会」として ・施策5に同じ</p>

岩手県食育推進計画 主要指標の評価及び参考指標に関すること

1 主要指標の達成状況

施策区分Ⅰ「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」の主要指標である「朝食を毎日食べる子どもの割合」については、期間全体を通じて実績値が基準年を下回る学年、年度が多かった。「肥満傾向のある割合」では、小学校5年生で基準年に比べて、ほとんどの年度で改善が見られたものの、中学校2年生、高校2年生では、ほとんどの年度で基準年を下回る結果となった。施策区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいては、3指標全てで目標達成あるいは基準年からの改善が確認された。

2 主要指標の実績に関すること

Ⅰ 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
1 朝食を毎日食べる子どもの割合														
小学校4年生	96.6%		100%に近づけることを目指します。	96.6%	96.6%	95.9%	95.6%	94.7%	▼:実績値が基準時より悪化	子ども、成人共に毎日朝食を食べる割合が減少している傾向があることから、児童生徒には学校教育における各教科等とおした食に関する指導、また、保護者には事業所への健康経営の取組支援をとおして健康と食生活の重要性等についての働きかけを行っているが、基準年度と比較して、全学年とも減少している。	<実績に対する要因分析> ・生活リズムの夜型化、保護者の朝食習慣の低下、通学時間の長期化など複数の社会要因が重層的に影響していることが、朝食を毎日食べる子どもの割合が減少している要因として考えられます。 <背景> ・児童・生徒の就寝時刻が遅くなっている傾向がある。(いわて健康データウェアハウス) ・欠食の理由としては「食欲がない」「家族が朝食を食べる習慣がない」「朝食を食べる時間が取れない」が多い(令和5年度子ども若者★いけんぶらす事業(こども家庭庁)) <改善策> ・健康経営支援の一環として従業員とその家族を対象とした食育事業の開催(健康国保課)	継続(指標の記載表現を修正)	引き続き、学校、行政、関係機関、食生活改善推進員等による、食育教室、各種健康教室を通じて、子どもと保護者等双方への啓発に取り組む。 ・事業所への健康経営の取組支援をとおして健康と食生活の重要性について働きかけを行う。(健康国保課) ・家庭や地域などと連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の各習慣を相互に関連付けた一体的な取組(60(ロクマル)プラスプロジェクト)を推進する(保健体育課)。	健康国保課
中学校3年生	89.6%	89.2%		88.4%	87.3%	88.0%	88.3%	▼:実績値が基準時より悪化						
高校3年生	84.9%	83.1%		81.3%	82.1%	82.0%	81.1%	▼:実績値が基準時より悪化						
2 肥満傾向のある割合														
小学校5年生	13.5%	11.4%	令和元年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。	14.9%	15.5%	15.7%	15.5%	14.3%	▼:実績値が基準時より悪化	教職員を対象とした研修会等において、肥満予防に向けた取組を紹介するとともに、各校において取組を行った。 基準年度と比較し、小学校5年生は0.8ポイント増、中学校2年生は0.6ポイント減、高校2年生は2.1ポイント減している	・肥満傾向のある割合(肥満傾向児の出現率)は、基準時より改善した学年もありますが、小学5年で目標値を達成できなかった。 これは、児童を取り巻く生活環境の変化、運動不足、睡眠不足等の複合的な要因が考えられるもの。 引き続き、運動習慣、食習慣及び生活習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進する。	継続	・児童生徒の体力向上及び肥満予防・改善に向け、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の各習慣を相互に関連付けた一体的な取組(60(ロクマル)プラスプロジェクト)を推進する。 ・「望ましい食習慣」の具体的な取組として、「食習慣啓発資料」や「中高生の肥満予防・改善指導資料」を活用して、生活の基盤である家庭への啓発に取り組む。	保健体育課
中学校2年生	11.9%	9.1%		12.0%	13.3%	12.6%	13.0%	11.3%	○:実績値が基準時より改善					
高校2年生	12.3%	10.8%		11.5%	12.4%	11.4%	12.0%	10.2%	◎:目標値達成					

【出典】

- 「いわて健康データウェアハウス」県環境保健研究センター
- 「定期健康診断」県教育委員会、「学校保健統計調査」文部科学省

「◎:目標値達成」、「○:実績値が基準時より改善」、「△:実績値が基準時と変化なし」、「▼:実績値が基準時より悪化」

II 食の安全安心を支える食育の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
1 食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	152回※	160回	過去5年間の平均を上回ることを目指します。	79回	64回	129回	122回	105回	▼:実績値が基準時より悪化	出前講座について、ホームページやチラシ、通知等を通じて、市町村、関係団体等へ積極的に周知に努めたが、目標を達成できなかった。	・新型コロナウイルス感染症の流行が拡大してから、団体における集まり自体の見直しが図られ、回数自体が回復していない。一方で、参加者としては回復傾向を示している。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	広く県民に周知を行い、食品の安全性確保に関する理解の促進等のため、出前講座の実施に取り組む。 新計画では、参加人数を指標として予定している。 →新計画では「食の安全安心に関する出前講座等における受講者数」に入替	県民くらしの安全課

※ H21～26年度の平均。なお、H23年度は東日本大震災津波の影響により実施回数が減少したことから除く。

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
1 地産地消促進計画を策定している市町村の数	29市町村	33市町村	全市町村での策定を目指します。	32市町村	33市町村	33市町村	33市町村	31市町村	○:実績値が基準時より改善	県内2市町村において未策定。	未策定となった2市町村において、地産地消促進計画の最終年であったが、更新が行われなかったことによるもの。今後は、計画の必要性を説明の上、計画策定に向けて支援をしていく。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	県内一部市町村において、未策定であることから、計画策定の支援をしていく。 →新計画では「給食施設での県産食材利用率(重量ベース)」に入替	流通課

IV 地域に根ざした食育の推進

項目	基準年度 (R1)	目標年度 (R7)	指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
1 市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	100%	市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。	100%	100%	100%	100%	100%	◎:目標値達成	全ての市町村で策定された。	・全国では、現状値が91.2% (R7) と100%となっておらず、他県の状況を見ると、これまで策定していたにもかかわらず策定しなくなった自治体も確認されており、地域の食育を進めていくためにも、引き続き今後も計画策定の支援を行っていく必要がある。 ・毎年度計画の改定状況の確認を行っており、着実に計画が実施されていることを把握確認している。	継続	研修会の開催等により、県内各市町村に対して食育推進計画更新への支援を行う。	県民くらしの安全課

【指標に係る参考データ(調査対象・対象数、調査名等)等】

① 調査対象: 全33市町村 出典: 農林水産省・県民くらしの安全課調べ/計画の取扱いについて、総合計画等の他の計画中に食育の取組みが記載されている場合も食育計画に該当するとしている。

「◎:目標値達成」、「○:実績値が基準時より改善」、「△:実績値が基準時と変化なし」、「▼:実績値が基準時より悪化」

3 参考指標の実績に関すること

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
	現状値	年度												
1 3歳児のむし歯のある者の割合	18.7%	H29		-	11.5%	-	9.9%	-		むし歯のある者の割合は、基準年度と比較して減少傾向	<実績に対する要因分析> 乳幼児健診での歯科保健指導や保護者のむし歯予防意識の向上がむし歯のある者の割合が減少した要因として考えられます。 <今後必要な改善策> 引き続き、乳幼児及びその保護者を対象としたむし歯予防の啓発に取り組みます。	継続	乳幼児及びその保護者を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課
2 12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	39.0%	H30		25.3%	22.2%	22.2%	22.3%	-		むし歯のある者の割合は、基準年度と比較して減少傾向	<実績に対する要因分析> 学校歯科保健の充実や予防歯科の定着、保護者の意識向上と家庭での歯磨き習慣が定着していることが、むし歯のある者の割合が減少した要因として考えられます。 <今後必要な改善策> 年度により増減があるため、家庭での歯磨きやフッ化物応用に加えて歯科医院での歯磨き指導等を実施により、むし歯予防の取組が必要です。	継続	児童・生徒及びその保護者を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課
3 60歳代における咀嚼良好者の割合	72.4%	H28		-	82.9%	-	73.6%	-		60歳代における咀嚼良好者の割合は、同じ集計方法の基準年と比較して増加傾向	<実績に対する要因分析> 定期健診や歯周病予防検診の定着により、歯を残す必要性の理解が広まったことで、60歳以上の平均残存歯数が増加したことが要因として考えられます。 <今後必要な改善策> 歯が残っている高齢者が増えているが、重度の歯周病がある者も多いことから、若いころから日常の歯磨きに加え歯科医院での定期検診及びクリーニングを通じて口腔の健康づくりの取組が必要です。	継続	成人を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課
4 食に関する指導の全体計画作成校														
小学校	100%	R1		99.7%	99.7%	98.9%	100%	100%		基準年度と比較し、中学校が1.4ポイント、高校が12.6ポイント減少した。	・食に関する指導の全体計画は、小学校及び中学校では、ほぼ全ての学校で作成されているが、高等学校では、約4割の作成となっている。 これは、高等学校では学校給食が行われていないことが要因と考えられることから、学校給食以外も含めた計画作成例の提供等により、学校における計画作成を支援する。	継続	研修会等で食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。	保健体育課
中学校	100%	R1		99.3%	98.6%	98.6%	98.6%							
高校	52.6%	R1		53.3%	49.3%	48.2%	42.1%	40.0%						
5 肥満防止取組実施状況														
小学校	99.7%	R1		100%	99.0%	99.6%	96.2%	97.7%		基準年度と比較し、小学校が2.0ポイント減少、中学校が4.9ポイント増加、高校が20.7ポイント増加した。	・肥満予防・改善の取組は、小学校及び中学校で基準時と同等の数値で推移しており、高校で増加している。 引き続き、運動習慣、食習慣及び生活習慣を相互に関連付けたい体的な取組等により、肥満・予防取組を推進する。	継続 (指標の記載表現を修正)	引き続き、研修会等で指導資料の周知等により、学校における肥満予防の取組を支援する。	保健体育課
中学校	93.0%	R1		96.7%	97.3%	98.6%	94.0%	97.9%						
高校	79.3%	R1		88.9%	98.4%	98.4%	88.2%	100%						
6 教育振興運動の実践区による食育活動数	186 実践区	R1		151 実践区	181 実践区	187 実践区	173 実践区	158 実践区		県内422の実践区において158件の食育推進活動が実施された。	教育振興運動実践組織数は減少傾向にあり、それに伴って活動件数も減少傾向にあるものの、健康・安全推進活動の一環として食育推進に係る活動を継続して取り組んでいる実践区は多い。	継続（指標の記載表現を修正）	引き続き、教育振興運動推進に係る研修会を通じ、啓発を行う。 ※全県1回（6/4）、各教育事務所管内（地域の実態に応じて行う）	生涯学習 文化財課

項目	基準年度		指標設定の考え方	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
	現状値	年度												
7 主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合（20歳以上）	63.4%	H28		-	57.5%	-	0.548	-		主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合は、基準年度と比較して減少傾向	<p><実績に対する要因分析> 生活様式の変化、単身世帯の増加、調理負担の増大や外食・中食の利用増加、物価高騰による食材選択の偏り等が要因として考えられます。</p> <p><今後必要な改善策> 農林水産省「食育に関する意識調査」（令和6年）によると、栄養バランスを整えるために必要なことは、「手間がかからないこと」が61.2%と最も多い回答であることから、バランスのよい日本型食生活を家庭以外でも実践できるような食環境整備が必要です。加えて、栄養教諭等や地域の管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員等ボランティアが連携した継続的な食育の推進が必要です。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが自然に健康的な食物選択ができるよう野菜摂取や減塩に配慮した総菜の販売拡大等、食品関連事業した連携した食環境整備に取り組む。 「健康的な食事推進マスター」の育成や地域での普及活動により取組の充実に図る。 	健康国保課
8 食塩摂取量の平均値（20歳以上）	10.0g	H28		-	10.1%	-	10.3g	-		食塩摂取量の平均値は、基準年度と比較して微増	<p><実績に対する要因分析> 減塩の必要性は理解されていますが、加工食品や外食の減塩化が限定的であることや行動変容が難しいことが要因として考えられます。</p> <p><今後必要な改善策> 毎月28日の「いわて減塩・適塩の日」を機会とした減塩の普及啓発による機運醸成の他、産学官連携による自然に健康になれる食環境づくりの推進が必要です。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 「いわて減塩・適塩の日」を中心にマスメディア等を活用し、減塩に取り組む機運醸成や広報事業を行う。 参考指標1-7と併せて取り組む。 	健康国保課
9 毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）	60.2%	H28		-	57.9%	-	0.54	-		毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合は、基準年度と比較して減少傾向	<p><実績に対する要因分析> 単身世帯の増加や学校・仕事・部活動などの多忙化による家族間の生活時間のずれ、コロナ禍の影響による共食文化の後退等が要因として考えられます。</p> <p><今後必要な改善策> 家族との共食頻度が高い児童・生徒の野菜・果物摂取量が多い傾向があることや高齢者においては低栄養を助長する懸念があることから、共食のメリットを可視化して発信することが必要と考えられます。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における健康経営の取組等と連動させ、働き盛り世代への食事と心身の健康づくりについて普及啓発する。 	健康国保課
10 健康的な食事推進マスターの養成人数	205人	R1		420人	546人	（事業終了）	（事業終了）	（事業終了）		令和4年度で事業終了	養成事業終了のため削除	入替 （趣旨が同様の指標に入替）	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康的な食事の実践に向けた取組を加速化させるため「健康的な食事推進マスター」による健康教育や保健指導を充実させるとともにマスターの資質向上及び活動支援のための研修等を開催する。 参考指標1-7～1-9と併せて取組む →新計画では「食生活改善に関する出前講座等の実施回数」に入替 	健康国保課

【指標に係る参考データ（調査対象・対象数、調査名等）等】

④ 食に関する指導の全体計画 「食に関する指導実施状況等調査」 公立の全学校/⑤肥満予防取組 「保健体育行政関係調査」 公立の全学校

II 食の安全安心を支える食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
	現状値	年度												
1 食の安全安心に関する講座型リスクコミュニケーションの延べ受講者数	80人	R1		-	132人	155人	132人	103人		食品安全、リスクコミュニケーション講師養成講座、食品安全、食中毒、食品添加物をテーマに4回実施した。	・リスクコミュニケーションの実施について、様々なテーマで実施をしており、基準年度を上回る参加者数を維持できている。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ3回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ(上位3つ)】 食育、食中毒、食品表示制度 →新計画では「食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数」に入替	県民くらしの安全課

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
	現状値	年度												
1 農林漁業体験インストラクター等の実施支援														
実施件数	132件	R1		97件	121件	139件	124件	128件		農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。	コロナが収束したことから、実施件数、参加人数ともに増加傾向にあると考えるが、基準年度(R1)と比較するとまだ少ないため、引き続き、小中学校等に対する支援メニューの情報提供や、地域での体験学習等に係る積極的な支援を行っていく。	継続	農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施(計画件数約120件、計画人数約12,000人)。	農林水産企画室
参加人数	25,304人	R1		8,568人	9,866人	12,912人	19,796人	15,383人						
2 学校給食における														
県産食材の利用割合(金額ベース)	58.2%	R1		57.9%	60.9%	59.3%	60.7%	集計中		集計中	・基準時の数値と同様に推移している。 引き続き、研修会の開催などにより、学校給食への地場産物活用を促進が図られるよう支援する。 ※R6年度調査では、1食当たりの給食費に占める米及び牛乳の割合(金額ベース)が4割程度となっている。本県は米及び牛乳が県産であり、その他の野菜・果物や肉、魚などを含めて県産食材の利用割合が約6割となっている。	入替 (主要指標に設定)	研修会等を通じて、引き続き県産食材及び国産食材を取り入れた食に関する指導の推進に取り組む。	保健体育課
国産食材の利用割合(金額ベース)※2	90.2%	R1		89.4%	93.0%	89.1%	90.2%	集計中						
3 給食施設での県産食材利用率(重量ベース)※3	61%	H30		-	59.9%	-	60.0%	-		隔年で実施している調査について、令和6年度分調査を実施(調査結果公表R7.12)。	物価高や給食の外部委託等により、実績が伸び悩んでいる。県産食材の情報提供や産地消に係る普及啓発に引き続き取り組む。	継続	ホームページで県産食材の情報発信を行うとともに、栄養職員等を対象とした研修会等を開催し、利用促進を図る。	流通課
4 食の匠認定数(累計)	277人・団体	R1		290人・団体	296人・団体	301人・団体	306人・団体	312人・団体		新たに6名を岩手県食の匠に認定した。県内各地で食の匠による郷土料理の伝承会等を開催し、魅力ある岩手の食文化を伝承・発信した(42回)。	各地域において掘り起こしや後継者育成に取組み、令和3~7年の間に新たに26名を岩手県食の匠に認定した。 各地域において、一般消費者や高校生等を対象に、岩手県食の匠による郷土料理伝承会を開催した。	継続	・永年受け継がれてきた地域の食文化を伝承するため、新たな「岩手県食の匠」の認定を行うとともに、候補者の掘り起こしや後継者育成に取り組む。 ・食の匠組織による食文化伝承活動を支援する。	農業普及技術課
伝承活動開催回数	30回	R1		30回	32回	41回	38回	42回						
5 3R推進キャラクターエコロルの普及啓発活動数	32回	R1		26回	20回	28回	17回	24回		・3R推進キャラクターエコロルが、保育園訪問及びエコ協力店の店頭PR活動等に参加し3Rの啓発を行った。	新型コロナウイルス感染症の流行等のため対面での普及啓発活動数が減少したものの、令和7年度は令和6年度よりも7回多い24回に増加した。 引き続き、食育キャラバン等を通じて3Rや食品ロス削減等の普及啓発活動を推進します。	入替 (趣旨が同様の指標に入替)	・引き続き、食育キャラバンによるエコロルの保育園等訪問事業やホームページ・SNS等による情報発信を通じて3Rや食品ロス削減等の普及啓発を行う。 →新計画では「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」に入替	資源循環推進課

※2 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

※3 県内の給食施設において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

【指標に係る参考データ(調査対象・対象数、調査名等)等】

② 学校給食施設・7施設・「学校給食栄養報告」(文部科学省・食材数ベース)

IV 地域に根ざした食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	期間全体の達成度	R7実績の説明	実績に対する要因分析と今後必要な改善策	次期計画における指標の扱い	今後の対応	担当課等
	現状値	年度												
1 食育の取組を行っている市町村の割合	100%	R1		100%	100%	100%	100%	100%		市町村食育担当者研修会を開催し、情報共有を図った。各市町村では工夫を凝らした様々な取組（保育所や学校給食への地場産品の取入れ、食育教室、栄養教室等）が実施されている。	食育の取組について各市町村において実施が継続されている。	継続	岩手県食育取組事例の共有や、地域の食育の課題解決につなげるほか、各市町村の食育推進計画策定の支援するため、市町村食育業務担当職員研修会を地域開催し、地域に根ざした食育の取組を促す。	県民くらしの安全課
2 食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	R1		4回	5回	5回	5回	5回		保育園及び子ども食堂を訪問しながら普及啓発活動を行った。 【R7訪問先（実績）】 岩泉町、住田町、宮古市、矢巾町、八幡平市、おおぶけキッズカフェ（八幡平市）※参加人数：計175人	岩手県食育推進ネットワーク会議との協働により、様々な分野の食育について、主に食育を普及啓発するのに効果的な幼児期の子供達に対して普及啓発を実施している。	継続	引き続き、県内の保育所等を訪問し食育の重要性を普及啓発する。	県民くらしの安全課
3 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	16市町村	H30		25市町村	27市町村	26市町村	30市町村	31市町村		「子どもの居場所ネットワークいわた」を通じた開設・運営に関する支援や、新規開設や機能強化に要する経費の一部補助等を実施した。	現状年度（H30）以降、子どもの居場所づくりに取り組む市町村数は着実に増加している。引き続き、全市町村への拡大を図るとともに、食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮する。	継続	子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため「子どもの居場所ネットワークいわた」を通じた開設・運営に関する支援等を行う。	子ども子育て支援室

【指標に係る参考データ（調査対象・対象数、調査名等）等】

① 全33市町村 出典：農林水産省・県民くらしの安全課調べ

岩手県食育推進計画 主要指標の評価及び参考指標に関すること

1 主要指標の実績に関すること

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	今後の対応	担当課等
1 児童・生徒の朝食欠食率						
小学校4年生	4.4%		<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づくことを目指します。 	継続	<p>【資料4-1から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学校、行政、関係機関、食生活改善推進員等による、食育教室、各種健康教室を通じて、子どもと保護者等双方向への啓発に取り組む。 事業所への健康経営の取組支援をとおして健康と食生活の重要性について働きかけを行う。 (健康国保課) 家庭や地域などと連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の各習慣を相互に関連付けた一体的な取組(60(ロクマル)プラスプロジェクト)を推進する(保健体育課)。 	健康国保課
中学校3年生	12.0%	0%に近づく ※1				
高校3年生	18.0%					

2 肥満傾向のある割合	小学校5年生	15.5%	13.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。 	継続	<p>【資料4-1から再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力向上及び肥満予防・改善に向け、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の各習慣を相互に関連付けた一体的な取組（60（ロクマル）プラスプロジェクト）を推進する。 ・「望ましい食習慣」の具体的な取組として、「食習慣啓発資料」や「中高生の肥満予防・改善指導資料」を活用して、生活の基盤である家庭への啓発に取り組む。 	保健体育課
	中学校2年生	13.0%	11.7%				
	高校2年生	12.0%	10.2%				
3 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	90%	90%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進県民大会や県SNS等を使った食育に関する情報提供を行い、普及啓発を図る。 ・食育推進ネットワーク会議との連携や市町村の食育の取組の支援を行う。 	県民くらしの安全課	

<出典>

- 1 「いわて健康データウェアハウス」県健康国保課
- 2 「定期健康診断」県教育委員会、「学校保健統計調査」文部科学省
- 3 「希望郷いわてモニターアンケート」県県民くらしの安全課調べ

II 食の安全安心を支える食育の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	今後の対応	担当課等
1 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96%	96%	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。 	新規	<p>アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ4回開催する。</p> <p>【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ（上位3つ）】</p> <p>食育、食中毒、食品表示制度</p>	県民くらしの安全課
2 食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数※	38,400回	40,000回	<ul style="list-style-type: none"> ・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。 	新規	<p>自主回収で健康への危険性の程度の高い事案が発生した際等には速やかに情報発信するほか、時期に応じた食の安全安心・食育に関する情報を定期的に発信する。</p>	県民くらしの安全課

※令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値（3,200回）から算出したもの。

<出典>

- 1 県民くらしの安全課調べ
- 2 県民くらしの安全課調べ

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	今後の対応	担当課等
1 学校給食における						
県産食材の利用割合（金額ベース）	60.7%	71.8%	・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。	継続（参考指標からの変更）	【資料4-1から再掲】 研修会等を通じて、引き続き県産食材及び国産食材を取り入れた食に関する指導の推進に取り組む。	保健体育課
国産食材の利用割合（金額ベース）	90.2%	90.7%	・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。			
2 食品ロス発生量※1	47,438トン （家庭系 21,851 トン、 事業系 25,587 トン）	4.3万トン	・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（第一次）」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。	新規	【継続】 ・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・ホームページやSNS等を通じて3Rの普及啓発を実施 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定（R8.3改訂）した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施	資源循環推進課

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	今後の対応	担当課等
3 農林漁家民泊等利用者数 ※2	61,895 (人回)	75,000 (人回)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12農泊地域の宿泊者数:1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とし、毎年750人ずつ増やします。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な旅行者ニーズに対応できる人材の確保・育成や農山漁村への体験型教育旅行等の誘致活動等を実施。 ・受入体制を強化するため、各地域における協議会での受入体制強化プランの策定・実践支援や、モデル地区における広域連携計画策定等の支援を実施。 	農業振興課
4 食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404回	17,500回	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承等に活用するため、食の匠による郷土料理紹介動画を制作。県公式YouTubeに掲載し、HPで広く情報発信する。 	農業普及技術課

※1 食品ロス発生量は、当該年度に明らかとなる家庭系食品ロス発生量と事業系食品ロス発生量から推計値により算出するもの。

※2 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

<出典>

- 1 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(金額ベース) 文部科学省調べ
- 2 県資源循環推進課調べ
- 3 県農業振興課調べ
- 4 県農業普及技術課調べ

IV 地域に根ざした食育の推進

項目	基準年度 (R6)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	前計画の 指標との 関係	今後の対応	担当課等
1 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合 (再掲)	90%	90%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。 	新規(再掲)	【再掲 参考指標 I-3】	県民くらしの安全課
2 市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	100%を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。 	継続	【資料4-1から再掲】 研修会の開催等により、県内各市町村に対して食育推進計画更新への支援を行う。	県民くらしの安全課

<出典>

- 1 「希望郷いわてモニターアンケート」 県民くらしの安全課調べ
- 2 農林水産省調べ

2 参考指標の実績に関すること

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
1 3歳児のむし歯のある者の割合	11.5%	R4		継続	【資料4-1から再掲】 乳幼児及びその保護者を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課
2 体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回	R6		新規	体力向上担当者研修、学校保健研修、食育推進等研修により実践推進への支援を図る。	保健体育課
3 12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	22.3%	H30		継続	【資料4-1から再掲】 児童・生徒及びその保護者を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課
4 食に関する指導の全体計画作成校				継続	【資料4-1から再掲】 研修会等で食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。	保健体育課
小学校	100.0%	R6				
中学校	98.6%	R6				
高校	42.1%	R6				

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
5 肥満予防・改善取組実施校の割合						
小学校	96.2%	R6		継続	【資料4-1から再掲】 引き続き、研修会等で指導資料の周知等により、学校における肥満予防の取組を支援する。	保健体育課
中学校	94.0%	R6				
高校	88.2%	R6				
6 教育振興運動における食育活動数	173件	R6		継続	【資料4-1から再掲】 引き続き、教育振興運動推進に係る研修会を通じ、啓発を行う。 ※全県1回(6/4)、各教育事務所管内(地域の実態に応じて行う)	生涯学習文化財課
7 主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合(20歳以上)	57.5%	R4		継続	【資料4-1から再掲】 ・誰もが自然に健康的な食物選択ができるよう野菜摂取や減塩に配慮した総菜の販売拡大等、食品関連事業した連携した食環境整備に取り組む。 ・「健康的な食事推進マスター」の育成や地域での普及活動により取組の充実を図る。	健康国保課
8 食生活改善に関する出前講座等の受講者数	107回	R6		新規	県民自らによる食生活改善の実践に向けた健康教育に取り組みます。	健康国保課
9 60歳代における咀嚼良好者の割合	82.9%	R4		継続	【資料4-1から再掲】 成人を対象とした歯と口の健康教室、イベント等に取り組む。	健康国保課

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
10 食塩摂取量の平均値 (20歳以上)	10.0g	R4		継続	【資料4-1から再掲】 ・「いわて減塩・適塩の日」を中心にマスメディア等を活用し、減塩に取り組む機運醸成や広報事業を行う。 ・参考指標1-7と併せて取り組む。	健康国保課
11 毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合 (20歳以上)	57.9%	R4		継続	【資料4-1から再掲】 ・事業所における健康経営の取組等と連動させ、働き盛り世代への食事と心身の健康づくりについて普及啓発する。	健康国保課

【指標に係る参考データ（調査対象・対象数、調査名等）等】

④食に関する指導の全体計画 「食に関する指導実施状況等調査」 公立の全学校／⑤肥満予防取組 「保健体育行政関係調査」 公立の全学校

II 食の安全安心を支える食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
12 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	R6		継続	【資料4-1から再掲】 アンケート結果等から参加者の関心が高いテーマを選定のうえ4回開催する。 【R7アンケート結果：今後取り上げてほしいテーマ（上位3つ）】 食育、食中毒、食品表示制度	県民くらしの安全課

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
13 食の安全安心に関する出前講座等の受講者数	3,311人	R6		新規	広く県民に周知を行い、食品の安全性確保に関する理解の促進等のため、出前講座の実施に取り組む。	県民くらしの安全課

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
14 食育担当者、栄養教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	R6		新規	栄養教諭基本研修等により地場産物活用推進の支援を図る。	保健体育課
15 給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※1	60%	R4		継続	【資料4-1から再掲】 ホームページで県産食材の情報発信を行うとともに、栄養職員等を対象とした研修会等を開催し、利用促進を図る。	流通課
16 県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	R6		新規	県内スーパー等と連携した地産地消運動を展開するほか、消費者等に対し、県産農林水産物の情報発信を行い利用拡大を進めます。	農林水産企画室
17 農山漁村発イノベーション※2による商品化件数（累計）	72件	R6		新規	農山漁村発イノベーションへの支援等により毎年12件ずつの商品化件数増加を目指します。	流通課

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
18 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74%	R6		新規	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・ホームページやSNS等を通じて3Rの普及啓発を実施 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、「岩手県食品ロス削減推進計画」（R8.3改訂）に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施 	資源循環推進課
19 農林漁業体験インストラクター等の実施支援						
実施件数	124件	R6		継続	【資料4-1から再掲】 農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施（計画件数約120件、計画人数約12,000人）。	農林水産企画室
参加人数	19,796人	R6				

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
20 食の匠認定数（累計）	306人・団体	R1		継続	【資料4-1から再掲】 ・永年受け継がれてきた地域の食文化を伝承するため、新たな「岩手県食の匠」の認定を行うとともに、候補者の掘り起こしや後継者育成に取り組む。 ・食の匠組織による食文化伝承活動を支援する。	農業普及技術課
伝承活動開催回数	38回	R1				

※1 県内の給食施設（県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等（認可保育園、認定こども園）、社会福祉施設等、病院（県立・公立）及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食）において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※2 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

【指標に係る参考データ（調査対象・対象数、調査名等）等】

③県民生活基本調査結果 県調査統計課調べ

IV 地域に根ざした食育の推進

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
21 食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	R6		継続	【資料4-1から再掲】 引き続き、県内の保育所等を訪問し食育の重要性を普及啓発する。	県民くらしの安全課

項目	基準年度		指標設定の考え方	前計画の指標との関係	今後の対応	担当課等
	現状値	年度				
22 市町村食育推進担当者会議の開催数	年1回	R6		新規	・市町村の計画改定や地域の課題解決等を支援するために研修会を開催する。 令和9年1月（予定）	県民くらしの安全課
23 食育の取組を行っている市町村の割合	100%	R6		継続	【資料4-1から再掲】 岩手県食育取組事例の共有や、地域の食育の課題解決につなげるほか、各市町村の食育推進計画策定の支援するため、市町村食育業務担当職員研修会を地域開催し、地域に根ざした食育の取組を促す。	県民くらしの安全課
24 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	30市町村	R6		継続	【資料4-1から再掲】 子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援等を行う。	子ども子育て支援課

【指標に係る参考データ（調査対象・対象数、調査名等）等】

③全33市町村 出典：農林水産省・県民くらしの安全課調べ

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	(1) 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援	新	【新計画】 妊娠前からの食事バランスガイドに基づく食事指導の支援		・性と健康の相談センター事業における健康教育事業において、思春期等のライフステージに応じた健康教室を実施し、学校等からの依頼に応じ、食生活や健康づくりに関する出前講座を行う。	子ども子育て支援室
		1	妊産婦のための食事バランスガイドの普及	・岩手型母子健康手帳中「妊娠中と産後の食事」「妊娠中と産後の食事の目安」についての項目を記載し、妊娠届出時に市町村にて妊産婦に対し岩手型母子健康手帳を交付することで普及啓発に努めた。	・岩手型母子健康手帳中「妊娠中と産後の食事」「妊娠中と産後の食事の目安」についての項目を記載し、妊娠届出時に市町村にて妊産婦に対し岩手型母子健康手帳を交付することで普及啓発に努める。	子ども子育て支援室
	2	授乳・離乳の支援ガイドの普及	・市町村母子保健担当者等の妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者に対して、離乳・授乳の支援ガイドの普及啓発に努めた。	・市町村母子保健担当者等の妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者に対して、離乳・授乳の支援ガイド(2019年改訂)の普及啓発に努める。	子ども子育て支援室	
(2) 子育て相談の実施	3	基本的な生活習慣や食生活をはじめとする子育てに関する電話相談やメール相談の実施	・各市町村で実施している子育て相談への支援を行った。 ・子育てサポートセンターの委託事業を継続、相談窓口を設置し、子育てに関する相談への助言や各機関への紹介を行った。	・各市町村で実施している子育て相談への支援を行う。 ・子育てサポートセンターの委託事業を継続、相談窓口を設置し、子育てに関する相談への助言や各機関への紹介を行う。	子ども子育て支援室	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	(3) 口腔の健康づくりの推進	4	口腔の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者、保育士等に対し、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。 <保健所> ・フッ化物洗口支援事業 <岩手県口腔保健支援センター> ・フッ化洗口研修会（5月15日 遠野市 市内教育保育施設職員） ・行政歯科担当者研修会（2月9日 市町村及び保健所歯科保健担当者 オンライン） ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタ（6月15日 盛岡） いい歯の日のつどい in 二戸（10月19日 二戸市） イー歯トープ8020表彰式（12月6日） 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年) 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」（ホームページ公開） 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者、保育士等に対して、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育、イベント等により啓発する。 <保健所> ・フッ化物洗口支援事業 <岩手県口腔保健支援センター> ・イー歯トープ8020出前健口講座 ・乳幼児のフッ化物応用強化啓発 ・学齢期むし歯予防対策事業 ・行政歯科保健担当者研修会の開催 ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタへの参画（6月予定 盛岡） いい歯のつどい関連事業(11月予定 八幡平市) イー歯トープ8020表彰式の開催(12月予定) 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行（通年） 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」（ホームページ公開） 	健康国保課
	(4) 特定給食施設等への指導	5	特定給食施設への立入検査・指導を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管理栄養士が保育所等児童福祉施設を対象に「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に必要な指導助言等を行うための調査並びに巡回指導を実施した。【計画：107施設 実績：119施設】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策の徹底を図る。 	健康国保課
		6	給食担当者の資質向上のための研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。 児童福祉施設担当者向け研修会【計画：12回 実績：10回】 ・「食事摂取基準2025年版」に基づく児童福祉施設栄養給与目標量算定資料の公開。【ホームページ閲覧数：1592回】 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策等、特定給食施設等の課題改善のための研修会の開催。 	健康国保課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	(1) 学校における食育の推進	7	食育担当者等を対象とした研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者101名 キオクシアアイーナ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により学校における食育の推進を支援する。 ・食育推進等研修会の開催 (10月予定) 	保健体育課
		8	学校における食育教材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者101名 キオクシアアイーナ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、食育教材を活用した指導方法の普及を図る。 ・食育推進等研修会の開催 (10月予定) 	保健体育課
		9	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者101名 キオクシアアイーナ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。 ・食育推進等研修会の開催 (10月予定) 	保健体育課
		10	早寝早起き朝ごはん運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し、普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し、普及啓発を行う。 	生涯学習文化財課
		11	食に関わる教育活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援する。 	学事振興課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	(2) 肥満予防のための取組支援 【新計画で変更あり】	12	教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象とした研究大会や研修会の開催	1 食育推進等研修会の開催 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)		保健体育課	
		13	体力向上担当者等を対象とした研修会の開催	1 運動習慣、食習慣及び生活習慣の改善等の一体的な取組の推進に向けた学校等の環境づくり (1) 運動習慣、食習慣、生活習慣の計画立案等を支援する「チャレンジカード」を配布した。 (2) 学校等への訪問による支援を実施した。 (3) 優れた取組(学校)の表彰。(令和7年度「60(ロクマル)プラスプロジェクト」推進事業実践交流会において表彰(2/13開催)) 2 指導資料の活用の推進 保護者を対象とした食習慣啓発資料や中高生の肥満予防・改善指導資料を活用し、家庭や地域と連携した取組や保護者への啓発による、適度な運動習慣、望ましい食習慣、基本的な生活習慣の形成・定着に向けた取組を推進した。			
	新	教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象とした研究大会や研修会の開催		1 食育推進等研修会の開催(10月予定)	保健体育課		
	【新計画】 (2) 肥満予防・改善のための取組支援	新	・「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」形成に係る担当者が連携した一体的な取組の支援			・「60(ロクマル)プラスプロジェクト」推進事業の周知を図るほか、R7年度における「望ましい食習慣」優良事例の紹介により実践推進への支援を図る。	保健体育課
		新	・軽度肥満児童生徒とその保護者を対象とした個別相談指導資料、食習慣啓発資料、中高生向けの指導資料の活用				

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	(3) 地域との連携による推進	14	地域と連携して取組んだ事例の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、地域と連携した食育実践事例を周知した。 ・食育推進等研修会（10/3開催 受講者101名 キオクシアアイーナ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、地域との連携事例の周知を図る。 ・食育推進等研修会（10月予定） 	保健体育課
	(4) 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ	15	食育だより等による家庭への情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食育だより等の情報共有を図った。（教職員経験者5年研修（栄養教諭）：9/26実施 県立総合教育センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、食育だより等情報提供の取組について研修を行う。 	保健体育課
	(5) 教育振興運動の展開	16	子ども・家庭・学校・地域・行政の5者連携による教育振興運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興運動市町村担当者研修会を開催した（6/5開催、参加者：参集15名、オンライン41名）。 ・市町村が実施する研修会等において、教育振興運動の推進に係る説明や助言を行った（合計6回、参加者358名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興運動推進に係る研修会を通じ、啓発を行う。 ※全県1回（6/4）、各教育事務所管内（地域の実態に応じて行う）	生涯学習文化財課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	(6) 口腔の健康づくりの推進	17	口腔の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒とその保護者、学校職員等に対し、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。 <保健所> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> フッ化物洗口支援事業（1保健所で実施） 思春期歯肉炎予防事業（3保健所で実施） ・地域歯科保健医療従事者研修会（2保健所で実施 子どもの口腔の健康づくりについて等） <岩手県口腔保健支援センター> <ul style="list-style-type: none"> ・イー歯トープ8020出前健口講座（3講座 参加者309名）（再掲） ・行政歯科担当者研修会（2月9日 市町村及び保健所歯科保健担当者 オンライン） ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタ（6月15日 盛岡） いい歯の日のつどい in 二戸（10月19日 二戸市） イー歯トープ8020表彰式（12月6日） 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年) 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」（ホームページ公開） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒とその保護者、学校職員等に対し、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発する。 <保健所> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> フッ化物洗口支援事業 思春期歯肉炎予防事業 <岩手県口腔保健支援センター>（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ・イー歯トープ8020出前健口講座 ・学齢期むし歯予防対策事業 ・行政歯科保健担当者研修会の開催 ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタへの参画（6月予定 盛岡） いい歯のつどい関連事業(11月予定 八幡平市) イー歯トープ8020表彰式の開催(12月予定) 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行（通年） 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」（ホームページ公開） 	健康国保課
	(7) 特定給食施設への指導（再掲）	18	特定給食施設への立入検査・指導を実施	<ul style="list-style-type: none"> （再掲 I-1-(4)5） ・保健所管理栄養士が小中学校及び学校給食センターを対象に「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に必要な指導助言等を行うため調査並びに巡回指導を実施した。【計画：52施設 実績：54施設】 	<ul style="list-style-type: none"> （再掲 I-1-(4)5） ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策の徹底を図る。 	健康国保課
	(7) 特定給食施設への指導（再掲）	19	給食担当者の資質向上のための研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> （再掲 I-1-(4)6） ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。 学校担当者向け研修会【計画：5回 実績：6回】 	<ul style="list-style-type: none"> （再掲 I-1-(4)6） ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策等、特定給食施設等の課題改善のための研修会の開催。 	健康国保課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	(1) 「新しい生活様式」に応じた健全な食生活の実践への支援 【新計画で変更あり】	20	「新しい生活様式」に応じた健全な食生活の実践への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行以降、家庭で食事を楽しむ機会が増えるとともに日々の食生活の重要性が再認識されたことを踏まえ、誰もが健康的な食事を家庭で実践できるよう食品関連事業者と連携した食環境の整備や普及啓発を実施した。 ①健康的な食事サポート環境整備事業（岩手県栄養士会への委託） <ul style="list-style-type: none"> おいしく健康に配慮した総菜の開発支援及び販売促進 【販売実績：599,575点（R7.4.1～R8.2.28）】 取組の拡大に向けた事業の実施【「いわて減塩・適塩の日」に併せた販売促進キャンペーン：3回、事業者向けワークショップの開催：1回】 ②食品関連事業者に対する栄養成分表示に関する指導【実績：87回】 ③マスメディア及び食品関連事業者と連携した減塩の機運醸成 ④「健康的な食事推進マスター」及び食生活改善推進員による地域普及活動 			健康国保課
	【新計画】 (1) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進	新	・子どもに対する取組の着実な実施と大人が食生活改善に取り組めるよう情報発信等			<p>誰もが自然で持続可能に、健康的な食事を家庭で実践できるよう食品関連事業者と連携した食環境の整備や普及啓発を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康的な食事サポート環境整備事業（継続） ・食品関連事業者に対する栄養成分表示に関する指導 ・マスメディアや食品関連事業者と連携した減塩の機運醸成(継続) ・「健康的な食事推進マスター」及び食生活改善推進員による地域普及活動 	健康国保課
	新	・従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」の支援					
	新	・飲食店での栄養成分表示や健康的な食事の開発や販売に取り組む事業者の拡大					

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	(2) 食事バランスガイドの普及	21	食事バランスガイドの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所では「健康的な食事推進マスター」と協働しながら地域住民や事業所従業員、児童・生徒・保護者を対象とした食育講座等において食事バランスガイドを活用した望ましい食習慣形成のための取り組みを推進した。 ①健康的な食事推進マスター(内臓脂肪をためにくい健康的な食事の組み合わせや食べ方について指導できる栄養士・保健師等)養成者数【R4年度末：546人】 ②健康的な食事推進マスターの活動【参考：R6年度実績 1,221回 8,446人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における「健康的な食事推進マスター」との協働により取組の充実を図る。 ・健康的な食事推進マスターの活動支援のための情報交換会や指導スキル向上のための研修の実施 ・健康的な食事推進マスター及び食生活改善推進員による「健康的な食事」の地域普及予定 	健康国保課
		22	県版食事バランスガイドの利用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による普及啓発に努めた。 		流通課
	(3) 食生活改善ツール等の活用及び普及	23	わかりやすい教材の作成・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚カロテノイドの測定で野菜摂取量を数値化できる機器(ベジメータ[®])を活用した測定会の開催と結果還元で具体的な食生活改善の支援を行った。【実績：33市町 230回 12,228人】 ・食生活改善ツールとして民間企業の協力を得ながら減塩と野菜摂取に向けた簡単レシピ集を作成し県内のスーパーや地域等で配布 ・いわて健康情報ポータルサイト内でお薦めレシピサイトを紹介する等、健康的な食事に関する情報発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、住民にわかりやすい教材の作成や普及を図る。 ・高血圧予防のための食生活改善を図るため、動画や寸劇等分かりやすい教材の開発を行う(岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会への委託事業) ・いわて健康情報ポータルサイトにより県民向けの情報発信の一元化を図る。 	健康国保課
	(4) 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施	24	地域で健康づくり活動を行うボランティアの研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び健康国保課が市町村ボランティア養成の支援や育成等を行った。 6/6 市町村食生活改善推進協議会長等研修会【実績：119人】 12/11 岩手県食生活改善研究会【実績：311人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各保健所を拠点とし、市町村におけるボランティア養成の支援や育成等を行う。 	健康国保課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	(5) 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施	25	市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活改善・運動指導者等の研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の栄養改善業務や健康づくり業務を担う者の資質向上のため、行政栄養士研修会及び健康運動指導者研修会等を開催した。 1 行政栄養士研修会：岩手県栄養士会への業務委託【実績】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新人研修：2回 <ul style="list-style-type: none"> ①9/17 ②12/19 場所：アイーナ (2) 行政栄養士研修：10/6 場所：アイーナ 2 健康運動指導者研修会：令和8年1月15日アイーナ【実績：43人】 3 「健康的な食事推進マスター」を対象とした研修会【実績：21回、446人】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の栄養改善業務や健康づくり業務を担う者の資質向上のため、引き続き行政栄養士研修会及び健康運動指導者研修会を開催する。 	健康国保課
	(6) 地域の食生活習慣実態の調査の実施	26	幼児、児童生徒、成人等の食生活習慣に関する実態調査の実施と県民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県健康増進計画推進協議会及び分析評価・専門委員会の開催による「県民生活習慣実態調査」の結果分析 ・「いわて健康データウェアハウス」の内容充実と県民の健康課題等のわかりやすい情報還元を進める。 ・「見える化」を視点とした健康情報の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民生活習慣実態調査」の結果公表 ・「いわて健康データウェアハウス」の内容充実と県民の健康課題等のわかりやすい情報還元を進める。 ・「見える化」を視点とした健康情報の提供。 	健康国保課
	(7) 飲食店等の栄養成分表示等の促進	27	飲食店等における栄養成分表示等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管理栄養士がメニューに栄養成分表示をする飲食店の新規登録に向け指導及び支援を行った。 ①飲食店への個別相談指導【実績：46回】 ②今年度新規登録店【実績：13店舗】 ③外食栄養成分表示登録店制度についての周知【実績：87回】 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗数増加及び表示メニューの増加に向けた働きかけを強化する。 	健康国保課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	(8) 口腔の健康づくりの推進	28	口腔の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> すべての年齢層の地域住民に対して、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。 <保健所> <ul style="list-style-type: none"> 地域歯科保健医療従事者研修会（6保健所で実施 高齢者の口腔ケアの目的と効果的な実践方法等） 成人の歯周病予防事業（4保健所で実施） <岩手県口腔保健支援センター> <ul style="list-style-type: none"> イー歯トープ8020出前健口講座（13講座 参加者324名） （再掲） <ul style="list-style-type: none"> 行政歯科担当者研修会 乳幼児のフッ化物応用強化啓発 イー歯トープ8020出前健口講座 普及啓発イベント等 8020健康フェスタ（6月15日 盛岡） いい歯の日のつどい in 遠野（11月24日 遠野市） イー歯トープ8020表彰式（12月6日） 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年) 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」 （ホームページ公開）	<ul style="list-style-type: none"> すべての年齢層の地域住民に対して、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育、イベント等により啓発する。また、歯科保健医療従事者の資質向上のための研修会を開催する。 <保健所> <ul style="list-style-type: none"> 口腔の健康づくり推進事業 <岩手県口腔保健支援センター> （再掲） <ul style="list-style-type: none"> イー歯トープ8020出前健口講座 行政歯科保健担当者研修会の開催 普及啓発イベント等 8020健康フェスタへの参画（6月予定 盛岡） いい歯のつどい関連事業(11月予定 八幡平市) イー歯トープ8020表彰式の開催(12月予定) 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行（通年） 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」(ホームページ公開)	健康国保課
		29	特定給食施設への立入検査・指導を実施	（再掲 施策1(4)6） <ul style="list-style-type: none"> 保健所管理栄養士が保育所等児童福祉施設を対象に「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に必要な指導助言等を行うための調査並びに巡回指導を実施した。 	（再掲 施策1(4)6） <ul style="list-style-type: none"> 「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策の徹底を図る。 	健康国保課
	30	給食担当者の資質向上のための研修会の開催	（再掲 施策1(4)7） <ul style="list-style-type: none"> 「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。 	（再掲 施策1(4)7） <ul style="list-style-type: none"> 「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく適切な栄養管理の実施並びに危機管理対策等、特定給食施設等の課題改善のための研修会の開催。 	健康国保課	
	(9) 特定給食施設への指導（再掲）					

II 食の安全安心を支える食育の推進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	(1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施	31	リスクコミュニケーションの実施	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <p>①劇場型リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス (1/21、115人) <p>②講座型リスクコミュニケーション (計94人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスコミ講師養成講座 (9/29、14人) ※理解度：92.3% ・食品の安全 (9/29、18人) ※理解度：94.1% ・食中毒 (11/5、27人) ※理解度：100% ・食品添加物 (11/5、35人) ※理解度：72.7% 	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒、食品表示及び食品放射性物質等をテーマに3回開催する。 	県民くらしの安全課
	(2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施	32	出前講座の開催や講師派遣の実施	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・105回実施、延べ3,398名受講。 <p>(テーマ：食中毒、食品表示、HACCP等)</p>	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く周知を行い、随時依頼に応じて実施する。テーマは、主催側の依頼に応じるほか、県民に特に周知の必要な話題を積極的に取り上げる。 	県民くらしの安全課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食の安全 安心に関する 知識の普及と 理解の増進	(3) 食品の安全性等に関する情報の提供 【新計画で変更あり】	33	広報等を活用した食品の安全性等に関する情報の提供	(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品に関するトレーサビリティ制度について、ホームページ等で周知した。		流通課
				(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示に係る研修会を、保健所において計76回開催し、のべ1,830人が参加。 ・県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する2件(洋菓子及び油菓子(いずれも硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。		
	【新計画】 (3) 食品の安全性等に関する情報の発信	新	広報等を活用した食品の安全性等に関する情報の提供		(食の安全安心推進計画のとおり) ・制度について、ホームページ等で引き続き周知活動を実施 ・国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を実施	流通課
					(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示基準等について県民等の研修会を保健所等で実施予定。 ・県公式ツイッターによる情報発信(食品自主回収) ・食中毒防止についてリーフレットにより周知	県民くらしの安全課
	(4) 災害発生に対応した食の安全安心の確保	34	災害に備えた食料の備蓄	・岩手県災害備蓄指針に基づく計画的な備蓄の実施 ・県民や事業所へ備蓄を進めるための広報(ホームページなど)の実施	・岩手県災害備蓄指針に基づき、計画的な備蓄を実施するとともに県民や事業所へ備蓄を進めるための広報(ホームページ等)を実施する。	防災課
災害発生時食品衛生マニュアル等の整備			・災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生マニュアルの見直しを実施する。	・災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生マニュアルの見直しを実施する。	県民くらしの安全課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食の安全 安心に関する 知識の普及と 理解の増進	(4) 災害発生に 対応した食の安全 安心の確保	34	大規模災害に備えた 栄養・食生活支援に 関する人材育成及び 家庭や給食施設での 備蓄等の普及啓発	・災害時における要配慮者のための食料支援及び被災者に対する栄養・食生活支援活動を円滑に行うため、公益社団法人岩手県栄養士会との協定締結の準備を進めた。	・災害時における要配慮者のための食料支援及び被災者に対する栄養・食生活支援活動を円滑に行うため、公益社団法人岩手県栄養士会との協定締結を予定	健康国保課
		(5) 学校におけ る食育の推進（再 掲）	35	食育担当者等を対象 とした研修会の開催	(再掲 施策1(1)7) ・研修会において、食に関する指導の実践事例を紹介する等、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者101名 キオクシアアイーナ)	(再掲 施策1(1)7) ・研修会において、食に関する指導の実践事例を紹介等により学校における食育の推進を支援する。 ・食育推進等研修会（10月予定）
	36		学校における食育教 材の活用促進	(再掲 施策1(1)8) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者101名 キオクシアアイーナ)	(再掲 施策1(1)8) ・研修会等において、食育教材を活用した指導方法の普及を図る。 ・食育推進等研修会の開催（10月予定）	保健体育課
	37		食に関する指導の全 体計画作成と食育担 当者の設置	(再掲 施策1(1)9) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例を紹介する等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3、受講者101名 キオクシアアイーナ)	(再掲 施策1(1)9) ・研修会等において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。 ・食育推進等研修会の開催（10月予定）	保健体育課
	38		早寝早起き朝ごはん 運動の推進	(再掲 施策1(1)10) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し普及啓発を行った。	(再掲 施策1(1)10) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し、普及啓発を行う。	生涯学習文化財課
	39	食に関わる教育活動 への支援	(再掲 施策1(1)11) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。	(再掲 施策1(1)11) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援する。	学事振興課	
2 食品情報 の提供と食品 表示の適正化 の推進	(1) 食品に関する トレーサビリティ 制度の普及	40	食品に関するトレー サビリティ制度の普 及推進	・制度について、ホームページ等で周知した。	・制度について、ホームページ等で引き続き周知活動を実施 ・国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を実施	流通課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	(2) 食品表示に関する店舗への指導	41	店舗に対する食品表示の指導の実施	(食の安全安心推進計画のとおり) ・県内の事業者店舗について、表示点検を実施。	(食の安全安心推進計画のとおり) ・県内の事業者店舗について、表示点検を実施する。 ・アレルギーを含む食品に関する表示の見直し等、新たな制度に基づいた表示について適切に指導する。	県民くらしの安全課
		42	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	(食の安全安心推進計画のとおり) ・監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。	(食の安全安心推進計画のとおり) ・監視時において適正な表示制度の普及に努める。	県民くらしの安全課
	(3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実	43	食品表示ウォッチャーの委嘱と研修会の開催	(食の安全安心推進計画のとおり) ・令和7年5月13日から令和8年3月31日までの委嘱期間で25名に委嘱。 ・報告件数：204件(全4回報告。) ・第1回：令和7年5月13日開催 ・第2回：令和7年9月29日開催	(食の安全安心推進計画のとおり) ・令和8年5月12日から令和9年3月31日までの委嘱期間で20名に委嘱 ・第1回：令和8年5月12日に開催。 ・第2回：年度後半に開催予定。	県民くらしの安全課
	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成	44	食品の適正表示を推進する者の養成講習会への講師派遣	(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援(1回)	(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示に係る講習会については引き続き実施予定	県民くらしの安全課
	(5) 食品表示に関する相談の実施	45	食品表示110番の設置と県民から相談等の対応、指導の実施	(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示110番の設置 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：12件 (※法令違反該当なし)。	(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示110番の設置 ・引き続き専門員を配置し、適切な対応や指導に努める。	県民くらしの安全課
	(6) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供	46	本県事業者の自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収と自主回収情報の県民への提供	・報告件数36件(野菜の自主検査による残留農薬の基準超過、ラベルの貼り間違いによるアレルギーの欠落、消費期限等の誤設定等)について、管轄保健所において適切な指導を行ったほか、速やかに国の食品衛生申請等システムに登録し、広く閲覧可能な状態にした。 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する2件(洋菓子及び油菓子(いずれも硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。	・本格運用が開始した国の食品衛生申請等システムにより県内及び、他の自治体における自主回収情報が閲覧できるようになった。 ・県内で自主回収案件が発生した際には、管轄保健所における適切な指導のほか、国の食品衛生申請等システムへの登録、県ホームページにおけるシステムへの案内掲載、SNSの活用により、県民への速やかな情報提供に努める。	県民くらしの安全課

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	（1）学校等における農林漁業体験学習の支援	47	学校等における農林漁業体験学習の支援	Ⅲ 施策3（生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進）に取組内容を組替え		農林水産企画室
	（2）酪農体験等の学習支援	48	酪農体験等の学習の場の提供	・「酪農出前教室」未実施の小学校で、牛乳及び酪農の知識普及の活動を22の小学校で実施。		流通課
	（1）生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援	49	県内スーパー等と連携した農林水産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・食のプロフェッショナルアドバイザー等の派遣により、産直施設等（重点産直4施設）の運営強化の取組や生産者、食品事業者との連携を支援した。 ・県内スーパー等と連携した地産地消の取組の実施 ・連携協定を締結している企業において、提携先の社員食堂にて県産品を利用したメニューを提供する「岩手県フェア」の取組を実施。 ・「いわて食財の日」に合わせて、県庁食堂にて県産食材を利用したメニュー提供を実施。 ・「いわて地産地消給食実施事業所」（R8.3月末現在で87事業所）及び「いわて地産地消弁当」（R8.3月末現在で10件）の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し地産地消情報を発信した。 ・学校栄養教諭等に対する研修（1回）を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食のプロフェッショナルアドバイザー等の派遣による産直施設等の運営強化の取組や生産者、食品事業者の連携を支援 ・県内スーパー等と連携した地産地消の取組の実施 ・連携協定を締結している企業において、提携先の社員食堂にて県産品を利用したメニューを提供する「岩手県フェア」の取組を実施。 ・「いわて食財の日」に合わせて、県庁食堂にて県産食材を利用したメニュー提供を実施。 ・「いわて地産地消給食実施事業所」及び「いわて地産地消弁当」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し、地産地消情報を発信 ・学校栄養教諭等に対する研修を実施（1回程度） ・地場産物等活用に向けた供給体制構築の支援（1市町村） ・県内各市町村の地産地消促進計画の実行支援 	流通課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	(2) 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進	50	ごはん食の普及啓発のための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用した「ごはん食」の普及啓発に係る情報発信 (X (旧Twitter) 、Facebook、いわて純情米HP) 【「金色の風」 Facebook】 https://www.facebook.com/iwateKonjikinokaze 【「金色の風」 X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」 Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」 X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」 Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 https://iwate-kome.jp/ 【いわて純情米キャンペーンX】 https://twitter.com/iwate_kingincp 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等を活用して「ごはん食」の啓発に係る情報を発信する。 【「金色の風」 X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」 Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」 X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【いわて純情米HP】 http://www.iwate-kome.jp/ 	流通課
	(3) 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保	新	バリューチェーンの構築の促進と中核人材の育成		<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による農林漁業者等への経営課題解決の実行支援。 ・県産農林水産物の商品開発を促進するための地域資源活用価値創出（6次産業化）交流会の開催。 ・地域資源活用価値創出の取組を実践する中核人材を育成するための研修の実施。 	流通課
	(4) 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持	新	農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織（農村RMO）等の育成や活動支援		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体職員の地域づくりプロデュースカの向上に向け、国主催の講座への派遣や県独自の研修会を開催。 ・地域協議会が実施する、農村RMOの形成等に係る取組を支援。 	農業振興課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	(1) 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進	新	消費者を対象とした有機農業に係るセミナーの開催等による環境保全型農業への理解醸成		・セミナーの開催等による環境保全型農業への理解醸成	農業普及技術課
		新	人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）の普及啓発		・「エシカル消費を楽しく学ぼう」出前授業の実施 ・エシカル消費セミナーの開催	県民生活センター
	(2) 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進	54	食品ロス削減、3R、使い捨てプラスチックの使用抑制に資する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減月間（10月）、年末年始及び歓送迎会シーズン（12～1月）における「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」の実施及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」（178店舗登録（R6.12末現在））の取組を通じて、事業者と連携しながら食品ロス削減の推進に取り組んでいる。 ・食品ロス削減をecoマナーの一つとして位置付け、岩手県3R推進キャラクター「エコロル」のイラストを用いたアイコンを活用し、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」への協力を呼びかけている。 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施している。なお、R8.3に計画を改訂した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・ホームページやSNS等を通じて3Rの普及啓発を実施 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定（R8.3改訂）した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施 	資源循環推進課
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	(1) 学校等における農林漁業体験学習の支援	47	学校等における農林漁業体験学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。（実施件数128件、参加人数15,383人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。（計画件数約120件、計画人数約12,000人） 	農林水産企画室

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	【新計画】 (2) 都市と農山漁村の交流人口の拡大	新	・グリーン・ツーリズムによる交流人口拡大に向けた多様な旅行ニーズに対応できる人材育成研修会の開催	/	/	農業振興課
		新	・アドバイザー派遣による課題解決支援			
		新	・広域連携に向けた合意形成支援			
		新	水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る海業の取組の促進			
4 食文化や食生活の継承	(1) 食の匠の活動支援	51	<p>食の匠の技の次世代への継承と岩手の食の魅力の情報発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県食の匠として6名を新規認定。(認定総数：312名) ・各地域において岩手県食の匠による食文化伝承会の開催を支援し、一般消費者や高校生等を対象とした伝承会を開催した。(42回) ・HP等を活用して情報を発信した。(37回) ・岩手ならではの食文化(岩手県食の匠認定料理)を学ぶ機会を提供するため、食の匠による郷土料理の紹介動画を撮影。(10人品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の方も対象に広く伝承活動を実施し、食の匠の後継者を確保・育成 ・岩手ならではの食文化(岩手県食の匠認定料理)を学ぶ機会を提供するため、食の匠による郷土料理の紹介動画を作成し、ホームページ等で情報発信 	農業普及技術課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等	
4 食文化や食生活の継承	(2) 食生活改善推進員等の活動支援	52	食生活改善ボランティア等による健康的な食習慣や食文化等の普及啓発活動への支援	<p>(再掲 施策3(3)23・(4)24)</p> <p>①保健所及び健康国保課が市町村ボランティア養成の支援や育成等を行った。</p> <p>6/6市町村食生活改善推進協議会長等研修会【実績：119人】</p> <p>12/11岩手県食生活改善研究会【実績：311人】</p> <p>②県民向け各種普及啓発の協働を通じた活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚カロテノイドの測定で野菜摂取量を数値化できる機器(ベジメータ®)を活用した測定会の開催と結果還元で具体的な食生活改善の支援を行った。【実績：33市町230回12,228人】 ・食生活改善ツールとして民間企業の協力を得ながら減塩と野菜摂取に向けた簡単レシピ集を作成し県内のスーパーや地域等で配布 ・いわて健康情報ポータルサイト内でお薦めレシピサイトを紹介する等、健康的な食事に関する情報発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各保健所を拠点とし、市町村におけるボランティア養成の支援や育成等を行う。 ・サイト内の情報を充実させる。 	健康国保課	
	(3) 学校給食への郷土料理の活用	53	栄養教諭等を対象とした研修会において、郷土料理活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、学校給食に郷土料理を取り入れる教育的効果について講義、情報交換等を行った。(教職員経験者5年研修(栄養教諭)：9/26実施 県立総合教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等において、学校給食に郷土料理を取入れた場合の教育的効果についての講義、情報交換等を行う。 	保健体育課	
	(4) 環境に配慮した食生活の推進	54	3R推進キャラクター王ヨロルを活用した普及啓発の実施	Ⅲ 施策2(環境に配慮した食料生産・消費の推進)に取組内容を組替え			資源循環推進課
	(5) 学校における食育の推進(再掲)	55	食育担当者等を対象とした研修会の開催	<p>(再掲 施策2(1)7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例を紹介する等、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会(10/3開催、受講者101名 キオクシアアイーナ) 	<p>(再掲 施策2(1)7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例を紹介等により学校における食育の推進を支援する。 ・食育推進等研修会(10月予定) 	保健体育課	

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
4 食文化や食生活の継承	(5) 学校における食育の推進(再掲)	56	学校における食育教材の活用促進	(再掲 施策2(1)8) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者101名 キオクシアアイーナ)	(再掲 施策2(1)8) ・研修会等において、食育教材を活用した指導方法の普及を図る。 ・食育推進等研修会の開催(10月予定)	保健体育課
		57	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置	(再掲 施策2(1)9) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例を紹介する等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3、受講者101名 キオクシアアイーナ)	(再掲 施策2(1)9) ・研修会等において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援する。 ・食育推進等研修会の開催(10月予定)	保健体育課
		58	早寝早起き朝ごはん運動の推進	(再掲 施策2(1)10) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し普及啓発を行った。	(再掲 施策2(1)10) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し、普及啓発を行う。	生涯学習文化財課
		59	食に関わる教育活動への支援	(再掲 施策2(1)11) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。	(再掲 施策2(1)11) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援する。	学事振興課
	(6) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(再掲)	60	ごはん食の普及啓発のための情報発信	(再掲 施策1(1)50) ・ホームページやSNS等を活用した「ごはん食」の普及啓発に係る情報発信 (X(旧Twitter)、Facebook、いわて純情米HP) 【「金色の風」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateKonjikinokaze 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 https://iwate-kome.jp/ 【いわて純情米キャンペーンX】 https://twitter.com/iwate_kingincp	(再掲 施策1(1)50) ・ホームページやSNS等を活用して「ごはん食」の啓発に係る情報を発信する。 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【いわて純情米HP】 http://www.iwate-kome.jp/	流通課

IV 地域に根ざした食育の推進

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食育推進 県民運動の展 開	(1) 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化	新	岩手県食育推進ネットワーク会議と関係機関との連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて食育応援団」認証制度の活用と企業等との連携を実施。 ・令和7年度岩手県食育推進県民大会で体験コーナーの展示に協力していただいた。 ・構成団体と食について学ぶ学生の意見交換会「学生が岩手の食育について考える会」を開催（1/30,2/10 北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて食育応援団」認証制度の活用と企業等との連携を実施。 ・SNSの活用も図りながら、食育に関する構成団体との情報共有を図る。 	県民くらしの安全課
	(2) 食育月間等における食育の普及	61	食育月間、食育の日における食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等を訪問しながら、食育の普及啓発を行った。 ・マスコミを活用した情報発信、食育関係機関への食育月間及び食育の日の取組についての周知等を行い、食育の普及を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月以降に県内の保育所等に食育普及啓発キャラバンを実施する。 ・マスコミを活用した情報発信、食育関係機関への食育月間及び食育の日の取組についての周知などを行い、食育の普及を図る。 	県民くらしの安全課
		62	食育推進県民大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・11月3日に令和7年度岩手県食育推進県民大会を実施した。 会場：イオンモール盛岡 イーハートープ広場、共用通路 内容 (1) 各種表彰式 <ul style="list-style-type: none"> ・食育貢献者 ・凶画・食育推進凶画ポスターコンクール ・食育標語コンクール (2) 体験コーナー、標語・凶画ポスター展示 (3) スタンプラリー (岩手のお米新米フェア及び岩手うんめえ～もん！！グランプリ2025表彰式・販売会と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月5日（土）に開催予定 会場：イオンモール盛岡 内容：県の各種表彰式等（予定） 	県民くらしの安全課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食育推進 県民運動の展開	(2) 食育月間等 における食育の普及	63	「いわて減塩・適塩の日」キャンペーンや健康づくり教室等を通じた食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者や健康づくり関係団体とのコラボやマスメディアを活用しながら「いわて減塩・適塩の日」を中心とした食事と減塩に関する啓発を強化した。 【実績：182回】 ・「健康的な食事推進マスター」との協働により、地域における食育の取組を進めた。 ・健康づくり関連事業や食品関連事業者とコラボしたキャンペーン活動等により、県民への情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食品関連事業者や健康づくり関係団体とのコラボやマスメディアを活用しながら「いわて減塩・適塩の日」を中心とした啓発を強化するとともに、管理栄養士、栄養士、保健師及び養護教諭等を対象とした「健康的な食事推進マスター」との協働により、地域における食育の取組の充実を図る。 	健康国保課
		64	「いわて家庭の日」における食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて家庭の日」は、青少年の健やかな成長のために家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼びかけ、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日として、（公社）岩手県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」）が提唱する県民運動である。この中で、「家族そろって食事をする」とや「早寝早起き朝ごはん」などを呼びかけた。 ・県民会議が毎月発行する「いわて家庭の日」のチラシを県民室に配架するとともに、県民会議のホームページに公開した。また、各市町村の青少年行政担当部局のほか、県立青少年の家・野外活動センターにチラシを送付し、各種イベント・事業等での配布や掲示などを呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて家庭の日」県民運動において、「家族そろって食事をする」とや「早寝早起き朝ごはん」を呼びかける。 ・県民会議が毎月発行する「いわて家庭の日」のチラシを県民室に配架するとともに、県民会議のホームページ等に公開する。また、各市町村の青少年行政担当部局のほか、県立青少年の家・野外活動センターにチラシを送付し、各種イベント・事業等での配布や掲示などを呼びかける。 	若者女性協働推進室
		65	県産食材を活用した食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内小中学校を対象とし、「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日（11月29日）」に「いわて牛」・「いわて短角牛」を使用した学校給食の提供を支援した。 ・「酪農出前教室」の実施（再掲 Ⅲ-1-(2) 48） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内小中学校等を対象とした「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日（11月29日）」の実施支援 	流通課
		66	食育の普及・推進のキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内飲食店と連携した県産米の増量・大盛キャンペーンの実施 （ほっかほっか亭 県内36店舗、県外33店舗 11/1～11/30） ・「いわて純情米で至福の味わい!! キャンペーン」の実施 （全国の米穀専門店を対象に県産米を購入すると抽選で景品をプレゼントするもの 2/1～3/5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内飲食店等と連携した県産米の増量・大盛キャンペーンを実施する。 ・県産米の消費拡大に向けたキャンペーンを実施する。 	流通課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食育推進 県民運動の展開	(2) 食育月間等における食育の普及	67	イベント・フェア等での県産米PR	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・フェア等での県産米PRによる食育の普及・推進 【いわて純情米消費拡大月間】 盛岡駅でのおにぎり配布 4/29 春の藤原まつりでの「金色の風」PR 5/3 首都圏での「金色の風」PR 5/29 【「白銀のひかり」田植え行事】 (久慈市 知事、生産者参加 5/14) 【「白銀のひかり」稲刈り行事】 (八幡平市 知事、生産者参加 9/2) 【県内トップセールスイベント】 (主催：いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会 イオンモール盛岡 知事出席 11/3) ・「ごはん食」の啓発を目的としたコンクール開催支援 【「ごはん・お米とわたし」作文・図画岩手県コンクール】 (応募数：作文57点、図画196点 計253点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・フェア等での県産米PRにより食育の普及・推進を図る。 知事田植え行事 知事稲刈り行事 トップセールス等によるPR ・「ごはん食」の啓発を目的としたコンクール等の開催を支援する。 	流通課
	(2) 食育を推進する基盤整備の支援	68	岩手県食育推進ネットワーク会議と関係機関との連携の仕組みの構築	IV 施策1 (1) に取組内容を組替え		県民くらしの安全課
	(3) 食育推進貢献者等の表彰の実施	69	食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体の表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食育貢献者表彰の実施。※募集期間：6/10～8/17 ・11月3日の岩手県食育推進県民大会で表彰式を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育貢献者表彰の実施。 募集期間：6月中旬日から8月中旬を予定 12月5日の岩手県食育推進県民大会で表彰予定 	県民くらしの安全課
	(4) 食育に関する広報活動の推進	70	食育推進ネットワーク会議構成団体と連携した食育に関するコンクールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進図画・ポスターコンクール及び食育標語コンクールの実施。 テーマ「朝ごはん」※募集期間：6月～8月 ・11月3日の岩手県食育推進県民大会で表彰式を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育標語コンクール及び食育推進図画・ポスターコンクールの実施。 テーマ「一緒に食べよう」 募集期間：6月中旬から8月中旬を予定 12月5日の岩手県食育推進県民大会で表彰予定 	県民くらしの安全課

施策	取組項目	NO	取組内容	R7の取組	R8計画	担当課等
1 食育推進 県民運動の展開	（5）第16回食育推進全国大会inいわての開催	71	「第16回食育推進全国大会inいわて」のウェブ開催	令和3年度で事業終了。		県民くらしの安全課
	（5）企業における食育活動の推進	72	いわて食育応援団の加入促進等による食育活動の普及啓発	・令和7年度岩手県食育推進県民大会で体験コーナーへ出展してもらい食育の普及啓発を図った。	・引き続きいわて食育応援団の加入を促し、食育計画等の普及啓発を行い、企業での食育活動の取組に繋げる。また、取組事例について、関係団体等への事例紹介を行う。	県民くらしの安全課
2 市町村や地域における食育の推進	（1）市町村等における食育推進の支援	73	市町村食育業務担当職員研修会の開催等による市町村食育推進計画策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、市町村の計画改定や地域の課題解決等を支援した。 【内容】 (1) 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ア 「第5次食育推進基本計画について」 東北農政局 消費・安全部 消費生活課 課長補佐（食育推進） 久保田 秀一 氏 イ 「第5次岩手県食育推進計画の概要について」 岩手県環境生活部県民くらしの安全課 主査 晴山 久美子 (2) 食育の取組事例に係る意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、市町村の計画改定や地域の課題解決等を支援する。 令和9年1月（予定） 	県民くらしの安全課
		74	子ども食堂等への支援	・子どもの居場所ネットワークいわてを通じ、子ども食堂等の子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援した。	・子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援等を行う	子ども子育て支援室

◆岩手県食育推進計画 県以外の主体の取組状況（令和7年度）

資料5-2

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

●施策

- 1 幼児等の健全な食習慣の形成
- 2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
- 3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

皆さんに期待すること					
家庭	幼稚園・保育所	学校	地域	食品関連事業者	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、朝食を食べる(準備する)習慣を身に付ける。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。 ・家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる(準備する)よう心がける。 ・自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食への興味や意欲を喚起するとともに、望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・家庭の食生活に関する相談への助言を実施する。 ・家庭や地域に給食を試食する機会を提供する。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣形成に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・家庭に対する啓発活動を実施するとともに、食育に関する様々な情報を提供する。 ・子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・近隣住民等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店での栄養成分表示を積極的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実させる。 ・子育て世代(20～40歳代)が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・食生活改善推進員を養成する。 ・歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・家庭や学校、地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

県以外の主体の取組状況

取組状況

補足(委員)

【事業者団体等】

- ・親子食育教室や男性のための料理教室の開催。
- ・食生活改善推進員団体が地域において適量・適塩等の健全な食生活の定着に向けて啓発を実施。
- ・栄養士会において乳幼児の栄養、食生活に関する相談を実施。

【教育振興運動】

- ・子ども、家庭、学校、地域、行政の役割と責任を明確にし、互いに連携しながら地域の教育課題解決のための取組を実施。

【市町村】

- ・保育園で野菜の栽培や調理体験を通じた食育の取組を実施。
- ・朝食の大切さを伝える普及啓発展示の実施。
- ・食育講座(栄養士の講話、ヘルシー栄養教室等)を実施。
- ・かみかみ週間の実施、「食育の日・よくかむ給食」の実施。
- ・図書館と連携し、「食」に関する本の企画展を実施。

【生活研究グループ連絡協議会】

- ・盛岡地方生活研究グループ連絡協議会が盛岡農業高校人間科学科2年生の生徒を対象に、みその仕込み、山菜そば、舞茸おこわ、やまんば汁(仕込んだみそを使用)、がんづき、じゃがいももち作りの実習を指導。
- ・紫波郡生活研究グループ連絡協議会が紫波総合高校ライフデザイン系列2、3年生の生徒を対象に、ひつつみ、バラ寿司、がんづき、かまやき作りの実習を指導。

II 食の安全安心を支える食育の推進

●施策

- 1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
- 2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

皆さんに期待すること					
家庭	幼稚園・保育所	学校	地域	食品関連事業者	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について知識と理解を深める。 ・食品表示を有効活用する。 ・牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を、商品選択の参考とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品の生産、製造・加工、流通・販売について学ぶ。 ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 			<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・食品に関する情報提供を推進する。 ・食品表示を適正に行う。 ・関係法令の順守及びトレーサビリティに必要な取組(牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施)を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。
県以外の主体の取組状況					
取組状況			補足(委員)		
<p>【事業者団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子食育教室や男性のための料理教室の開催。 ・食生活改善推進員団体が地域において適量・適塩等の健全な食生活の定着に向けて啓発を実施。 ・栄養士会において乳幼児の栄養、食生活に関する相談を実施。 					

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

●施策

- 1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進
- 2 食文化や食生活の継承

皆さんに期待すること					
家庭	幼稚園・保育所	学校	地域	食品関連事業者	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で取れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。 ・マイボトルやマイ箸を活用するなど、使い捨てプラスチックの使用をできるだけ控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し、地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承関係者間の連携や、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

県以外の主体の取組状況	
取組状況	補足(委員)
<p>【小中学生等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習の実施。 <p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産農産物や郷土料理を取り入れた学校給食の提供。 ・食育月間にあわせて、地場産農畜産物を取り入れた学校給食、保育所における地産地消給食・県産食材給食の提供を実施。 ・食育月間にあわせて、学校で郷土食の紹介や調理実習、食育教室を実施。 	

IV 地域に根ざした食育の推進

●施策

- 1 食育推進運動の展開
- 2 市町村や地域における食育の推進

皆さんに期待すること					
家庭	幼稚園・保育所	学校	地域	食品関連事業者	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。 ・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。 ・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。 ・学校や保育所、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。 ・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、講習会、親子料理教室などの実施に努める。 ・幅広い世代における食育関連のリーダー育成に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する理解を深め、各事業者の事業活動などの特色に応じた食育活動を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育を推進するための適切な組織を形成するとともに、市町村食育推進計画を策定する。 ・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所、地域などと連携し、計画的に食育の施策を展開する。 ・ホームページ、広報等を通じた食育に関する情報提供を行う。

県以外の主体の取組状況

取組状況	補足(委員)
<p>【事業者団体等】 ・岩手県食育推進ネットワーク会議において、県民の食育への理解と関心を深めることを目的に、食育標語コンクール及び食育推進ポスターコンクールを実施。(県と共催)</p> <p>【市町村】 ・学校で給食だより等による食育指導、調理実習等を実施。 ・ホームページや各広報誌等で食育を普及啓発。</p>	<p><u>「岩手県食品衛生協会」として</u> ・食品による健康被害の発生防止と食品衛生への理解と関心を深めていただくために、8月の食品衛生月間に各支会が次の「食品衛生思想の普及向上事業」を保健所との共催により実施した。 ア)消費者等による一日食品衛生指導員、食品衛生講習会 イ)テレビ・ラジオ等による食中毒予防キャンペーン、同スポットCM ウ)広報紙、ポスターの掲示による食中毒予防の注意喚起 エ)手洗いチェッカーを用いた手洗い講習会 オ)集客施設におけるリーフレット・エンボス手袋等の配布 ・ノロウイルスによる健康被害の発生防止とノロウイルスに関する的確な情報を提供するために、11月～1月のノロウイルス食中毒予防強化月間に保育所、学童クラブ等において手洗い講習会を15回実施した。</p> <p><u>「株式会社いわちく」として</u> ・花北青雲高校での食肉事業に関わる食育授業 実施日:10/30 概要:岩手県の畜産事業と食肉流通事業への理解醸成のため、花北青雲高校総合生活科1年生・2年生を対象に実施。食生活関連分野に対する理解を深めた。</p> <p>・紫波総合高校での食肉事業に関わる食育授業 実施日:10/31 概要:岩手県の畜産事業と食肉流通事業への理解醸成のため、フードデザイン系列1年生・2年生を対象に実施。食を通じた共食・つながりを体感することで、食生活関連分野に対する理解を深め、企画・運営・調理・販売までの総合的な実践力を高めた。</p> <p>・和牛甲子園出品牛の販売・PRイベントの実施 実施日:2/14 概要:1/15-16開催の全農が主催する第9回和牛甲子園が東京都中央卸売市場食肉市場等で開催され、岩手県立盛岡農業高等学校が出品した牛肉を当社が購買し、川徳百貨店の協力のもと当社直売店にて販売と併せて同校学生のと牛甲子園への取組み等を紹介。販売には同校生徒も同席し、食肉流通(生産～販売)への理解を深めた。</p>